矯正図書館

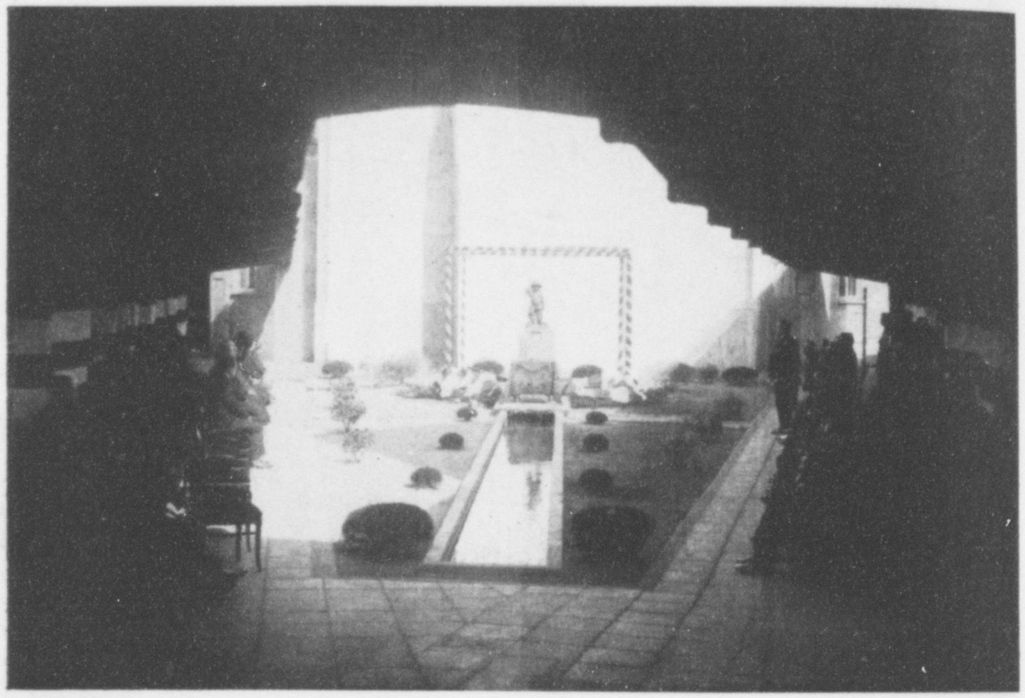
刑政

第四十七卷　四月號　第四號

行刑作業經營の一轉回（卷頭言）	正木亮	2
罪刑法定主義の現代的意義	木村龜二	4
假釋放制度の法律的・政策的考察（上）	東邦彥	25
滿洲國監所之沿革	鈴木裕	47
イタリアの保護會	ナサニエル・キヤンター	54
海外時報		61
雜報		68

財團法人　刑務協會發行

矯正図書館



巣鴨刑務所府中建築場における銅像「將軍の孫」除幕式



矯正図書館

政　　刑



第四十七卷

第　四　號

行刑作業經營の一轉回

今春わが行刑當局は作業經營の一轉回としてブロック統制作業といふ制度を實施することになつた。ブロック統制作業とは從來一刑務所を單位として經營されて居た作業組織を、數個の刑務所を合體して之により一委員會を形成してその委員會を單位として玆に經營を試みようとする新組織である。

この新組織によれば委員會をブロックの中心となる刑務所に置き就業費、作業素品の管理分配、製作の分賦、能率の統制等を此の委員會に屬せしめようといふのである。

何故に當局が既に作業統制の實施されて居る今日再び之をブロックに變轉しようとして居るのか。わたくしはそこに未だに刑務作業に、否行刑それ自體にいやな舊套のぬけきらぬ點のあるが爲めであることを認めぬわけにゆかないのである。當局が先年作業統制を實施するに當り今日の作業は最早一刑務所の作業ではない、一刑務所の作業は要するに行刑全體の作業であるが爲めに玆に各所は互に相扶けて經營ことに當るが爲めに此の統制を爲すのであると宣揚したが、然し事實は未だその理想を見るには前途遼遠なるものがないでもなかつた。

或るところではむやみに成功高をあげることに全力をそそいで回收の基礎を忘れるものがあつた。或るところではその製作能力を顧みないでやたらに注文をかき込んで製作不能による不信用をかもしたところもあつた。素品をねかすところがあるかと思へば注文を前にして就業費不足にあえいだところも決して少くなかつた。かやうな不統制、不生産的な作業經營は結局當局が最初に試みた統制が大に失してそれによつては各所の割據主義を打ちくだくに充分なる效果をあらはすものでないといふことが明かにされたのであつた。

玆に於て當局は第二の試みとしてここにブロック主義を試みることになつたのである。そしてこのブロック委員會に於て互におのおのの刑務所の作業狀態を披瀝しその狀態に應ずる經營の分割を爲しその成功に對しては共同責任を負擔せしめようといふのである。當局の意圖が之によつて作業成績を向上しようといふにあることはもちろんである。しかし、われわれは同時に當局のこの意圖が踰踔して居た從來の割據主義を打開して刑務官吏に相互扶助の精神を涵養しようといふにあることを看過すべきではないのである。

思ふても見よ。互に相中傷し相排斥して自己の秀でたるを誇るに急なること蓋し行刑に於けるそれより甚しきものはなかつたのである。他を排し自己を推すことの急なるものを所謂利己主義となす。而して利己主義が共同生活の敵であることはわたくしが玆に敢て喋々するまでもないことである。

今やわが行刑は累進處遇制度によつて統一されることになつた。而してその制度の根本の精神は要するに囚人の利己心を除去することにあるのである。而も、囚人の利己心を除去するが爲めに囚人を指導する地位に立つ刑務官吏にして叙上の如く利己主義によつてことに當る以上どうして累進制度の究局の目的が達し得られようぞ。そこに、當局は囚人の敎化指導の源泉として先づ諸制度を吏員の精神陶冶に役立つべく組織を變へねばならぬことはいふまでもないのである。今次のブロック統制作業が上述の如く吏員の相互扶助に基礎づけられて居ることはこの意味に於てそれは單に一作業の問題に止まらずして實に吏員敎養の一手段でなくてはならぬことになるのである。

だから、ブロック統制作業の問題はひとり作業關係の職員のみならず苟も行刑に關係する人人に對し當局が吏員の敎養にいかに深き關心を持つかといふことを知らしめる一事例として示されたものなることを意識されねばならぬこととわたくしは思ふ。

昭和九年三月廿六日夜

正木亮

刑政第47巻第4号
矯正図書館

罪刑法定主義の現代的意義

木村龜二

一 序言 ―― 罪刑法定主義否認の傾向
二 罪刑法定主義の成立の二要素
三 罪刑法定主義の原則と刑法學派
四 罪刑法定主義の現代的意義
五 結語 ―― 個人主義刑法から社會防衛法へ

一

罪刑法定主義の原則 ―― 法律なければ犯罪なく、刑罰もなし(Nullum crimen, nulla poena sine lege) ―― が現代如何なる意味を持つて居るか、又は、如何なる意味的變化を受けつつあるかといふことは、いやしくも刑法を研究する者にとつては到底回避することを許さないところの一の根本問題である。久しい間、罪刑法定主義の原則は刑法上の『當然の原則』であると爲されて來たし、且つ、この原則に因つて個人の自由の保障が與へられるものと解されて來た。そして、個人の自由は、啓蒙時代この方、問題とされることを許さない根本的絶對價値であつたのである。然るに、最近には、この罪刑法定主義の原則を有意的に否定せんとする立法乃至刑法草案が現はれるに至つて居る(一)。

(一) ソヴェト刑法では罪刑法定主義の原則は否定せられて居る。最近ドイツのプロセイン司法大臣の覺書として發表せられた『ナチス刑法』(Nationalsozialistisches Strafrecht, Denkschrift des Preussischen Justizministers, 1933, S. 127) においては、現行ドイツ刑法第二條(罪刑法定主義の規定)は内容的に保存するが、次の如き新項目を附加すべきであるとせられて居る。曰く、『一の明文上可罰的と宣言せられざる行爲といへども、健全なる國民思想上道徳的に非難せらるべきであり且つ右の行爲を罰することが一定の刑罰法規の基礎となれる法律思想に因り要求せられるものであるならば、裁判官は、それに相當して適用せられる刑罰法規に定められた範圍内において、その行爲に對して、一の刑を決定すべきである』と。

既に我々は罪刑法定主義の原則の受けつつある意味的變化について、牧野博士の重要なる研究を持つて居る(二)。以下においては、私は、罪刑法定主義の歴史的成立における二箇の思想的要素を明らかにし、その刑法學説との關係特に應報刑論との關係を吟味し、更に、進んで、この原則の現代的意味が何處に存するかを研究して見たく思ふ。

(二) 牧野博士『罪刑法定主義の展開』(警察研究第五卷第二號第一頁以下)。

二

ビンディングのいふところに依ると、罪刑法定主義の原則を表明したところのラテン語(Nulla poena sine lege)は、フォイエルバッハ以前には存在せず、且つ、フォイエルバッハに在つても、その『實

證刑法の原則及び基本概念の省察』(Revision der Grundsätze und Grundbegriffe des positiven peinlichen Rechts, 1799-1800)の中には見られず、その『ドイツ普通刑法教科書』(Lehrbuch des gemeinen in Deutschland gültigen peinlichen Rechts, 1901)の中において始めて見られるところであると爲されて居る(一)。又フォイエルバッハ以前には、法(lex)は犯罪及び刑罰の必然的前提であるとは爲されたが、この場合の法(lex)とは規範(Norm)を意味するものであつて、成文の刑罰法規(Strafgesetz)を意味するものではなかつたとせられて居る(二)。それで、罪刑法定主義の思想的起原をフォイエルバッハ時代の以前に遡り、その以前と以後における思想の變遷を研究することは、それ自體重要であること勿論であるが(三)、ここでは大體フォイエルバッハの時代即ち第十八世紀末から第十九世初頭の形式における罪刑法定主義の原則の成立から先づ考察を始めることと爲したい。

(一) Binding, Handbuch des Strafrechts, 1. Bd. 1885, S. 17.

(二) Binding, ibid. S. 18.

(三) 牧野博士『罪刑法定主義と犯罪懲表說』、瀧川教授『罪刑法定主義の歷史的考察』(法學論叢第一卷第六號第五六頁以下)。Vgl. Schottlaender, Die geschichtliche Entwicklung des Satzes: Nulla poena sine lege, 1911; Elvers, Die Bedeutungen des Satzes Nulla poena sine lege in seiner historischen Entwicklung, 1910.

罪刑法定主義の原則を成立せしめるに至つたのは、單一的な思想傾向ではなくして、諸種の思想傾向である。ビンディングは、それが、心理的强制說又は權衡說(Balancirtheorie)と三權分立說との二箇の全然異る要素から成立したと爲して居る(四)。前者は、刑罰の根據を理論づけることを目的としたところの一の純刑法理論であり、後者は、個人と國家との關係において個人の自由を國家の擅斷的權力行使から保障することを目的として主張せられたところの思想であつて、一の國法學的又は政治的理論であつたのである。かかる意味で、最近には、ゲールラントの如きは罪刑法定主義を成立せしめた思想を分析して、それが國法的思想(staatsrechtliche Gedanke)と刑法的思想(strafrechtliche Gedanke)との二箇の要素の合流に因つて出來たものであると爲して居る(五)。

(四) Binding, ibid. S. 19 ff.

(五) Gerland, Artikel 116: Nulla poena sine lege, Nipperdey, Die Grundrechte und Grundpflichten der Reichsverfassung, 1. Bd. 1929, S. 380.

先づ第一に、罪刑法定主義における國法的乃至政治的思想の意義を理解するには、罪刑法定主義の原則を促したところの第十八世紀における政治的刑法的狀態から之を理解せねばならない。即ち第十八世紀においては、立法及び裁判の領域においては完全なる擅斷が支配した。國家權力は中央に集中せられず、裁判所の官僚化が極端に進められ、裁判官の獨立は存在しなかつた。そこで、これに對する改革運動として權力の分立の運動が起り、行政權と立法權とから獨立したところの裁判官の必要が强調せられたのである。特に刑事裁判においては、事態が最も惡い狀態に置かれて居つた。そこには、成文法規に因る固定性はなく、慣習法は排除せられず、類推解釋は極度に擴充せられた。又、刑は擅斷的に定められ、殆んど全然裁判官の任意に放置せられた。その上、行政權が專恣を以つて裁判に干涉した。即ち、我々

は、所謂レットル・ド・カシェーの濫用を想起すべきであらう。かくて、裁判所の擅斷と行政權の擅斷とが一の惡い全體となつて、個人は、國家の法に因つてではなく、その强力に因つて追及せられるといふ狀態であつたのである。

そこで、ゲールランドは謂つて居る。曰く『若し個人が擅斷から保護せらるべきであつたならば、それは二つの方向において爲されねばならなかつた。即ち、一切の權力的擅斷、一切の行政的擅斷が排除せられねばならなかつた。それは、成文の法律(Gesetz)に因つて可能ならしめられ得たのである。何となれば、成文の法律に因つて確定的不變的な命令が與へられるならば、裁判所の擅斷は排除せられるし、又、成文の法律は獨立の立法者に依つて作成せられるが故に、行政權の擅斷が不可能ならしめられるからである。かくて、人々は、成文の法律を以つて一般的法的安定の保障のための最も適當なる手段なりと考へるに至つた。……又、かくて、法治國家が成立したのである。この法治國家は刑法上の任務を解決する爲めに、行政的及び擅斷刑的手續の代りに保障せられたる法律刑的手續を置いたのである。裁判所が事實及び法的效果の決定につき自由裁量を爲すことを排して、裁判所を科刑の唯一の根據としての成文の法律の下に嚴密に服從せしめることとなつたのである。かくて、罪刑法定主義が市民的自由及び法的安定の保障規定として成立することとなつたのである……』(六)と。

(六) Gerland, ibid. S. 382 f.

第二の、罪刑法定主義の成立における刑法思想とは所謂心理的强制說である。これはフォイエルバッハに依つて主張せられた說であつて、――その內容については以下に說明するが――

その根本的動機は、當時個人に對して加へられたところの刑罰的擅斷の事實に刺戟せられて、國家の刑罰權の根據如何を問題とし之を決定せんとすることの中に在つた。即ち、國家の持つ刑罰を加へるの權利と同時に刑法の目的が問題とせられたのである。その結果、刑法の目的は犯罪を成文の法律を以つて規定し刑罰を科することを示すだけで到達せられ、かく成文の法律を以つて規定するだけでは無效である場合にのみ刑罰が事實上加へらるべきであると爲された。換言すれば、刑罰を規定せる成文の法律が刑罰の以前に存在する場合に始めて、刑罰が加へられ得べきであるとせられたのである(七)。

(七) Vgl. Gerland, ibid. S. 383.

この罪刑法定主義の成立における二つの思想的要素の中、第一の國法的政治的思想は個人の自由を國家の擅斷に對して防衛すること即ち國家の刑罰的權力の制限を成文の法律に因つて確立せんとしたものであり、第二の刑法理論的要素としての心理的强制說は國家の刑罰權を基礎づけることを目的としたものであつた。從つて、そこには、兩思想の間には根本的な對立が存在した。そして、この二箇の思想的要素の中、前者が、歷史的には、根本的重要性を持つたことについては學說は一致して居る(八)。

(八) Schottlaender, ibid. S. 58 ff.; Gerland, ibid. S. 384.

のみならず、心理的强制說は、その後の刑法學說の發達の過程においては、漸次、誤れるものとして斥けられるに至つた。何となれば、この理論は、總ての事物について自由にして合理的なる判斷を爲し得る人間を假定し、犯罪を抑制することの不快と刑罰を加へられることの不快とを比

較衡量して、自己の利害得失を自己自ら十分に決定して行爲が爲され得るといふ前提の下に立てられたものであるが、現代の犯罪及び犯罪人に關する實證的研究の結果は、犯罪人が犯罪を爲すのは、合理的な人間がその理性に基いて之を爲すのではなくして、合理的判斷を爲し得ないところの肉體的、精神的及び、更に、社會的、經濟的缺陷を持つた人間のその缺陷に原因すると爲されるに至つて居るからである(九)。かかる意味において罪刑法定主義の原則の成立の二要素の中の一たる心理的强制說は、もはや、今日においては、この原則を理論づけ得ないものとなつて居るのである(一〇)。

(九) Radbruch, Der Mensch im Recht, 1927, S. 10; E. Schmidt Strafrechtsreform und Kulturkrise, 1931, S. 9 ff.

(一〇) Vgl. Binding, ibid. S. 21.

然らば、罪刑法定主義の原則は、その他の特定の刑法理論と必然的に、且つ、普遍妥當的に結合したものであらうか。

三

從來は罪刑法定主義の原則は、必然的に、刑法上の客觀主義と結びついたものと爲されて來た。然し、犯罪となるべき事實を法律上豫め規定するといふことと、犯罪の核心が客觀的な外部的行爲の中に存し刑罰が外部的行爲を標準として加へられるべきであるといふこととは理論的には全然別個のことがらである。かかる意味で、罪刑法定主義と客觀說とは何ら必然的關係を持つものではない。然し、ここに、特に、重要視せらるべきは、罪刑法定主義と應報刑論との關係である。最近に至つて、一部の學者の間には罪刑法定主義と應報刑論とを同一視するが如く論ずる者がないではない。例へば、ラートブルッフは『應報思想の中に同時に法治國の理念が表示せられて居る』(一一)と爲して、法治國思想の結論としての罪刑法定主義の原則と應報刑論との間に密接な關係が存することを暗示せんとして居る。然し、この主張は、必ずしも、贊成し得るものとは爲し得ない。寧ろ、私は、學說の歷史においても、理論的にも兩者が全然關係がない、否、場合に依つては相反撥するものであることを認めるのである。

(一一) Radbruch, Einführung in die Rechtswissenschaft, 1–8. Aufl. 1929, S. 103.

先づ、第一に、學說の歷史について考察して見よう。既に、述べた如く、罪刑法定主義の原則はフォイエルバッハに依つて近代的表現が與へられたのであり、且つ、その刑法教科書において始めてそれが爲されたのであつた。このフォイエルバッハが罪刑法定主義の原則を導いたのはその所謂心理的强制說に因つてである。それは次の如き前提から出發して居る。

卽ち、フォイエルバッハに從ふと、總ての法の侵害は國家の目的に反する。故に、國家內に法の侵害が無くなることは絶對に必要である。その爲めには、國家は諸種の設備を施して法の侵害を一般が不可能ならしめられるやうにするところの權利と義務とを有する。かかる國家的設備は必然的に强制的設備でなければならない。その一は、國家の物理的强制である。この物理的强制の中には、未だ完成しない侵害を豫防する爲めに侵害の事前に行はれるものと、侵害の事後に行はれるものとがある。前者は、更に、被害の虞ある者に對して强制的に保障が與へられる場

合と侵害者に依つて法律侵害の爲めに向けられた物理力を直接に抑壓する場合とに分れて居り、後者は原狀回復若は賠償の方法に依つて行はれる。然しながら、この物理的強制は一般に法の侵害を豫防するには不十分である。何となれば、事前の強制は、確實に若は少くとも蓋然的に豫防力ありと認められる事實の存在が豫定せられねば不可能であり、又、事後の強制は、賠償可能の法益侵害についてのみ有效であるからである。故に、物理的強制は、賠償不可能な權利を保護するにも亦不十分である。のみならず、賠償可能な權利を保護するには不十分である。何となれば、賠償不可能な權利は侵害の虞が豫め認識せられるといふ全然偶然的な事實を前提としてのみ事前的強制に因つて保護せられ得るのであるし、又、賠償可能な權利は屢々賠償不可能と化する可能性が存在するからである。故に、一般に法の侵害が豫防せられる爲めには、物理的強制の外に他の方法が必要である。そして、その方法は、法の侵害の事前に立てられ、且つ、具體的侵害の虞が認識せられることなくとも個々の場合に有效に作用するやうな性質を國家に依つて持たしめられることが必要である。かかる強制は心理的強制以外ではあり得ないのである（二）と。これが、フォイエルバッハの心理的強制說の前提である。

（二）Feuerbach, Lehrbuch des gemeinen in Deutschland giltigen peinlichen Rechts, 14. Aufl. 1847, (Mittermaiersche Ausgabe), §§ 9, 10, 11, S. 37 f.

そこで、フォイエルバッハは謂ふ。曰く、『人間の欲望は、行爲に對する若くは行爲から生ずる快感に刺戟せられて行爲にまで駈り立てられるものであつて、その限りにおいて、總ての侵害行爲はその心理的發生原因を感性の中に有して居るのである。故に、この感性的刺戟が控制せられ

る爲めには、各人がその行爲の結果として必然的に一の害惡が伴ひ、その害惡が行爲への衝動の滿足せしめられざることから生ずる不快よりも大であるといふことを知らしめられる必要がある。かくの如き害惡が侵害行爲に必然的に伴はしめられることを一般に確信せしめる爲めには、（一）かかる害惡が行爲の必然的結果として法律に因つて規定せられねばならぬ（＝立法 Androhung, gesetzliche Drohung）、且つ、法律に因つて定められた抽象的關係が總ての人間の表象の中に存在せしめられる爲めには、（二）右の因果關係が現實に實現せられねばならぬ、即ち、侵害が行はれるや、直ちに、法律上その侵害行爲と結びつけられたところの害惡が加へられねばならぬ（＝執行 Vollstreckung, Exekution）。この執行權と立法權とが共同して威嚇の目的の爲めに有效に行はれることを心理的強制といふのである』（三）と。フォイエルバッハは、この『國家に依つて法律上規定せられ且つ法律に基いて加へられるところの害惡』が國家的刑罰であると爲したのである。

（三）Feuerbach, ibid, §§ 13, 14, 15, S. 38 f.

右に依つて明らかであるやうに、フォイエルバッハの心理的強制說の特質は、刑罰的害惡を加へるといふことの中に在るのではなくして、刑罰が法律に因つて規定せられること及びそれが確實に行はれることの中に存在するのである。從つて、フォイエルバッハは、刑罰の目的を以つて、『道德的應報』なりと爲すことを排斥し、道德的應報は道德的秩序に屬し法的秩序に屬せずと爲し、且つ、それは物理的には不可能であると爲して居る。そして、フォイエルバッハにとつては、この道德的應報といふことに法律的應報といふことも歸着すると爲すのである。曰く、『最近若干の學者、例へば、ツァハリエ、フリース、ベルグ等に依つて刑罰原理として主張せられて居るところ

の所謂法律的應報(rechtliche Wiedervergeltung)といふことは、結局、道徳的應報に歸着する』(四)と。

卽ち、フォイエルバッハは、如何なる意味においても、少くともその刑法教科書の中に表はされた思想に關する限り、應報論者ではなかつたのである。のみならず、彼は、右の法律的應報を以つて、『それが犯罪の分量に對する刑罰の比例を定める標準として用ひられねばならぬといふのであるならば、そのことは立法者にとつても裁判官にとつても全然實際的には役に立たぬものである』(四)と明言して居るのである。

(四) Feuerbach, ibid., § 18, S. 40, ibid. Anm. 2.

罪刑法定主義の原則の確立者であつたところのフォイエルバッハは、右の如く、少くとも罪刑法定主義の原則を明白ならしめたところの著述においては、應報を否定して居つたのであるが、我々は、又、第十九世紀において最も有力な應報刑論者であつたビンディングが罪刑法定主義の否定者であつたことを一の歴史的事實として持つて居るのである。

ビンディングは、旣に、述べた如く、罪刑法定主義の原則は、心理的强制說若は權衡說と三權分立說との二箇の思想から成つたものであると爲した。そして、心理的强制說については『我々の最近の刑法典が心理的强制說の上に立たぬことは疑ない。從つて、又、この心理的强制說とともに、原則として、その總ての結論も消滅しなければならないことは爭ひなきところである』(五)と爲した。又、三權分立說については、それは『法律が自働的に個々の事件に適用せられ、裁判官はその機械的な道具に過ぎなく、判決は法律の正確な正文(un texte précis de la loi)に外ならない』ことを

意味するが故に、その結論は、『如何なる科學も如何なる解釋も存在すべきではない』こととなる、然し、『科學が、その上に下された死刑の宣告よりも永く生き延びるであらうことは勿論であつた。又、科學と裁判官との任務を法律の文理的解釋に限定せんとするところの無意味な試みも、色々の混亂を生ぜしめたが、結局、滑稽なものとして消滅してしまつた』(六)と論定したのである。

(五) Binding, Handbuch, S. 17 ff.

(六) Binding, ibid. S. 21, 23-4.

ビンディングの結論はかうであつた。曰く、『結論として罪刑法定主義の現在及び將來に對する價値を問ふならば、その判斷は容易である。元來、罪刑法定主義は刑法典に關する二箇の見解を基礎として成り立つて居るのであつて、その二箇の見解はともに誤謬であつて、且つ、相互に矛盾するものである。刑法はその規定に因つて犯人の性向を克服する爲めに存在するものではない。刑罰に關する成文法規の認識ではなくして、規範の認識、換言すれば、規範に因つて立てられたところの法律上の義務の認識が犯罪の不可缺的前提條件であるのである。從つて、犯人に對する考慮が、法律なければ刑罰なしといふ命題を命ずるのではない。又、刑法は規範の機能を完ふすべきであるが故に、法律の以前に行はれた犯罪に對して刑法が遡及的に效力を持つことは、考へられ、れないが故に、許されないものではない。かくて、罪刑法定主義の原則は、それが心理的强制說の結論である限り、明らかに棄てられねばならぬ。同樣に、刑法はその性質上裁判官をして奴隷たらしめる爲めの鐵鎖ではない。刑法は、裁判に關する指令ではなくして、刑罰の主體に對して權利を付與し又は義務を課するところの法規である。それで、如何なる範圍において、刑

法がかかる刑罰權を付與せんと欲するか、これを決定することは、最も自由なる科學的解釋及び類推作用の任務であつて、そこには何ら特別の法律的制限は存在しないのである』(七)と。

(七) Binding, ibid. S. 27.

かくて、我々は、學說の歷史において、罪刑法定主義と應報刑論とは、その最も有力な代表者において、相互に否定せられて居ることを認識せねばならぬのである。のみならず、理論的にも、兩者は本質的には全然異ることを意味して居る。このことを理解するには、應報の概念を明白にすれば明らかである。

勿論、應報刑論者の間には、例へば、エム・エ・マイヤーの如く、『應報の本質は體驗せられねばならぬ』(八)として、その概念を神秘的領域に放置する學者もないではない。然し、それにもかかはらず、我々は凡そ三箇の應報に關する學說を持つて居る。

(八) M. E. Mayer, Lehrbuch, 2. Aufl. 1923, S. 422.

第一には、應報を以つて、一定の事實に對する一定の反動、即ち動に對する反動を意味するとせられて居る。この意味では拋げられた球が撥ね反ることも、睡眠中の人が與へられた刺戟に對して反射的に反應することも應報と謂はれることにならねばならぬであらう。然し、單なる反動、反應と應報とは異る。人々が應報的反動といふことの中に見られるやうに、應報と反動とは區別せられねばならぬ。そこで、第二の應報概念を採つて見るに、ここでは、應報とは一定の事實に對してそれと等價の事實を以つて支拂ふことが意味せられて居る。然し、この應報の概念は正義の概念と混同せられて居る。同一物に對して同一物を以つて報ひるといふことは、元來、所

謂等分的正義が意味して來たところのことであつて、ここから『正しい應報』(gerechte Vergeltung)といふ言葉が出來て居るのである。かくして、正義と應報とは區別せられねばならない。かくて、最後の應報概念が問題として殘ることとなる。即ち、ここでは、それは惡に對する惡反動、害に對する害に因る報復が意味せられる。この場合、記述的に害惡に對して害惡が事實として加へられることが應報であると爲される主張と、規範的に害惡に對して害惡が加へかへされねばならぬといふ當爲が應報であると爲される主張とがある。いづれにしても、害惡に對する害惡的反動が應報である。犯罪は個人又は社會に對して爲される害惡的侵害であつて、これに對する害惡的反動が刑罰であると爲すのが、應報刑の中心的意味である。從つて、この應報刑の概念と罪刑法定主義の概念とは、勿論、相調和し得ないものではないが、全然別個の概念であるのである。何となれば、罪刑法定主義の原則は、犯罪と刑罰との關係が豫め法律を以つて明確に規定せられることを意味し、應報刑とは刑罰が犯罪に對する害惡的反動であることを意味するものであるからである。

かくて、罪刑法定主義の原則は、その學說史的意義においても、その概念的本質から論じても、應報刑思想とは必然的に結びついたものではない。偶然なる事情と概念の混同とが永い間兩者を同一視せしめて來ただけである。從つて、應報刑說を採用することは當然に罪刑法定主義の原則に含まれる個人自由を尊重することにもならねば、罪刑法定主義の是認が、論理的結論として、應報刑說とならねばならぬものではないことも當然であらう。

應報刑論は、今や、一の中世紀的遺制として、又、その犯罪闘争的機能においては一の無力なる理論として、段々とその價値を失ひつつある。そして、その代りとして、實證學派の教育刑と主觀主義とが刑法理論の中心的地位に登場するに至つた。然らば、この實證學派の理論と罪刑法定主義の原則とは相調和し得ないものであらうか。

四

罪刑法定主義の原則は法律なければ犯罪もなく刑罰もないといふのが、その基本的意味である。從つて、それが法定主義といふことに中心點を置く限りにおいては、この原則と實證學派の教育刑乃至主觀主義との間には何らの矛盾も不調和も存在しない。何となれば、刑罰の重點を行爲といふ客觀的事實の上に置かず行爲者といふ主觀の上に置き、刑罰の內容を以つて犯罪者に對する應報と見ることなくその再社會化的教育と見ることと、刑罰と犯罪との關係を法律的に規定することが、論理的に、別個に成立し能ふことは疑のないことであるからである。

然しながら、人は往々にして、罪刑法定主義の原則と實證學派の理論とは相矛盾するが如く論じて居る。それは、罪刑法定主義の原則から派生すると解せられる個々の結論と實證學派の理論の結論とについていはれて居るのである。それで、先づ、罪刑法定主義の原則の個々の結論と實證學派の根本的主張とを比較して見ることとしよう。

罪刑法定主義から派生する個々の結論については、必ずしも、一致した見解があるとは爲し難い。フランスの學者の間では、例へば、ヴィダールの如きは(一)、これを二つの結論に導いて居る。即ち、立法者のみが何が犯罪となるかを決定し得るのであつて、從つて、立法者は犯罪の構成要素を正確に決定する義務があるといふのが、その第一の結論であり、第二には、立法者のみが犯罪に對する制裁を規定し、適用せらるべき刑を規定し得るといふのである。之に對して、ドイツ法學の系統においては、大體次の四箇の結論が原則として成立するものとせられて居る。即ち、第一は、刑法の效力不遡及の原則であり、第二は慣習刑法の排除といふことであり、第三は絕對的不定期刑の否定であり、第四は刑法の解釋における類推の排斥といふことである(二)。今、このドイツ法學の系統における結論を採つて考察して見るに、この中、第一、第二及び第四の點は必ずしも實證學派の主張と特別なる接觸を持つものと爲さねばならぬものではない。のみならず、刑法における慣習法の排除といふことは應報刑論者の間においても、特に、違法性阻却の事由といふ消極的意味においては一般に否定せられて居ること、應報刑論者の間において、既に、否定せられて來て居ること(三)。又、刑法における類推解釋の排斥といふの點について次の如く論じて居るのである。曰く、『裁判官に對する被告人の安全といふことがこの(類推の)排除を要求すると爲されて居る。勿論、我々が犯罪人に對する從來の寬容といふことを考へて見ると、この社會の利益と個人のそれとの衝突に際して、後者が勝利を占めるのは自然である。然し、犯罪人の生活につき理解を持ち、且つ、犯罪人を立法が隅から隅まで追及するを得ないといふことを知つて居る者、又は、重い犯罪行爲に對して法律上の明文が存在しないとい

ふ理由で之を罰せずに置くといふことが何を意味するかを理解して居る者は、裁判官が類推解釋に因つて有罪宣告を爲すことを放置せねばならぬのみならず、そのことを裁判官に要求しなければならぬのである。何となれば、裁判官は單に盲目的なる道具ではなくして、立法者の生きた代理人であつて、立法者が個々的事件について解決し得なかつた任務を果すべきであるが故であり、且つ、類推解釋に因る科刑といふことは、勿論、被告人が有責に犯罪を爲したことが確定して居る場合についてのみ裁判官に對して許されるが故である。そして、かかる場合には、科刑が爲されても被告人に對しては何等の不正義が行はれないのみならず、被告人はそれに因つて自己の當然受くべきところを受けるに過ぎないこととなるからである』(四)と。

(一) Vidal et Magnol, Cours de droit criminel et de science pénitentiaire, 7e éd. 1928, p. 1045.

(二) 牧野博士『日本刑法』第五八頁。Vgl. Schottlaender, ibid. S. 2 f.

(三) 慣習法が單に違法性阻却についてのみならず、可罰性を定めるのについても認められると爲すものには、Hippel, Deutsches Strafrecht, 2. Bd. 1930, S. 41 がある。特に、不作爲犯における作爲義務の範圍が慣習法に基く場合のあることを强調するものとしては、Rittler, Lehrbuch des österreichischen Strafrechts, 1. Bd., 1933, S. 21 f. 尙ほ、牧野博士前揭警察研究第五卷第二號第一四頁(vgl. Nationalsozialistisches Strafrecht, S. 132 f.)。

(四) Binding, ibid. S. 28; 瀧川教授前揭第八一頁以下。これは、應報刑論者であつて、類推を一般的に是認する例であつて、實證學派・教育刑論では、久しく、例へば牧野博士の主張せられて來て居るところであることは特に指摘するまでもなからう。最近には、Makino, L'évolution du principe de la légalité des délits et des peines et l'analogie en droit pénal, Hôgaku-Sirin, 36e Année, 1934, p. 384; Anossow, Ueber die Analogie im Strafrecht, Monatsschrift, 24. Jahrg. 6. Heft, 1933, S. 321 ff. 參照。

問題となるのは、絕對的不定期刑の否定といふ罪刑法定主義の原則の結論と實證學派の犯人主義の刑法思想の結論との關係である。卽ち、實證學派の主張に依ると、犯罪は犯人の反社會的性格の表現であり、刑罰は犯罪に對する單純なる盲目的な應報的反動に終るべきではなくして社會防衛であると爲されるのである。從つて、刑罰の實質的機能は、犯人に對して犯罪に相當する害惡を以つて應報することに在るのではなくして、之を再び社會化することに在るのである。故に、犯人が社會化せられその反社會的性格を喪失するにおいては、出來る限り敏速に之を刑罰から解放することが當然である——そして、その結論として宣告猶豫・執行猶豫・假釋放・累進行刑等が實證學派の刑事政策的制度として確立せられて來たのである——が如く、逆に犯人が再社會化處遇を受け容れず、その反社會的性格を保持する限り、之に對する刑罰が持續せらるべきことが必要とせられるのである。そのかかる要求を表現するものとして不定期刑が實證學派の當然の結論として、理論的に、要請せられることとなつて居るのである。從つて、實證學派の主張と罪刑法定主義の結論とは、この一點において、若し兩者の要求乃至主張が形式的に維持せられる限り相反することとなり矛盾するものとなり得ることとなるのである。故に、この矛盾が如何なる點において調和せられるべきかが、實證學派に關する意味において、罪刑法定主義の現代的意義を決定することとなるのである。實證學派の結論を單に理論的に固持せんか、我々は絕對的不定期刑を是認せねばならぬであらう。然し、之に反して、罪刑法定主義の原則を、單に、抽

象的に固持せんか、我々は相對的不定期刑にとどまらねばならぬ。この結論のいづれかを採用することに因つて罪刑法定主義の現代的意義が決定せられるのである。然るに、この問題を決定するについての根本的立場は、刑法理論の内在的原理でもなければ、罪刑法定主義の形式的意義でもない。それは、刑法の機能の社會的政治的意義であり、罪刑法定主義の政治的意義に外ならないのである。

刑法の政治的機能といふことは從來殆んど顧みられるところとはならなかつた。そして、それは、刑法が一の規範的秩序として考察せられる限り、問題として成立の餘地を持たなかつたのである。然るに、法律の社會學的研究とともに、社會的事實としての刑法の機能が問題として提出せられることとなつた(五)。一の社會的事實としては、刑法は社會的平和秩序の維持の手段であると同時に、これが政治的支配者の手中に保持せられる限り、一つ政治的支配の手段として用ひられる可能性を自己の中に包藏して居る。そこに、刑罰權の濫用の可能性が存在することとなる。罪刑法定主義の原則の確立を促したところの原因は、正しく、封建的政治的支配權力の手中に握られた刑罰權の濫用に對する被支配者としての市民的個人の自由を確保することに在つた。然るに、第十九世紀の過程においては、この市民階級が自ら政治的支配の地位に昇ることとなつた。そして、それと同時に、今やこの市民的國家は、再び新しい内部的對立物を自己の中から生産することとなつたのである。かくして、一旦、市民的個人の爲めには政治的意義を喪失したところの罪刑法定主義の原則は、再び、この新しい社會内部の對立における弱者階級の政治的自由の保障としての意義を持つこととなつて居るのである。

(五) この點を明確に論じたものとしては、特に、Sternberg, Das Verbrechen in Kultur und Seelenleben der Menschheit, 1912, S. 66 ff. 參照。尚は、Loewenfeld, Das Strafrecht als politische Waffe, 1933.

かくて、實證學派の刑法理論の要求は、現代社會における刑法の政治的機能を考慮するところに、尚ほ、完全に罪刑法定主義の原則の結論を否定し去ることを得ぬこととなつて居る。そこに、我々は、尚ほ、最後の一點において、罪刑法定主義の現代的意義を認めねばならぬ。實證學派の不定期刑の要請が、理論的には不徹底なりと非難せられながらも、相對的不定期刑においてその政治的妥協點を見出して居る理由は、實に、ここに在るのである。

五

罪刑法定主義の原則は、然しながら、他面においては、個人主義的政治思想の産物である。それは、資本主義社會の個人主義的觀念形態の刑法的表現である。そこに、又、罪刑法定主義の歴史的必然性と消滅性との契機が與へられて居る。資本主義制度がその自由競爭の段階を經過して獨占的傾向を强化して行くに從つて、從來の個人本位の思想が排斥せられて、社會が自覺せられ、個人は個人そのものとして絶對的價値を持つものではなくして單に社會の一員としての派生的價値の擔ひ手と考へられることとなつた。これと併行して、刑法の領域においては、一方では應報刑論者の間でも、社會秩序を侵害するところの個人即ち犯人を保護する前に、先づ、善良なる

刑政第47巻第4号
矯正図書館

市民が犯罪に對して保護せられねばならぬとせられ、他方では、實證學派の社會防衞論においては、社會の防衞は犯人を再社會化して社會から犯罪を消滅せしめることでなければならぬとせられることとなり、罪刑法定主義の個人主義的意義が漸次制限せられることとなつて來たのである。

然しながら、ここに注意せられねばならぬのは、この新しく自覺せられて來たところの社會即ち社會本位主義乃至團體主義の意味するところの社會又は團體は、現實の事實として、未だ必ずしもホモジェニアスなものではなく、尙ほ、それは內部に深い矛盾・對立を含んで居る社會として止まつて居る。社會の進化はその內部的矛盾と對立との克服に向つて來たのであるし、又、將來においても然かあらねばならぬ。かくして、一切の矛盾と對立とが克服される時、そこに眞の社會的統一が實現せられることとなるであらう。そして、その時に、始めて、刑法から罪刑法定主義の要求は消滅することであらう。同時に、刑法は、もはや、刑法ではなくして、一の純粹なる社會防衞法と化するであらう。今日、罪刑法定主義が有意的に否定せられるに至りつつあるのは、かかる高次元の秩序としての矛盾なき統一的社會の必然的な行程における個々的段階を表示するところの指標を意味するのに外ならぬのである。

假釋放制度の法律的・政策的考察（上）

東　邦　彦

一　はしがき
二　假釋放制度の基本精神
三　假釋放制度の發達過程
四　假釋放制度の法律上の性質（以上本號）
五　行刑累進處遇と假釋放
六　短期自由刑と假釋放
七　假釋放制度に對する要請
八　結　語

一

一九一〇年のワシントン國際監獄會議に於ては『現代ニ於ケル改善主義行刑ノ基礎トナルヘキ最モ本質的ナル原則及ヒ最モ有效ナル方法如何』との議題の下に論議が重ねられ、その決議の一として假釋放制度は犯人改善に付き不可缺の手段であるとされたことであつたが、更に一九三〇年のプラーグの會議は『刑ノ條件附猶豫竝ニ假釋放制度ノ適用ニヨリ從來如何ナル成果ヲ

牧メ得タリシヤ、是等ノ制度ヲ效果的ニ構成センガ爲ニ施スベキ制度竝ニ運用ノ改善方法如何』と謂ふことを議題として、假釋放制度に就き要請せられる數箇の事項に就いて重要な決議をしたことであつた。

私は、最近の行刑累進處遇令の實施による我が教育行刑の異常な躍進と共に、今後益々本制度の妥當な運用が要望せられつゝあるに鑑み、これ等の會議に提出された諸問題に關聯して、行刑の立場から本制度に就き若干の考察を廻らして見たいと思ふのである。

二

假釋放(假出獄)とは、判決によつて定められた自由刑の刑期終了前に、一定の條件の下に監獄から假に釋放する制度である。その條件とは、特定期間善行を保つことであつて、若しもこの條件の履行された場合には再び監獄に歸る必要がないが、反對の場合には再び監獄に歸つて刑の執行を受けねばならぬのである。

假釋放制度は刑の執行猶豫若くは宣告猶豫の制度と同じく、刑事政策的要求、殊に犯人に對する自由刑の特別豫防作用と謂ふ見地から發達した制度である。又累進制度や不定期刑制度と同じく、アプリオリの理論や學說から生れた制度ではなくして英國行刑の體驗を母胎として生れた、確乎たる實證的根柢の上に礎かれた制度である。

勿論、假釋放制度誕生の當初に於ける意圖は必ずしも犯罪人の教化と謂ふことのみにあつたのではないかも知れない(一)。しかし本制度發達の長い歷史を貫いて力强く流れてゐた精神は、本制度を以て犯罪人の改悛自新を促す爲めの拍車たらしめんとすることにあつた。既にアドルフ・レンツは『現代の刑罰が目的刑であると同樣に、假釋放も亦、刑の目的に依つて是認された方法である』(二)と謂つてゐるのであるが、刑罰に於ける目的觀念を是認せずして、從來の應報刑の理論から本制度を理解することは不可能である。蓋、裁判上言渡された刑を實質上短縮するが如きことは、彼等應報刑論者の所謂絕對的正義の要求に反することゝなるのであらうし、又道義的責任の見地から生れた罪刑均衡主義を全うする所以でないからである。

しかしながら、目的刑主義の立場から本制度を理解するには、唯だ次の二つの事柄に想到すればよい。その第一は、犯罪人から社會的危險性が除去された以上、自由刑はその目的とする所のものを達成したのである。故にそれ以上、繼續して彼を監獄に拘禁することは、社會防衞の見地から何等の意味のないことである許りでなく、又それが爲めに國民の負擔である國費を無用の事柄に浪費せしめると共に、犯人に對しては必要なき害惡を加ふるものであると謂ふことである。その第二は自由刑の執行を爲す以上は、之をして出來るだけ教育的效果を發揮せしむるやうな方法を採るべきことは、一般社會の將來の危險を排除する爲めにも、又犯人自身をして『人たるに價する生活』を得せしむる爲めにも極めて要求せられる處のものであり、しかも刑期を自己の努力により短縮し得べしとの希望に輝かしめる以上に、その發奮努力を促し得るものはない

と謂ふことである。

この第一の思想を更に徹底せしめるときは、刑の執行を滿了するも尙社會的危險性の存するものに就き刑の延長を爲すことが是認されなければならない。而るに危險性を除去された者に對する刑の短縮が一般に是認させれ、假釋放制度が現代刑事制度の通則となつたに拘らず、不定期刑若くは保安處分等の形式による刑の延長制度がしかく發達するに至らなかつたのは、前者が個人に利益を與へるものであるに反し、後者が個人の自由を侵害するものであると謂ふ一般の通念に災されたのである。しかしながら刑をして合目的的たらしめんとせば結局不定期刑を採らなければならないのである。唯だ定期刑制度の下に於ても一般に長期刑を宣告して行刑の實際に於て假釋放制度の運用を適確ならしむる場合にのみ、われわれは不定期刑と同一の結果を實現し得るものであることを看過すべきではない。尙ほ一般に假釋放は個人に利益のみを與へる制度であるのであるが、ミツテルマイヤーの指摘してゐるやうに、假釋放の取消なるものは實質上刑の加重(Strafverschärfung)となるものである事も注意しなければならぬ。(三) 勿論刑罰制度上個人の利益を侵害することは舊派の主張するが如く、能ふる限り之を避けなければならぬ。しかしながら刑罰から個人を保護することのみが刑法の唯一の職能でないことも忘却さるべきものでない。われわれは寧ろ刑罰によつて犯人を保護することを主張するのである(四)。

自由刑は個人の自由を剝奪するものである。その點に於ては害惡たるに相違はない。しかしそれは單純な害惡ではなくして、やむを得ざる害惡である。それは害惡として犯罪人に對し國家を防衛するの方法であると共に、教育的方法として犯罪人を國家に同化せしむるものでなければならない(五)。

かゝる教育的方法として自由刑の執行を形成せんが爲めには、其處に牧野博士の所謂『希望の原理』(六)が是認されなければならないのである。行刑の改善目的を實現する爲めには、恐怖の代りに希望が與へられなければならぬと謂ふ原則は、かのワインズ(Dr. Wines)、ドウワイト(Theodore Dwight)、ヘイズ(Rutherford B. Hayes)、サンボーン(F. B. Sanborn)、ブロックウヱイ(R. Brockway)等が相集まつて爲した一八七〇年のシンシナチの『行刑原則宣言』(Declaration of Principles)第四條に於て闡明せられたる處であるが、この宣言を時代の變化に應じて改訂した一九三〇年のルイスヴイールに於けるアメリカ監獄協會の新宣言も、この點に就ては勿論何等の改訂を加へてゐないのである(七)。

累進制がこの『希望の原理』をその指導精神の一としてゐることに就ては謂ふ迄もない。リープマン(M. Liepmann)は謂ふ。『累進處遇上の優遇は單なる囚人の善行の爲の餌食ではない。それは行刑の單調にして機械的なるが爲めに、囚人が無意志や無神經の狀態になることを防止せんとするものである。囚人の生活エネルギーを減らさしめないやうに、又社會の生存競爭に耐え得ないやうに化せしめないやうにする爲めの安全瓣たらんとするものである。囚人の利己主義に鞭打たんと欲するものにあらずして、その意志を緊張せしめんとするものである。恐怖よ

り強力な要素たる希望により、監獄生活の重壓を減ぜんとするものである』(八)と。けれども囚人の發奮努力を促す上に於ては、累進處遇上の如何なる優遇も、之を假釋放により與へられる『自由』には比較すべくもない。アメリカのエルマイラをして『行刑のメッカ』なりとの名聲を博せしめた所以は、ブロックウェイか常に囚人をして自己の努力により刑期を短縮して、自ら監獄の扉を開くことが出來るものであると謂ふ希望に燃えしめたことにあるのである(九)。

更に假釋放は拘禁生活と社會生活との過渡期として重大なる意義を有するものである。假釋放は假釋放者に一種の心理的强制を加へる。それは假釋放中に於ける自己の不良行爲により、この處分が取消され、折角獲得した光榮ある自由を奪はるゝの虞があると謂ふことである。この心理的强制は其の間の保護監督と相俟つて、假釋放者をして不秩序な生活から遠ざけしむる作用を營むのである。もしも人々がこの心理的强制を余り重要視しないときは、アシヤツフエンブルヒの謂ふが如く『この制度の價値多き教育方法たることを斷念する』(一〇)ものと謂はなければならないのである。

この假釋放期間中の制限的自由の生活こそ、釋放者をして正常な社會生活に復歸せしむる爲の準備期間たるべきものである。それは生活條件を異にする拘禁生活から社會の自由生活への不自然な飛躍を避けしむる爲めに重要な意義を有するものである。

かのオスボーン(Thomas Mott Osborne)のプリンシプルは、監獄に於て囚人に社會的訓練を施す爲めには、監獄内の囚人の生活を出來るだけ社會の生活條件に合致せしむべしとするにあつた。かくて彼は『自由に適せしむるには自由あるのみ』(It is liberty alone that fits men for liberty)とのグラッドストーンの言葉に共鳴し、これを信條として囚人自治制を試みたのである(一一)。最近の行刑思潮は彼のプリンシプルを肯定し、累進處遇の上層階級に於いてある種の自治制を設けることを一般としてゐる。しかしながら、いかに自治制を認め囚人の生活を自由なものとするにしても、其處には自らなる限界のあることを否定出來ない。從て社會と監獄との生活條件を近づかしむることは行刑の理想ではあるが、現實に於て兩者の間に大なる相違が依然として存することは疑ふべくもない。さればかゝる境遇の變動の甚だしき時期を假釋放による保護により緩和することは、そのものゝ累犯を防止する上に於て、極めて重要な意義を有するものである。

更にこれを社會全體に對する關係から考察するも、假釋放と滿期釋放との間には重大なる相違のあることを見逃す譯にいかない。絶對的不定期刑の制度を採らざる限り無期刑者を除く他、受刑者は早晩監獄から釋放せられるのである。然かも改悛の情認め難く假釋放されなかつた者は滿期釋放により絶對の自由な境遇に置かれ、社會はその日から犯罪の危險を感じなければならぬ。これに反して、假釋放された者は自由ではない。國家は假釋放期間中、或は警察權により、或は保護觀察の方法によつて、彼等を監督するのである。然かも既に述べたやうに、その期間中の心理的强制は彼等を犯罪から遠ざけるのである。尙假釋放が無用の國費を節約せしむる所以であることは、アシヤツフエンブルヒやミツテルマイヤーの謂ふ通りである(一二)

假釋放制度の重要なる刑事政策的機能を認識すれば何人と雖も本制度を是認せざるを得ないであらう。假釋放こそは刑の正しい個別化に役立ち、刑の危險を除去し、刑により犯人を教育すると共に、社會を防衛するに役立つものと謂ふべきであつて、既にミツテルマイヤーの謂へるが如く『何人もこれ以上の制度を考へることは出來ない。不定期刑と雖も假釋放の目的とする處のもの丶一部に役立つのみである』(一三)とも謂ふことが出來るのである。

一　アシュロットは『此の制度の由つて來る所は主として經費の點にあつた。即ち流刑地の總督は流刑に處せられた囚人の配慮及費用から成るべく早く免れんとすると共に殖民政策上囚人を移民たらしめ長く殖民地に留らしむる考に出でたものである』と謂つてゐる。(Aschrott, Strafensystem und Gefängniswesen in England, 1887, S. 53)

二　Adolf Lenz, Die anglo-amerikanische Reformbewegung im Strafrecht, S. 97.

三　W. Mittermaier, Die vorläufige Entlassung. (Vergleichende Darstellung. Allg. IV) S. 548.

例へば五年の刑を受け二年後假釋放となり其後二年後に假釋放が取消されたるときは、殘刑三年の執行を受けなければならないから假釋放期間を刑の執行の一態樣とすれば、結局七年の刑の執行を受けることとなる。もし假釋放を刑にあらずと解するとするも、この間の自由制限は裁判の命じなかつたものであり、個人の自由の侵害と謂へるのである。

四　牧野英一博士『累進制に於ける責任と希望との原理』(刑政第四十七卷第二號、一二頁以下)。

五　牧野英一博士、前揭一三頁。

六　牧野英一博士、前揭一一〇頁以下。

七　Dr. Werner Gentz, Die "Declaration of Principles" in ihrer revidierten Fassung vom 14. Oktober 1930.(Monatsschrift, 1932, 1. Heft, S. 6 ff.)

八　Moritz Liepmann, Die neuen "Grundsätze über den Vollzug von Freiheitsstrafen" in Deutschland, 1924, S. 10ff

九　Hintrager, Amerikanisches Gefängnis-und-Strafenwesen, 1900 S. 35 ff.

一〇　Dr. G. Aschaffenburg, Das Verbrechen und seine Bekämpfung, 1933, S. 334.

一一　Thomas Mott Osborne, Society and Prisons, p. 153 ff.

一二　Aschaffenburg, ibid. S. 333.　Mittermaier, ibid. S. 551.

一三　Mittermaier, ibid. S. 551.

三

假釋放制度の濫觴地は累進制の發生地たる英國の流刑殖民地オーストラリアである。英國に於ける流刑の起源と見るべきは一五九八年エリザベス女皇の法律により無賴漢及浮浪人を裁判官の權能により殖民地に移送したことに始まると謂はれてゐるが、流刑が刑罰組織中に加へられたのはカール二世の時代である。一六七八年及一六八二年の法律により裁判官に死刑を免じてアメリカに送り得る權能が與へられた(一)。

そもそも流刑の目的とする所は、犯罪人を遠隔の殖民地へ移送することにより一方に於ては本國の安寧秩序を保持すると共に、他方に於ては犯罪者の勞働力を殖民地の開發に利用せんとするにあつた(二)。

アメリカへの流刑は一七七六年アメリカの獨立宣言の結果廢止のやむなきに至り、一時廢船拘禁制(Hulk system)の便法が利用されたこともあつたが、オーストラリアの發見により一七八八年此處に新流刑殖民地が設けられ流刑制度が復活したのである。

オーストラリア流刑殖民地に於ける行刑は大體次の原則に依つてゐた。即ち流刑者は第一に政府の建築、道路工事、農耕作業等に就かしめ、次に溫良な囚人をば自由移民者に割當方法(assignation)により分配し、分配を受けた私人は給養の義務を負ふと同時に配當せられた囚人を自由に使役する權利を得たのである。この割當制は勿論行刑の一部を爲すものであり、囚人は依然官の規律に服するのである。然るに一七九一年流刑地總督に、割當された囚人中一定期間行狀善良なりし者を、特定の條件の下に假に釋放する權限が與へられたのである。この場合囚人には「假釋放許可證」(ticket of leave)が與へられ、これを得た者は指定地域外に出ることを禁ぜられ又時々出頭しなければならなかつた。若し義務違背のあつた場合には假釋放を取消し再び强制勞働に引戻したのである。この方法こそ假釋放制度の濫觴をなすものであり、最初は恩惠的方法として總督の行つた便法であつたが、一八二九年に初めて法律制度となり、一八三二年には尙その細則まで規定せられ、無期刑に處せられた者は八年後、十四年刑期の者は六年後、刑期七年の者は四年後に假釋放許可證を得せしめたのである(二)。

流刑の執行に就き一種の累進的執行を認めた一八四二年の行刑組織に於ては、假釋放は流刑の第三期として採用され、第四期は本人が英本國に歸らないことを條件として全然釋放される

こととなつた。

オーストラリアへの流刑は其の後諸種の事情から漸次その範圍を縮少し、一八五七年には遂に之を全廢し、一八五三年に設けられた懲役刑(penal servitude)が之に代つて適用されることゝなつたのであるが(四)、この懲役刑の執行方法は大體に於て、流刑の執行方法と同樣であつて、その初期を獨居拘禁とし、次で公役監獄に於て强制勞働に服せしめ、行狀善良なる者に假釋放許可證を與へたのである。

その趣旨とする所はアシュロットの言葉を藉りて謂へば『先づ獨居拘禁によつて自覺を喚起し、過去を反省せしめ、將來に向つて善良な決心を起さしめ、かくして第二期たる共同作業の準備を爲し、次で第二期に於ては規則正しい勞働の習慣に馴致し、自己の體力を十分に利用することを知得せしめて、以てその社會復歸に利益あらしめることを目的とするものである。而して他の囚人との共同作業の場合には種々の誘惑に遭遇すべきことは否定出來ないが、この誘惑に打勝つことこそ獨居拘禁に於て得た善良な意圖を實際に行はんとする精神力を試みる唯一の試驗場であつたのである。而してこの努力を奬勵せんが爲めに、彼等が行狀善良なる場合に、或期間に對して、假釋放許可證を與へたのである。故に共同作業は新刑罰の中心をなすものであり、獨居拘禁はその準備時代と見るべく、又刑期短縮(假釋放)は共同作業に於て起り易い危險を豫防する手段と見るべきものであつた』(五)のである。

この第三期たる假釋放は內務大臣の權限に屬したのであるが、新しい懲役刑が流刑に比し著

しく刑期を短縮した結果、實際上は行なはれなかつた。そこで一八五六年に設けられた懲役刑制度調査委員會はこの點の改正を建議した結果、一八五七年の法律は囚人が公役監獄に於て行狀善良な場合には刑期終了前に假釋放許可證の交附を請求し得べきことに改むると共に、許可證を附與せれた者は遲滯なく警察に出頭し、特別の許可を得ずして當該土地を去ることを得ず又その行狀に關し警察が絶えず監督し得る爲め時々警察に出頭すべきものとしたのである。

しかしこの警察監督の成績は、社會の保護に不十分であり、多くの土地に於ては釋放せられた者に直接不利益を與へ、監督方法が惡い爲め往々就職の妨害ともなり、彼等の正常な社會生活復歸の爲めに却て面白からざる結果を示すに至つた。かゝる實情に鑑み、一八六三年に設けられた英國監獄制度調査に關する帝國委員會は、假釋放者の監督の爲に特別の官吏を設け、警察をして之を援助せしめ、警察の直接干渉は廢止すべきことの他、假釋放許可證には詳細なる取締細則を記載しおき、假釋放者が新なる犯罪行爲をなす迄、之を等閑に附するが如きことなく、怠惰な不規則の生活を爲すか、或は正直な生活法を立證し得ないか、或は社會周知の無賴漢と交際するやうなことがあれば、直ちに之を取消して殘刑期の執行を爲すべきことは勿論、取締規則違反をも獨立の犯罪として、處罰すべきことを議會に建議したのである。この意見は一八六四年の法律に於てその大部分を承認せられることゝなつた(六)。又一八七九年に至りロンドンに免囚監督署(Convict Supervision Offices)が設けられるに至つたのである。

オーストラリアに生れ、イングランドに發達した累進制竝に假釋放制度はアイルランドに入り、かの有名なクロフトン(Sir Walter Crofton)の行刑改革により一段の發展を遂げたのである。アシュロットは謂ふ。『累進制は彼によつて發見されたものではないが、然し彼によつて初めて眞の價値を發揮することが出來たのである』(七)と。即ち一八五四年クロフトンがアイルランド監獄制度の指揮者たる地位に就くや、銳意行刑の改善に努力し、所謂アイルランド制(Irish system)若くはクロフトン制(Crofton system)なる行刑制度を創設したのである。(八)アイルランド制に於ける假釋放制度は大體イングランドに於けると同一であつたのであるが、假釋前の一段階として、中間監獄(intermediate prison)(九)を設けたことは、假釋放制度をして一層その本質的機能を發揮せしめたものである。

假釋放制度は更にアイルランドを經て一八六二年に獨逸のザクセンに繼受されたのを初め、其後の世界各國に續々と採用されるやうになつた。即ち一八六四年にブラウンシュワイヒ、一八六四年にアルゴウ、一八六九年にセルビヤ、一八七〇年にチューリツヒ及獨逸帝國、一八七一年にルツツェルン、ツーグ、メキシコ、一八七三年にデンマーク、ノイエンブルヒ、テツサン、一八七五年に、クロアチア及びバート、一八七八年にハンガリー、一八八〇年に日本、一八八一年にオランダ及びスイス、一八八三年にセント・ガルン、一八八五年にソルターン及び佛蘭西、一八八七年にボスニヤ、一八八八年にベルギー、一八八九年に伊太利、フインランド及びウルグアイ、一八九〇年にブラジル、一八九三年にポルトガル、一八九六年にブルガリヤ、一八九七年にエヂプト、一九〇二年にノールウエイ、一九〇六年にはスエーデンに實施せれるやうになつたのである。

我が國に於ては、既に寛政二年(西暦一七九〇年)懲役監獄の前身たる人足寄場に於て、一種の假釋放が行はれた事實があるが(一〇)、法律制度として認められたのは明治十三年七月(西暦一八八〇年)の舊刑法に於てであつた。明治三年及び六年の刑法には、刑期限内老疾し又は尊屬親老疾して家に侍養者なきときは贖罪して出獄を許したが、改悛者に對する假出獄の制は認められなかつた。舊刑法は國事犯人であつて無期刑に處せられた者は五年經過後、有期刑に處せられた者は三年經過後は行政處分を以て無條件の釋放を許し、嶋地に於て地を限つて居住せしむることを得とし、其他の重輕罪囚にして獄則を謹守し改悛の情顯著な者は有期刑の場合には刑期四分の三を經過した後、行政處分を以て假釋放を許し無期刑の場合には十五年經過の後この處分を爲すことを得、假釋放中更に重輕罪を犯した者は直ちに出獄を停止し出獄中の日數は刑期に算入しないことになつてゐたのである。

一 Aschrott, Strafensystem und Gefängniswesen in England, 1887, S. 36 ff.
二 Aschrott, ibid. S. 37.
三 Krohne, Gefängniskunde, S. 58. Kriegsmann, S. 39. Aschrott, ibid. s. 41,42.
四 Ruggles-Brise, The English Prison System, 1921, p. 23 f. Aschrott, ibid. S. 50 ff.
五 Aschrott, ibid. S. 54 ff.
六 Ruggles-Brise, p. 34. Aschrott, S. 58, 59.
七 Aschrott, S. 311.
八 Aschrott, S. 295 ff.
九 この中間監獄の目的に關してはクロフトンが自ら一八五五年に政府に提出した意見書に大體次の如く述べてゐる。『囚人が好結果を以て社會生活に復歸し得る爲めには、釋放前の囚人と一般社會とを接近せしめる方法を採らなければならぬ。釋放者が最も困難とするのは常に就職の道のないことである。一般社會は釋放者を雇入るに就て一種の偏見を有つてゐるから折角善良な企圖を抱いて自由に歸つた囚人も之を實際に行ふことは極めて困難であつて、之れが爲に再び罪を累ねるに至るのである。故に是非ともこの偏見を除去しなければならぬ。之れには第一に刑の末期に於て自由生活に相應した教育と相當な仕事を與へて將に來らんとする戰に備へなければならぬ。又これと同時に囚人には比較的大なる自由を與へて、監獄に於て行はれるやうな嚴重な規律の壓力の下に於てのみならず、この壓迫がなくとも善良な行狀を保ち得ることを示さなければならぬ。かゝる方法で監獄から中間監獄に移された者に對しては信用しても良いと謂ふことを一般社會に知らしむれば、社會は自ら今迄の偏見を改めて彼等に職を與へることとなるであらう』と。(Aschrott, S. 299 ff.)
一〇 『其方共義、無罪之者ニ付佐州表へ可ニ差遣一處、此度厚き御仁惠を以、加役方人足ニ致し、寄場江遣し、銘々仕覺之手業を申付候、舊來之志を相改、實意に立かへり、職業を出精いたし、元手にも有附候やう致べく候、身元見屆候はゞ、年月の多少に無レ構、右場所を差免、百姓素生之ものは、相應の地所を被レ下江戸表出生之ものは、出生の場所に店を持たせ、家業可ニ致させ一候、尤公儀よりも職業道具被レ下候歟、又はその始末により相背職業不精にいたし候歟或ハ惡事等於レ有レ之ハ重キ御仕置可ニ申付一者也』(古事類苑、法律部、三、四一七頁)

近世の刑事立法の趨勢は、應報刑主義の傳統が次第に退却すると共に、目的刑主義の目覺ましい進出を物語るものである。

假釋放制度こそは刑法新派がこの際眞先に占領した重要な保壘であつた。傳統的な應報刑の牙城は實にこれが爲めにその一角を破壞されたものであると謂つても良いのである。

英國行刑の體驗を基礎として本制度が發達し、次第に世界各國の刑事制度の上に採用せられるやうになると共に、學者は競つて本制度の法律上の性質に關して論爭した。これは在來のシステムから新しい制度を如何に理解するかと謂ふことにあつたのである。殊に假釋放なるものは、判決によつて確定された刑期――それは從來絕對的のものであると信ぜられてゐたのである――を實質上變更し短縮するものであるから、從來の刑法上の諸原則に反するものではないかとか或は司法權の侵害になるのではないかと云つたやうな憂慮から種々の說明が試みられた。

この問題は國際監獄會議に於ても議題に上つたことがある。それは一八七八年のストツクホルムの會議であるが、その際は『假釋放ハ法律ノ效力ニ何等抵觸スルコトナク、且社會竝ニ受刑者ニ不利益ヲ與フルモノニアラサルヲ以テ刑法上ノ諸原則ニ反スルコトナシ』(一)との決議をしてゐる。

しかしながら刑法に於ける目的觀念が是認されると共に、かゝる問題は既に問題でなくなつたのである。

唯だ假釋放の法律上の性質を明にしておくことは、現行制度運用に當り惹起する諸問題を解め決する爲に必要な場合が多い。

假釋放制度の發達史を根抵として、之を觀察するときは、本制度を應報の原理から說明することが正當でないことは極めて明かである。ホルツエンドルフ(V. Holtzendorff)は、假釋放は犯罪者の行爲の責任を後になつて觀察して裁判官の刑期間中の善行に對する褒賞として恩惠的にその刑を短縮するものであると解してゐる(二)。ビンディング(Binding)やヴアツハ(Wach)は、假釋放を以て、刑期間中の刑の量定を是正するものと解し(三)、

しかしながら、これ等の一般に短縮說(Kürzungstheorie)或は免除說と稱せられてゐるものが、甚だしく非實證的であり、正當でないことは玆に贅言を要しない。蓋、假釋放の發達史を通じてわれわれは正しい應報の程度と謂ふやうな觀念に基いて本制度の適用されたことを見出し得ないし(四)許りでなく、本制度は世界何處の法律制度であつても、その目的觀念を除外してはその存在の意義を失ふものであるからである。

行刑學者の通說は假釋放を以て自由刑執行の一段階であると解し、行刑中に於て囚人に與ふる休暇であると主張してゐる。この說によれば殘刑期間卽ち假釋放期間中にも依然として自由刑の執行は繼續せられるものであり、取消處分なくして假釋放期間を經過したるときは刑の

執行を終了したものと看做すのである。獨逸にあつては、アシュロット(Aschrott)(五)、ゲルリツヒ(Görlich)(六)、クローネ(Krohne)(七)等この說を採り、我國に於ては小河滋次郎博士(八)、正木亮學士(九)の主張せらるゝ所である。我が司法省も亦この執行說を是認する立前の下に問題を解決してゐる(一〇)。

この通說たる休暇說(Urlaubstheorie)に對しては有力な反對說がある。クリーグスマン(Kriegsmann)は『刑の執行猶豫や宣告猶豫を受けた者がその猶豫期間中刑の執行を受くるものでないと同樣に、假釋放の場合に於ける不定期間(殘刑期間)は決して行刑の一部分をなすものではない』(一一)と謂つて居り、又アドルフ・レンツ(Adolf Lenz)は執行說を擬制に過ぎないと非難し、假釋放の法律上の性質は裁判上言渡された自由刑の一部を社會的保護活動(Sozialfürsorgeakt)に代へるものである。しかしてかゝる爾後的刑の猶豫は條件を附して試驗的に與へられるものであり、その條件は善行を保つと謂ふ解除條件である。卽ち、假釋放者がその試驗に失敗したときは、その處分は取消(撤回)され、未執行の殘刑期は執行されるものであり、取消されることなくして、取消期間を經過したるときは、釋放は確定し無條件のものとなるものであるとの見解を主張してゐる(一二)(一三)。

私はこれ等の說を比較して、その孰れを是とし、その孰れを非とするかと謂ふことは、各國の具體的な法律制度を離れて、抽象的に論斷し得べきものでないと信ずるものである(一四)。唯だその法律の規定のみを以てしては判斷し得さる場合にのみ理論的に論定しなければならないが、その場合に考慮さるべきことは、本制度に關聯して惹起する諸種の問題を孰れの立前より解決し、本制度を運用する方が本制度をより合目的的たらしむるものであるかと謂ふことである。蓋假釋放制度は假空の理論の演繹から生れた制度ではなく、目的の爲めに設けられた制度であるからである。

現行刑法が孰れの立前を採れるかをその規定から判斷することは困難である。しかしながら假出獄者の取締を監獄法を以て規定せる趣旨から推論すれば現行法の解釋としては執行說を正當と謂はざるを得ない。殊に累進行刑が制度として採用された今日に於ては、假釋放制度が之と累進的、有機的に連絡さるべきことが要請せられるものであると謂ふことに鑑み私も亦執行說に贊成するものである。しかしながら、現行の假釋放制度の實質を爲す假出獄取締細則は、かゝる要請に對しては極めて不充分なものであつて改正さるべき點が多い。このことに就ては次に述べる。

尙、かゝる解釋から現行法上取消處分を受けずして、假釋放期間を經過した者の累犯期間(刑法第五十六條)は假出獄日にあらずして、滿期日より起算せられることは勿論、假出獄中の犯罪に對しては累犯加重の規定が適用されないことに注意しなければならぬ。

一　Frede-Sieverts, Die Beschlüsse der Internationalen Gefängnis-Kongresse 1872–1930, 1932 S 4

二　ホルツエンドルフに依れば、假釋放は後になつて刑を短縮するものであるがこれは裁判官に責のある留保された刑の輕減である。何故なれば、裁判官の犯罪意思に

就ての認識は、行刑の經驗に依り補完さるべきものであるからである。從てこの點に於ては絶對的正義の觀念と矛盾しないと謂ふのである。(Hortzendorff, Das irische Gefängniswesen, S. 28)

三 Binding, Grundriss des deutschen Strafrechts, Allgemeiner Teil, S. 246; Wach, Die Reform der Freiheitsstrafe, S. 54, Adolf Lenz, Die anglo-amerikanische Reformbewegung im Strafrecht, S. 88 ff.

四 アシュロットは次の如く謂つてゐる。『假釋放は刑執行の一時期と看做すべきものであつて、國家の刑罰强制は假令變形的のものであるとしても、尙ほ假釋放者に對し存續するものである。要するに自由刑の執行に於ける終期に囚人に試驗的に休暇を與へ、しかもそれには、その試驗が效果なきことを認めらるゝや否や正規の刑の執行が效果を發生すべき條件を有するものであつて、この休暇は刑期の一部と看做すべきものである』と。(Aschrott, Strafensystem und Gefängniswesen in England, S. 284)

五 ゲルリツヒは假釋放は刑執行の緩和された形式による一部分であり、判決による刑期の一部を監獄外に於て、個人的活動の自由を强く制限して執行するものであると主張してゐる。(Görlich, Vorläufige Entlassung, S. 12, Adolf Lenz, S. 89)

六 クローネは『假釋放は行政官廳の恣意による條件附免除にあらずして、法律を以て定められた自由刑執行の一段階である』と謂つてゐる。(Krohne, Lehrbuch der Gefängniskunde, S. 260.)

七 小河滋次郎博士ハ『假出獄ハ自由制限ノ程度ヲ輕減シタル行刑法ノ一種タルニ過キス、故ニ假出獄ヲ許サレタル者ト雖モ刑期終了ニ至ルマテノ間ハ尙ホ受刑中ノ者タルヘキハ明カニシテ之ニ對シ自由ノ制限ニ關スル必要ノ條件ヲ遵守セシムル所アルハ勿論若シ此條件ヲ違背スル者アルノ場合ニ於テハ之カ處分ノ取消ヲ爲スヘキコト蓋シ假出獄ノ性質ニ伴フ必然ノ結果ナリト謂フヘシ』とされてゐる。(小河滋次郎博士、日本監獄法講義、六一〇頁)

九 正木亮學士は『囚人が假令監獄拘禁を免除さるると雖、假出獄は滿期出獄に比し諸種の義務及び制限を付せらるるのみならず、社會的地位に大なる制限を受くるものなるが故に、假出獄はその心理的强制を受くる點に於て自由刑執行の性質を脫せざること恰も閉門刑及び伊太利に於けるコンフイノConfinoが自由刑執行中に含まると同じである』とされてゐる。(正木學士『自由刑執行の累進制度』法學志林、第二五卷第九號、四六頁以下)

一〇 本制度の法律上の性質に關する司法省の見解を表示したものとして注目すべきは明治四十五年三月二十五日の參事官會議の決議である。この決議は假出獄ありたる場合に於ける檢事の執行指揮書の效力及假出獄中に於ける殘刑期進行に關し爲されたものであるが、それには『假出獄中ニ於ケル數個ノ刑期進行ノ順序並ニ其假出獄ノ取消處分ニ依ル殘刑執行ノ順序ハ檢事ノ執行指揮書ニ順序ヲ定メサルトキハ刑事訴訟法第三百十七條第二項ニ依ルヘク、之ヲ定メタルトキハ其定メタルコトニ依ルヘキモノトス、從テ數個ノ中最初ニ進行スヘキ殘刑期カ假出獄處分ノ取消前滿了シタルトキハ其取消後之ヲ執行スル能ハサルモノトス』とあり、その理由とする所は『凡ソ監獄ニ於テ執行スヘキ數箇ノ刑ノ執行順序ハ通常刑事訴訟法第三百十七條第二項前段ニ從フヘク場合ニ依リ同條後段ノ規定ニ依ルヘキモノトス而シテ刑ノ執行ハ檢事ノ指揮ニ依ルモノニシテ(刑事訴訟法第三百二十條)執行スヘキ刑ノ順序ハ檢事ノ執行指揮ノ內容ヲ爲スモノナリ、假出獄中ニ於ケル數個ノ殘期進行スル場合ニ付テハ特ニ明文ノ存スルモノナキモ之ヲ準用シ上述ノ順序ニ依リ各別ニ進行スルモノト解スヘク、其假出獄ノ取消處分ニヨリ再ヒ殘刑ヲ執行スル場合ニ於ケル順序モ亦均シク同一順序ニ依ルモノト解スヘキモノトス從テ假釋放取消前

刑政第47巻第4号
矯正図書館

數箇ノ殘刑期ノ中最初ニ進行スヘキ刑期ヲ經過シタルトキハ該刑期ハ假出獄ノ處分カ取消サルルコトナクシテ既ニ滿了シタルモノトス』としてゐる。

一一 Kriegsmann, Einführung in die Gefängniskunde, S. 135.

一二 Adolf Lenz, ibid. S. 47 ff. 彼の反對論の中心點は假釋放取消後殘刑を執行するときは假釋放期間中の自由制限による刑が判決及法律に反した附加刑となるものであると謂ふことにあるのであるがこの點は刑は保護であると云ふ見地よりすれば執行說も亦彼の說と同一となる。(S. 91)

一三 泉二新熊博士は『假出獄ノ制タルヤ受刑者ニ前途ノ希望ヲ抱カシムルニ依リ其改悛自新ヲ促シ且確定放免後ニ於ケル生計上ノ準備ヲ爲サシムルヲ本旨トスルモノニシテ漸進主義ニ在テハ執行上ノ最終ノ一段ヲ爲シ我法制ニ於テハ一種ノ恩惠處分ナリト認メサル可カラス』とされてゐる。(泉二博士、日本刑法、總論、八七一頁)

一四 一九二五年の獨逸刑法改正草案第三十五條及び第三十六條の如く、刑の猶豫と假釋放とを包括して『條件附刑ノ免除』(Der bedingte Straferlass)として規定せる場合の如きは明かに條件附免除說を是認するものであり、或はこの方が兩者を切離せる一九一九年案に比較してゲルランドの謂へるが如く喜ばしき進歩であるかも知れぬ。(Heinrich P. Gerland, Der Entwurf 1925. Allgemeiner Teil, S. 64 ff.) 又アメリカのパロールの如く假釋放者を監獄の支配下のパロールボードをして監督せしめ且特に感化手段の一機構なることを明かに認める法制の下に於ては、勿論執行說を以て律すべきものであらう。(Kittermaier, ibid. S. 543)

滿洲國監所之沿革

滿洲國行刑司
監獄科衛生股長 鈴木裕

內容

一、民國以前(以上本號)
二、民國時代
三、滿洲國時代
附表

一、民國以前

古代の獄所——支那古代に於ける獄政は之を明かにする事は出來ないが、急就章、廣韻三燭等の古書によれば堯舜の時代より既に其の存在が知られると云ふ。卽ち當時皐陶なる人ありて獄を造つたと云ふ事が記載されて居るのである。

降て夏の時代に至ると夏臺と稱した。又淸朝行政法玉篇によると、「二王始有獄殷曰羑里周曰囹圄」とて殷時代には羑里、周時代には囹圄と稱するものが存在して居た事が伺はれる。

尙周禮に依れば「以圜土聚罷民」とあり、凡て社會生活を亂す人間卽無賴無爲の徒は、之を圜土と稱する獄城に幽閉して職業を教へ込んだとある。

當時の獄所は主として未決監とかゝる懲治場に類するものであつたと云ふ。併し乍ら此の如き古代に於ても尙近代自由教育刑の思想を胚胎して居た事は舜の有名なる「明於五刑以弼五教」の言句より之を推する事が出來る。

かゝる思想も其の後の三代に至つては全く沒却され此處に純然たる威嚇主義の獄所が出現し、囚人は慘忍なる拘禁生活に甘んじなければならなかつた。秦時代の獄制は史籍に現はれて居らないけれども極刑を用ひて犯罪を處罰したのである。漢の時代には中都官獄二十六個所を設けたとあるが其の獄中の有樣は司馬遷の任安書を見るに慘酷の狀を掬するに足る。尹賞の虎穴と稱するものは

更に人道を無視せるものであつた。降て東漢には陰獄、唐には例竟門と稱し、金時代には地を穿つて深さ廣さ數十丈の地下に囚人を拘禁したのである。かくして清末に至る迄歷代の獄所と稱するものはすべて慘忍極れるもので内部の秩序も亂れ、其の間聊かにても人道に合したと思はれるものは宋時代崇寧年間の國土であつたと云ふ。

上述の如く支那の獄制は眞に古い歷史を持つて居るのであるけれども、之に反して滿洲に於ける其れは極めて遲く清朝の初に至つて漸く起されたに過ぎない。之地理的關係によつて文化開發に惠れなかつた結果に歸する。且滿洲國成立前迄の滿洲は關内行政の波及に止りしのみにて其處に獨特の發達進歩は見られなかつたのである。

清時代東三省行政——滿洲は元々清朝發祥の地である爲、特別行政が布かれ、政治組織も極めて複雜した狀態にあつた。卽ち殆め盛京省は軍民兩政を併用し、吉林省に在ては軍政を以て民政を兼ねしめ、黑龍江省は全くの軍治主義をとつて居たのである。今少し詳しく述べるならば盛京省の軍政は盛京將軍の下に統率され、民政は旗人及旗民事務を掌る盛京五部と其他一般人民に對する行政を行ふ奉天府尹とがあつたわけである。吉林黑龍江兩省は夫々將軍によつて治められて居た。尙數地方には副都統駐在し、協領、佐領を指揮して駐防八旗を統率して居たのである。

滿洲監獄の起り——故に初代の監獄は之等の官署に附設され、其の管理を受けて居た。卽ち北京遷都前盛京には刑部監が造設され、また吉林にも康熙年間寧古塔將軍が將軍公署を移すと同時に、其の西北隅に監獄所を設けたと云ふ記事が殘つて居る。之等が恐らく滿洲に於ける監獄の始りであらう。

尙盛京省に於ては順治十三年海城に典史が設けられ康熙以後になつて其他の各府州廳縣にも司獄官が置かれた。當時の司獄官は地方によつて其の名稱を異にし、奉天府にあるものを司獄、其れ以外の府にあるものを經歷州にあるものを吏目、縣にあるものを典史と呼んだのである。

黑龍江省にては將軍公署及六個の副都統署に監獄を附設すべきものとされ、呼蘭、綏化兩廳及各旗署には僅かに看役房(看守所)を設けてあつたに過ぎない。監獄長官を提牢官と稱し、佐領が之を兼任し、其の下に獄官二名あり、防禦、驍騎校が此の任に就て居たと云ふ。其の後同治三年瑷琿に、光緒三年綏化に監獄が設置されたと云ふ以外には何物も見る事が出來ない。かくして當時の監獄の實狀が如何なるものであつたかに就ては全く知る由もなかつたのである。

時代は一足飛びに清末に迄移る。

清朝の監獄改良——恰度清朝は内憂外患に疲れ、衰微の徴見えつゝあつた頃、國内一般の思潮は自國のみに滿足する能はず、盛に外遊留學を志すものを生じ、爲に諸外國の文明は續々輸入されるに至つた。之と共に監獄改良の知識が漸次齎らされた事は云ふ迄もない。

かゝる時代に於て大なる波紋を投げかけたのは何と云つても當時山西の巡撫であつた趙爾巽其の人であらう。彼は光緒二十八年刑部に奏請して各省に罪犯習藝所を設立し、軍流徒等の犯罪者に對する作業敎化を主張したのである。刑部は彼の奏請を容れて、翌二十九年には之が全國通令となり、罪犯習藝所の設置が計られる事となつた。

次で同三十二年政府は北京に法律學堂を設立し、日本から岡田朝太郎氏を招聘して刑法を講ぜしめ、同三十三年には新刑律草案が成つたのである。同時に刑部は法部と改まり、其の中には典獄司が設けられて全國監獄行政事務を處理するに至つた。

かゝる中央の氣運は漸次東三省にも押進められて居たのである。獄制は光緒の末年に於て目覺しい發達を見せて來た。趙爾巽が罪犯習藝所の設置を提唱して以後東三省に於ては各省城を始め各所に其の設立を見る事となつたのである。殊に光緒三十一年には先覺者趙爾巽は會々盛京將軍となつて乘込んで來て居た。

滿洲に於ける習藝所の設置——彼は同年先づ府縣監の傍らに習藝所を建設したのである。併し乍ら此の時の習藝所は游惰の民を集めて技能を敎へる懲治場であつて云はゞ游民或は貧民習藝所(後の敎養工廠と稱すべきもの)であり、監獄とは別個に管轄も民政部に屬して居た。同三十三年には多年失修の儘にあつた府縣監の改修が行はれ、習藝所も監獄の一部に加へられる樣に議決された。かく省城に於ける改良と共に地方にあつても獄所が次々と設けられたが、地域廣濶にして交通不便なりし爲統轄せる計畫をなす事が出來ず、不完全なものであつた。

吉林省に於ては光緒三十一年達桂將軍が始めて省城に罪犯習藝所を設けたが之も吉林分巡道に隷屬した行政機關たるに過ぎず、また黑龍江省城の罪犯習藝所は光緒三十二年將軍程德全が南門外寺廟の一廓を賃借して簡單な修理を加へ開廳したもので内部も狹隘且設備極めて不完

全であつた。

小河氏の招聘——光緒三十四年北京の法律學堂には監獄科が設けられ、日本より小河滋次郎氏が招かれて監獄學の講座を持たれる事となつた。之實に後來の中華民國及滿洲國現監獄制度の根本を振ひ起したもので氏が僅か二ヶ年の短時日を以て釀成した監獄改良の指導精神は眞に特記すべきものと稱さねばならない。

同年氏の草案になる監獄律も遂に公布されるに至つた。

提法司の設置——其の時分東三省には官制の改正が行はれ光緒三十三年將軍は裁撤されて總督が全三省を統率し、各省には巡撫が置かれて一切の政務を司る事となつた。巡撫の下には交涉、旗務、民政、提學、度支、勸業、蒙務の七司及督練處の他に提法司が設けられたのである。提法司は以前の按察使司の改められたもので趙爾巽に次で盛京將軍となつた徐世昌の奏設せるものであつた。其の管掌する所は法部の命を受け、專ら全省の司法行政事務即各審判檢察機關及監獄に關する一切の監督に當る事である。卽ち其の中は總務、刑事、民事及典獄の四科に分たれ、典獄科には科長以下四名の科員及若干名の司書生(書記)が置かれて監獄の視察、監督、改良、習藝所の經理一切を擔當して居た。

關內監獄視察——當時は關內に在ては湖北省監獄が東西の制度を學んで監獄改良の先驅をなし、全國的に模範監獄と稱されて居たのである。提法司設置以來漸く擡頭せる監獄改良の氣運は此等の模範監獄を視察するを第一となし、奉天省よりは湖北を始め、北京、天津、保定等に、吉林省よりも保定、天津等數ヶ所に人を派して監獄の構造、制度、規則、工藝敎授及工場管理法に就て學ばしめる事となつた。而して其の結果は東西の制度を多く取入れる事に成功し、殊に建築及諸制度に就ては之を殆んど日本に學ぶ事となつたのである。實に小河氏によつてなされつゝあつた中央の監獄改良は此の時東三省に迄輸入される樣になつたと稱して良い。

監獄新設——光緒三十三年徐世昌は奉天省城に於ける府縣監を合併し、且從來存して居た習藝所を奉天罪犯習藝所と命名し、名實共に監獄の一部に加へる事とした。一方視察調査の結果獲たる知識を基礎として舊府縣監の獄前二千餘坪の空地に三萬五千餘兩を投じて新しい監獄建築にとりかゝつた。翌卅四年には奉天模範監獄と名付けられて落成開廳した。同時に模範監獄署規則が公布されたのである。完成された獄房は日本の東京監獄に倣ひ十字型及扇面型樣式の二棟で此の中に雜居獨居監を分ち尙女監、病監、工場、職員官舍をも含んで居た。主管長官は管獄官と稱し、其の下には文牘、守衞、庶務の三課と敎務、醫務の二所が設けられた。職員は看守長、看守部長、看守、醫務所長、敎務所長、藥劑員他に事務員等があつた。一方習藝所に對しても奉天省城罪犯習藝所管單が制定されたのである。當時設けられた習藝の科目は建築、木工、鐵工、印刷、皮革、裁絨、織物、染工、縫紐、釀造、紡紗の諸科で就業者數は四百五十名近くを豫想されて居た。

吉林省城には光緒三十三年提法司の一廓に模範監獄を設立する案が成り、同年九月巴爾虎門內滿洲正旗官地約千三四百坪の所に起工、翌三十四年秋には竣工して吉林省獄と呼ばれた。(現在の永吉地檢廳看守所の位置ならん)監獄には四翼普通監房を始めとして、搜檢室、工場敎誨室、消防所、領置庫、炊所、浴室、病監等が設けられて居る。此の他特別監と名付けられるものが別設されてあつたが之恐らくは後來の憂へをなせる優待室の起りであつた樣に考へられる。主管長官を獄官と呼び、其の下に守衞課長があつて總務、戒護を掌り、看守目、看守兵、女看守、醫師、敎誨師、工師は其の指揮を受けて各自の任務を擔當して居た。監獄に要する經費はすべて度支司(現在の財政廳)より支出し、少額の作業材料購入費は暫時提法司が之を支給して居たのである。一方習藝所も關內視察者の歸省後其の制度に倣つて職工、鐵工、靴工、印刷工等の諸科を設けるに至つた。

黑龍江省城にては先に寺廟を修築して罪犯習藝所を設けられたが光緒三十四年には城東門外の地を選び、天津の形式に倣つた新築が成り、監獄も此の中に含まれた。當時の監房は改過自新の四房より成り之に拘禁監(禁錮監)懲警監(懲役監)及監守所(未決監)を分ち、檢驗室、工場、敎誨堂、倉庫、浴室、飮廳、醫務室、養病房、傳染室等がすべて設置せられて居た。習藝科目としては始め打繩、編筐、織帶、辮繩科の幼稚なるものを課され、光緒三十四年には漿洗科が設けられた。また附近の空地に煉瓦窯を一個造つて煉瓦科を設けたのであるが之も經費の關係上永續しなかつた。

未決犯拘留所——東三省に於ける未決犯拘留所は以前罷所或は看役房と稱されて居た。光緒末年になつて看守所と改められ、多くは監獄に附設されて居たのである。

監獄官吏の養成——かくして建築及制度の改良は逐次行はれて居たが之と共にまた重要視されなければならな

いものは監獄官吏の養成であつた。其處で奉天省は模範監獄署に看守教練所を附設し、提法司から選抜された看守學生四十名が之に入所する事となつたのである。科目としては監獄學大意、監犯施行細則、看守服務規則、算術、柔軟及兵式體操が課せられ、教習三ケ月を以て卒業せしめる事としてあつた。同じ頃吉林省に於ても提法司によつて監獄科が設けられ、一時高等巡警學堂の校舎を借りて三十三年六月より三十四年四月迄第一回の養成が行はれたけれども、之は只一回にして廃止され、永續するには至らなかつたのである。

地方監獄建設——光緒末に於ける監獄改良政策の一般傾向は北京を始め各省城に一個の模範監獄を設立し、地方をして之に倣はしめるにあつたのである。此の爲宣統元年北京には模範監獄が建設され、各省にも命令して年内に計畫を進め、宣統三年以前には完成せしめんと計つたのである。

東三省に於てもかゝる傾向は多分に有し、光緒末年より宣統年間にかけての監獄改良は主に省城のみに限られ地方は殆んど顧みられず、爲めに全く未發達の狀態にあつた。奉天省に於ては宣統末年には全省の監所數四十九に達し獄舎の設けなきものは東溪、遼中、撫順、西安、西豐、東平、興京、臨江、輯安、莊河、錦西、盤山、遼源、洮南の十四個處に過ぎなかつたけれども其の内容たるや決して完備せるものではなかつたのである。吉林省は光緒三十三年漸く農安及磐石の二縣が地方監獄設立の魁をなし前者は丁字型後者は工字型、監房を共に公債募集によつて建設した。此の他吉林府及賓州雙城兩廳等も改良を計畫したのであるけれども經費の關係上僅かに舊有個所を少しく擴張したに過ぎずして終つた。また黒龍江省も地方制度に民政が加へられると共に黒水廳（今の龍江縣）呼蘭廳を始めとせる監獄新設が行はれたが之等とて殆んど監獄の型式を備へて居るものではなかつた。

罪犯習藝所の失敗——要するに前清末に於て監獄改良上大なる役割をなしたものは罪犯習藝所の設置であらう。併し乍ら東三省に於ける當時のそれは全く其の名に悖るもののみで一として實績を擧げて居たとは稱されないのである。之施政官吏がはつきり、犯罪者或は習藝所の意義に就て認識する事を欠いで居た結果に他ならない。當時の監獄と習藝所は完全に分離して居た。例へば奉天模範監獄の如き一定の工場を有し、また習藝所も獨立して作業を課して居たのである。故に一般は監獄を以て重罪者にして改善不可能者を拘禁し、習藝所は輕罪犯にして自ら新なり得る人間を拘禁する個所と考へて居た。而も刑罰執行の趣旨は全く顧みられず、或時は營業化し、習藝所中には犯罪者以外に貧民或は商人を招いて就業せしめ、有罪無罪の區別なく、行政と營業の判斷もなく紊亂極まるものであつた。

吉林省城に於ては凡て重要犯人は之を省獄に收容し、習藝所には徒罪の比較的輕き者及軍流刑に處せられた者が常赦（節日に赦免せらるゝを云ふ）せられたる際之を移送して技能を教へたとある。

また黒龍江省に於ても程將軍は習藝所の豫定收容數を五十名となし、若し之に充たざる時は隨時土地の無賴漢乞食等無業の民をも一律に入所せしめ習業させたのである。

奉天省城の習藝所は財政の困難から公帑の一部を補ふ爲、營業主義をとつてよしとして居た。且地方に於ては始め趙爾巽が省城及巡道各一區に一個所設立を標準とし府縣に分設するものはなるべく之を合立して、經費の減少、事務の管略を計るべきを旨として居たに拘らず、習藝所の設置を以て新政の一端なりと考へ居る地方の守令達は收容者寥々たる所にも有名無實の習藝所を設け、却つて豫期に反して失敗を重ねたのである。且最も忌むべきは其の設置に名を藉りて、一般良民より稅金、罰金等を苛酷に徵收し、彼等を苦しめると云ふ矛盾せる事實が存在して居たのである。故に習藝所の設立と雖も當時は概して効果少なく、以前と同樣監獄は暗憺たる狀況の儘にあつた。

清末監所數——かくの如くして宣統末には東三省に約七八十の監所が存在して居た。卽ち盛京省には監獄及習藝所が各縣に二十九、府に八、州及廳に六個所あり、吉林省には省城監獄習藝所の他に十二の監獄、黒龍江省また省城を除いて十數個の監所が數へられた。犯人の數は奉天省のみで已決未決合して約三千六百を算して居たのである。

刑政第47巻第4号
矯正図書館

The Councils of Patronage

Dr. Nathaniel Cantor

イタリアの保護會

ニューヨーク州バツファーロー大學教授
ナサニエル・キヤンター

自分は、去年、行刑制度視察のため歐洲大陸諸國を行脚したが、ロムブロゾーを出し、續いてフエリ、ガロフアローを出して、クリミノロジー並びにピーノロヂーのために寄與する所の多かつたイタリアが、フアツシスト・レジームの下に行刑制度にどんな改良が加へられたらうかといふことについては、かなりの興味と期待とを懷いてゐたのである。

多年、イタリア政府が行刑制度の改良に志してゐたことは人の熟く知る所で、幾度か刑法改正委員の手によつて作られた豫備草案も、終に漸く確定して、一九三一年七月一日刑法並びに刑事訴訟法は發布せられ、この二つの法律と共に、新しい「行刑並びに防止施設管理規則」("Regulations Governing Penal and Preventive Institutions")が制定されたのであつた。

フアツシスト政府の制定した此等の法律には、多くの興味ある改革が施されてゐるが、就中、特に目立つて重要な改革は、犯人に對して兩樣の處遇のシステムを採用したことにあつたのである。卽ち、この兩樣のシステムには、或る種の犯人は自ら犯せる罪の故を以て處罰(パニッシュ)せらるゝのであるが、他の犯人は、處罰せらるゝことなく、只だ彼等の社會的に危險なるの故を以て、保安處分の下に置かるゝのである。他の改革は、刑罰並びに保安處分

の執行管理の中心人物たるべき監察判事(guidice di sorveglianza—Surveillance Judge)なる官職の創設にあつた。而して、更らに、他の一つの極めて新しい試みは、保護審議會(consigli di patronato e cassa delle ammende—Councils of Patronage)の創立にあつたのである。前の二つの改革についての記述は之を他日に讓り、今は、自分の親しく視て、深い興味を感じた此の保護會の組織と機能とについて簡單に記述してみたい。

(一)

已に久しく、世界の大部分の國では、釋放者の行動を監視する機關の組織の必要を認め、中でも或る國々では實際にかういふ機關を設置したのである。アメリカのパロール・ボード(Parole Board—假釋放局)、ドイツの半官半民の釋放者保護協會(Entlassenenfürsorgeverein)、英國の訪問員制度(Visitor System)及び受刑者援助會(Prison Aid Society)の如きは、將に釋放されんとし又は已に釋放された受刑者を援助し、因て以て累犯を防止せんがために試みられた努力の二三の實例である。かういふ團體で働いてゐる人々は、大抵は給料もなく、素人の篤志家が多いのであつて、多くの場合、かゝる事業は、宗教團體から支辨さるゝ資金で維持されてゐるのである。イタリアでも、また、かういふ篤志家の保護事業が試みられたのであつたが、かゝる努力の終に全く失敗に終つたことを告白しなければならなくなつたのである。是に於てか、前記の新たに制定された行刑管理規則では、この不徹底な篤志の保護事業に代ふるに、各地方裁判所管轄區內に一箇の保護審議會を設くべきことを規定し、且つ、個の審議會は「法人」の資格を有つことにしたのである。

この會議は、裁判所及び檢事局の代表者、右の管轄區內の衞生官、管區內の刑務所の所長、國民母子保護協會(National Association for the Protection of Maternity and Infancy)の代表者、工業農業及び商業の勞働組合地方支部の代表者、チヤーチ(舊)の代表者、及び共地の重立ちたる市民二人(一人は婦人)とから組織されてゐるのである。この會のメムバーたるものは三年の任期で司法大臣によつて任命され、何等の報酬を受けないのである。

この保護會の事業は公私共同支出による資金で支持さるるもので、これがために、會の財政上の安固を保證するために、特別の財務委員(La Cassa delle Amende)

を創設したのである。この委員長は司法省の行刑局長(Director-General of Penal and Preventive Institutions)で、これが委員には、ローマの控訴院の代表者内務省の代表者及び前出の國民母子保護協會の代表者を網羅してゐる。このコムミツテイー(委員會)の基金は場合によりて箇人からの寄附を請ふこともあるが、主として刑事裁判所で徴收した罰金から出てゐるのである。前記の母子保護協會も亦た應分の出金をしてゐるのである。遺言に因る寄贈も喜んで受けるのである。

審議會は、通例、二週一回會合して、委員の提出する報告を審議するのである。

このカウンシル(會)には二つの最も重大な機能があるのであつて、一つは、釋放者に一定の恒職を與へることで他の一つは、釋放者の家族に必要な援助を何なりと藉してやることである。或る場合には、直かに現金が支給さるゝのである。

右の二つの主たる機能の如何に重大視せられてゐるかは、刑法並びに管理規則のいづれもこの會の事業の範圍を規定する同じ章を有つてゐるのに見ても分明かるのである。

(二)

さて、この會の事業といふのは、先づ、收容されてゐる受刑者の家族の道義上並びに經濟上差し迫つて面倒をみてやらなければならない須要事項を調査することである。本人の妻又は幼兒が特に注意を要する狀態にあれば前記の國民母子保護協會の援助を求めてやるのである。會では、屢々受刑者の家族を訪問して、本人と家族との間の切れかゝつた關係を建て直し、又は、紛糾した家庭の難問題を解決してやるのである。この保護會に醫員の備はつてゐるのは、さし迫つた醫療上の手當を與へるためと見える。

次に、この會の事業の主眼としてゐる釋放者のために職業を見つけてやるといふ努力について述べるに先ち、釋放の際に於ける一般の狀況について一言してをく必要があらうと思ふ。

前にも述べたように、監察判事は刑罰執行の中心に立つもので、この判事が、何人のパロール(假釋放)せらるべく且つ如何なる條件の下にパロールの執行せらるべきかにつき、司法省に終決の上申を爲すのである。司法省でこの上申を認可した場合、必ず認可することになつてゐるのだが、判事は受刑者が定住の地とすることを申立てた裁判管轄地の保護會に此旨を通達するのである。假釋放の期間中、パロリー(假釋放者)は自己の職業、身邊の要件、並びに暮し向きについて、當該保護會に定期の報告をする義務があるのである。報告を受くると、今度は、保護會は自己の保護監視の下に在るパロリーの成功又は失敗についての報告を監察判事に提出するのである。この報告によつて、假釋放の取消さるべきや、又は、パロリーの生活に加へられる拘束の緩和せらるべきや、はたまた、完全に釋放の許可せらるべきやが決定せらるのである。

茲處で、一寸注意してをくが、イタリアでは、釋放者は、公安局(警察)とこの保護會と双方から監視せらるのである。イタリア政府は、公安維持の機能を警察に、助言者の役目を保護會に、別々に委ねることを賢明なやり方と思つたのである。保護會は、一九三一年七月一日に開設せられたばかりで、經驗の日尚ほ淺いので、假釋放者に對する警察上の監視を託するには、事業成績の良否が餘りに不確實と考へられたのである。しかし、一方では、警察といふものが、機能上からも訓練上からも、たとへ公然釋放者を敵視しないまでも、深切ではないといふ方々の國々に共通な經驗に鑑みて、イタリアの刑事訴訟法第六百四十九條には、「如何なる場合に於ても、監視は、警戒中の者をして安んじて職に就くことを困難ならしめざるよう執行せらるべきものである」と規定してゐるのである。尙ほ、同じ條には、釋放者が警察の處置を不當なりと認めた場合には、之に對して控訴する權利のあることを規定してゐるのである。

(三)

この保護會の新しいシステムの最も目立つた效用は、釋放者に斷えず仕事を見出してやる其能力に存してゐるのである。創立匆々まだやつと二年しか經たないので、事業の成績について遽かに公平な判斷を下すことはできないが、しかし、自分は、茲處で、イタリアが釋放者の處遇に一生面を開いて貢獻する所の大なるものあることを事實に示して、世人をして希望と期待とを懷かしめるに至つた保護會所屬の一箇の施設について語つてみたいのである。それは、シシリー島のパレルモに在る「釋放者援助職業講習所」(Institute for the Aid of Discharged Prisoners—Assistenziario Per I Liberati Dal Carcere)のことを指して言ふのである。

パレルモ市の保護會では、殆んど凡てのピーノロヂストの認めてゐるように、釋放後に定職を與へるのが、恐らくは、累犯を防止し、又は、防止はできないまでも、少くも累犯の危險を少くする最も重要な要件の一つであることを認め、且つ、同時に、前科のあることの知れるのが、釋放者の仕事を獲るチヤンスの主たる障害である

ことを知つて、この問題に對應して善處し得べき一個の施設を創立することに決したのである。これが創立には打勝つべき多くの困難があつたし、且つは、日常の保護設立手續に充用すべき基金には限りがあり、其上に、別に特殊の建物設備をするといふのであるから、多大の金額が其費途に充てられうるわけはないのである。更らに之に加ふるに、保護會は、生産せんとする商品を捌く市場を見出すといふむづかしい問題を解決しなければならなかつたのである。

是に於て、一九三一年の十二月一日に、保護會では、終に廣く社會に向けて援助を乞ふの陳情書を發したのである。この結果、二十三萬リラの寄附が集つたのである。パレルモ市當局でも、十年の期間を限つて以前市の學校であつた建物の使用を許したのである。建物は受刑者の勞力で直ちに改造され、最初陳情書を出した時から算へて四ケ月も經たない內に、約百人の男女の釋放者が新しい施設內の五ケ處の工場で定業に就くことができたのである。この施設が公に開所式を擧げたのは、一九三三年の四月三日で、當時パレルモで開催中の國際刑法會議に派遣された委員もこの式に臨場したのである。

受刑者の釋放に先つ約一ケ月前、刑務所から公文でこの事實を保護會に通達するのである。其處で、保護會では、主事からして問題となつてゐる受刑者に宛て、將來の計畫について相談したいから來てくれとの書面を送るのである。といつても、この援助の申入れを受くるか拒むかは受刑者の自由で、時には、受刑者は他の筋から仕事を見つけたとか、又は、或る他の方法で援助を受くることができるといふ場合もあり得るのである。しかし若し、彼がこの機會を利用しようと決心すれば、自身保護會に出頭するのである。其處で、受刑者の一身上の凡ての事情について相談があつた後、設備の許す限り、本人の知つてゐる職業に就かせるのである。若し又た、大抵の場合がさうであるように、本人が何の職も知らなければ、施設で營まれる數に限りのある職業の內の何か一つを學ばせることになるのである。

玆處で働くものは、施設內に宿泊するのではなく、凡て家へ歸つて眠るのである。彼等は朝食をすまして玆處へ來て、家へ歸つて晩飯を食ふのである。晝食は施設から給される。彼等は、何時なりと、仕事が終つたから歸りたいと申出ることは自由なのである。

玆處で働いてゐるものは、外で同じ職に働いてゐるもの〻受取るよりもいさゝか少い賃金を受けるのである。賃金の率が低いといふことは、玆處の所長の言ふ所に從へば、生産される品物が質に於て劣り、直ぐには賣れず

且つ、市場値段よりも低い價で元賣捌人（コントラクター）に拂下げられなければならないので、自然さうなるのである。玆處から市場へ賣出さるゝ品物は質に於て全然劣等品であるのでやかましく言れる一般勞働市場との競合の問題は避けえられるのである。

保護會のメムバーの個人的の骨折で、多くの個人の契約も取り結ばれるのである。かくして、この會の趣旨に贊同して、事業に協力する元賣捌人は、製造業者又は小賣商人に賦課せられる普通の國稅の免ぜられるといふ形式でプレミアムを受けてゐるのである。

かういふわけで、固よりこの施設は、利潤を擧げる目的で經營されてはゐないのである。

釋放者が玆處で働いてゐる間、必要のある場合は其家族も亦た面倒がみてもらへるのである。玆處で働く釋放者が女子で、子持で、家に置いてある幼兒の世話をするものもないといふ場合には、其幼兒は國營のホーム（託兒所）へ託することができるのである。

釋放者がこの講習所で働いてゐる間、保護會では、經濟上からばかりでなく、精神的にも、社會的にも、釋放者のノーマル・ライフへの復（レハビリテーション）　活のために心を勞してゐるのである。一週一回、會で行はれる宗教上の勤行はこの態度が只だ形式の上に現はれたもので、會のメムバーは心から何時でも喜んで玆處で働く人々の有つてゐる色々のむづかしい問題について相談にあづかつて、望まれゝばどんな援助でも與へてやる用意を有つてゐるのである。釋放者の行動の監視に關しては、監察判事並びに警察官憲は常に會と聯絡を取ることを怠らないのである。

（四）

自分が、この講習所で、家具、靴、印刷、製本等の工場で働いてゐる男子、並びに、裁縫部で働く女子を視察した時に、ドイツの二三の聯邦で創設された「イーバーガングスハイム」（"Uebergangsheim"）、卽ち、プリズンから社會へ入つて行く大切な時期をすごす過渡施設で自分の見出した雰圍氣と、玆處で働く人々の示した一般の氣風とを比べてみて、自分は其相違の甚しいのに驚いたのである。ドイツの「イーバーガングスハイム」もパレルモのこの講習所も等しく釋放者をして再び犯罪生活に入らしめざらしめんが爲めの目的で設けられたものではあるが、其組織は、兩者必ずしも一樣ではないのである。

一例を擧げると、ドイツのプロイセンのハンノーバー

州では、イーバーガングスハイムに生活してゐる釋放者は一日中凡ての時を其處ですごすのである。固よりプリズンに在つた時のような峻嚴な訓練規則に支配せられてゐるのではないが、とにかく、ハイムのルール(規則)で束縛されてはゐるのである。强制監視は免がるることはできないのである。其處の全體の環境といふものは、パレルモの施設のそれに比べると、非常に自由を欠いたぎごちないものである。他の理由は別として、社會的に見ても、施設の內部に就て見ても、釋放者の環境が世間普通の生活と變はらない「ノーマル」なものであるといふ點で、イタリア式の組織經營の方が贊同支持する價値のあるように思はれるのである。殘念にも、このパレルモの施設のビルデイングの入口の上には、"Assistenziario Per I Liberati Dal Carcere" なる文字が揭げられてゐるが、若し、この名稱が用ひらるゝことがなかつたなら、玆處で釋放者が働いてゐるとは誰れも思ふものはないのである。

(五)

累犯の問題は、數ある困難な行刑問題の中でも最も我々を手こずらせる問題である。それといふのも、只だ獨り累犯を防止すべき合理的な手段を案出せしめ得るに足る犯罪の原因についての智識を、我々が有つてゐないからである。この智識を有つてゐない以上、我々は、行きあたりばつたりな方法で、直接に受刑者にぶつかつて色々異つたトリーメント(處遇)を試みて、其上で、其結果を愼重に比較校量する外はないのである。

イタリアは、パレルモの「アシステンチアリオ」(援助施設)を創設することによりて、たしかに進んで釋放者の處遇についての一つの實驗を試みたものと言へるのである。これは、さういふ種類の施設の世界に於ける最初のものである。これと同じ施設が近き將來に於てローマ、ヴェネツイア(ヴェニス)、ナポリ(ネープルス)等にも開設せらるゝ筈である。この政策の實行については、行刑局長のヂオバンニ・ノヴエリ博士の力に負ふ所が多いのである。

受刑者の釋放後のトリートメントに於けるこの新しい試みの結果は、遽かに豫言することはできないが、しかし實驗によつて學ぶ所あらんとするファッシスト政府の努力には、大に推賞すべきものがあると信ずるのである。

Journal of Criminal Law and Criminology, November-December, 1933.

海外時報

刑務職員としての ソーシアル・ワーカーの任務

全米刑務會議決議事項

左の一文は、一九三三年十月米國ニユー・ヂヤーシー州アトランテイツク・シテイー市に開催せられた第六十三回アメリカン・プリズン・カングレス(全米刑務會議)に於て、カングレスの社會事業に關する委員會が會議に提出したる建議案文を反譯したるものである。右の建議案は大會席上滿場一致を以て可決されたのである。

犯罪が單にリーガル・プロブレム(法律上の問題)であるばかりでなく、更らに、もつと大きな深い意味のあるソーシアル・プロブレムの一つとして取扱はるるに至つた今日、箇の錯綜紛糾した人間のプロブレムを調査し、研究し、進んで、これが解決に當らんとするソーシアル・ワーカーが、プリズン・ウオールスを越へて、直ちにプリズンといふ國家施設の中へ入つて行つて、行刑處遇と相俟つて、合理的にして同時に情味のあるトリートメントで、受刑者のレハビリテーション(社會的更生)をして容易ならしめんと努むるに至つたのは、社會進化の自然の勢で今更珍とするにも足らない現象である。ソーシアル・ワークが篤志家の閑暇つぶしの道樂であつた時代は、とうの昔に過ぎ去つてゐる。今日では社會生活の必要に應じて生れた立派な本格的な一つのプロフエツシヨン(專門職業)となつてゐるのである。それ處か、ソーシアル・ワークを以て一科のサイエンス(科學)なりと主張するものすらあるのである。一昨年だつたか、キヤナダのトロント市で開催せられたアメカン・アソシエーション・オブ・ソーシアル・ワーカーズ(全米社會事業家協會)の大會では、ソーシアル・ワークに一箇のプロフエツシヨンとしてのステータス(格式)を與ふるの決議案が可決されてゐるのである。

モダーン・ピーノロヂーの目的とする所が、受刑者のレハビリテーションに在りとするならば、この

使命を果たさんがためには、是非とも、プリズンと社會とを結びつけるソーシアル・ワークの專門のテクニークが、ピーナル・システムに於ける重要な一つのファクターとして認められ、科學的に組織されなければならないのである。悲しいかな、日本には獨立した專門の社會事業學校は勿論、ソーシアル・ワークの獨立した講座を開いてゐる一箇の大學すらない位であるから、今更急にどうとも仕方がないがソシアリゼーション（社會化）とコオペレーション（協力）とを生活の二大基調とする近代文明の進展に背かざらんとするならば、公私共に、近代生活に於けるソーシアル・ワークの重要性といふことに、もう少し意を注がれたいものである。

K. N.

ソーシアル・ワーカーが刑務所に於ける受刑者の處遇中に演ずる役割を研究した結果、當委員は、プリズンに於ける社會調査（social investigation）とケース・ワーク（箇々の受刑者についての件別の調査處遇）に要する職員並びに設備につき次に掲ぐる提案を爲さんと欲するものである。

(一) 刑務所に於けるソーシアル・ワーク

ソーシアル・ワーカーが凡てのプリズン、リホーメートリー並びに行刑施設を監督する政府の官廳に於て確乎として抜くべからざる地位を占むるものなることを委員は深く信ずるものである。

社會調査並びに處遇は、施設に於ける問題を理解し、而して受刑者の社會的更生（レハビリテーション）を完ふするため、必要欠くべからざるものなるが故に、各刑務所には、社會調査を擔當し且つ受刑者の更生に力を添ゆるため、少くも正當に訓練されたるソーシアル・ワーカー一人を置くべきものなることを、委員は奬說したいのである。大刑務所に在つては、ソーシアル・ワーカーの員數は受刑者の數に應じて增加さるべきである。

調査並びに處遇に於て受持たるべきケース（件）の數はプロベーション（保護觀察）とパロール（假釋放）の場合に準じて定めらるべきで、職員の員數並びに受持ちの件數の問題を研究するため特別の委員の任命を勸めたいのである。

委員は、ソーシアル・ワーカーの職員と刑務所の管理當局との關係を考慮したのであるが、受刑者の處遇の他のプログラムと聯絡共宜しきを得るために、ソーシアル・ワーカーは刑務所の管理當局と密切の關係を保ち、所長の一般指揮の下に置かるべきものと信ずるのである。

(二) ソーシアル・ワーカーの任務（social worker's function)

プリズンに於けるソーシアル・ワーカーの任務は、社會調査と社會的處遇の二つを兼ねなければならないといふのが我が委員會の意見で、我々のプリズンに社會的材料智識の欠けてゐる間、且つは、プリズンにケース・ワーク（各自受刑者についての調査處遇）を採用する重要なる最初のステップとして、現在のソーシアル・ワーカーの主たる職分として社會調査、社會研究並びに材料の蒐集整理に重きを置くの必要を認めてはゐるが、しかし、また、ソーシアル、ワークが全體の行刑組織のプログラムの一部をなすもので、且つプリズンに於けるソーシアル・ワーカーがワーカーの本質的任務たるケース・ワークの立案と個人のトリートメント（世話監督）とを分擔しなければならない筈であるとの見地に立つものである。

プリズンに於けるケース・ワークは、受刑者と其環境たる施設との間に存する人的關係より生ずる要因に立脚しなければならないものである。卽ち、進んで人間と其の社會的環境との間の關係を箇別的に整理していくといふやり方で性格を陶冶することでなければならない。故に、ソーシアル・ワーカーは原則として性格の發達を謀るの目的で受刑者と其のプリズンと社會とに於ける環境との關係の問題に意を留めなければならない。

ソーシアル・ワーカーは、同じ刑務職員たる精神病學者又は心理學者と相提携し、且つ、心理的又は性格的の障害を有つてゐるプロブレム・ケース（問題の受刑者）に賢明な處遇のプランを立てるために、近代の科學的なソーシアル・ワークのテクニーク（技術）に於ける訓練を有つてゐなければならない。

(三) 社會調査（social investigations)

ソーシアル・ワーカーは、先づ第一に收容者と會談して、受刑者に關する社會的材料を得るに努めなければならない。且つ、自身出張し又は通信によつて、受刑者の家族並びに社會的背景、職業履歷、學歷、勞働習慣、前科の有無、宗派關係、閑暇時の生活習慣、醫療上及び精神上の歷史等について調査しなければならない。受刑者の家族及び親族への家庭訪問も、できれば何時なりともやらなければならない。若し、できなければ、家庭調査は力を添へてくれる外部のソーシアル・ワーカー、プロベー

ション・オフイサー（保護觀察司）又はパロール・オフイサー（假釋放監視吏）、又は、かゝる調査をなす資格あり、又は家族から得られた形式的な材料について社會的解釋を下し得る人物からこれを請求すべきである。

質問體の形式的の照會又は一定の書式を具へた通信用書簡の使用は、通信者の個人的解釋を要せざる材料に限らるべきものである。質問體の照會は、科學的又は統計上の材料を得たい場合に有用であるが、質問がこみ入つて解釋を附する必要のある場合には、役に立たぬものである。

調査の書狀は、字體明瞭に、文章は非公式に書かれなければならない。一定の書式によるホーム・レツターを用ひる場合は、これを用ひた理由の說明が添へられなければならない。この目的のために合衆國政府には申分のないホーム・レツターが作製されてゐる。

受刑者が以前收容されてゐた行刑施設からの報告が得られなければならない。更らに、診療所、病院、少年施設及び嘗つて受刑者を職務上保護したる機關、社會團體プロベーション又はパロール・オフイサーにも、質問が發せられるべきである。できるならば、受刑者の姓名は社會事業團體の名簿に記入してをくべきである。

(四) 社會事業記錄（social records）

(一) 社會記錄には次の諸項を包括すべきものである。

件名票——受刑者の姓名住所（併せて家族親族の）前きの住所、傭主の氏名、所屬宗派及び學校の名稱社會事業團體名簿記入、過去並びに現在の罪名（刑名共に）、收容刑務所、プロベーション並びにパロールの記錄

尙ほ、假釋放による釋放及びパロール違犯による再收容についての事實を記入すべき欄をも設くること。

(二) 履歷票

(イ) 會談票——受刑者の身上話を包含した會談錄

(ロ) 調査票——家庭、傭主、親族、朋友、警察、行刑施設、學校診療所等への訪問記錄、

ソーシアル・ワーカー、行刑施設、プロベーション及びパロール・オフイサーよりの報告についての備考

(ハ) 處遇票——刑務所に於ける受刑者との交涉、援助、受刑者個人並びに其家族の難局の解決並びに、釋放又は假釋放の準備への協力について。

委員會は、プリズンに於けるソーシアル・ワークの發達と共に、標準記錄票の必要なることを信ずるもので記錄票の形式の問題を研究するため、委員の任命を建言するものである。

(五) 分類（Classification）

ソーシアル・ワーカーは、受刑者の矯正處遇に關して刑務所の所長、又は、分類委員の存する場合には、分類委員に建議する所あるにより、受刑者の處遇に重要なる貢獻を爲すことができるのである。分類委員の存する場合には、委員のために、他の課、卽ち、精神病課、心理課、學務課、作業課、懲罰課、教務課等より材料並びに受刑者に關する提案を集め、委員の書記として働き、委員の作製した提案を記錄する役を勤めるのである。且つ分類委員の會議に列席し、受刑者の社會的更生の見地よりして、委員の提案の立案に助力しなければならない。

(六) 社會處遇手續（social treatment）

委員會は、ソーシアル・ワーカーが調査研究によつて獲たる受刑者についての智識を處遇のプログラムの中へ織り込んでいかなければならないものと信ずるのである。彼は、受刑者をしてプリズンに於ける作業學課並びに集團生活へ適應せしむるよう力を致さなければならない。また、受刑者の家族と直接に接觸し、又は受刑者援助の團體や家族扶助の團體と協力して、家庭に於ける問題の解決に努めなければならない。刑務所並びに社會に於ける受刑者自身の問題に關して社會的に妥當な態度を本人に持たせるようにするのは、ワーカーの本務でなければならない。猶ほ、ワーカーの助力してやれる他の問題は財政上並びに法律上のものとか、受刑者に代つて外部にゐる人と交涉してやるといふようなことである。ワーカーは、また、必要と認めた場合に、受刑者を他の施設へ移送するについて調査し建議することを怠つてはならないのである。

ワーカーは、受刑者の戒護に直接の責任を有つてゐる刑務職員にケース・ワークの運用と其効果を說明し理解せしむるため受刑者と他職員との間の聯絡係とならなければならないのである。

若し、ソーシアル、ワーカーが受刑者のために設計せられた處遇のプログラムを理解するに十分なる社會的智識と背景を有つてゐる刑務職員の協力を得たならば、受刑者矯正の任務の遂行し易きものとなるのは火を見るよりも瞭かであるから、この目的のために、委員會は、所長が精神病學者及び心理學者の援助を受けてワーカーによ

りて組み立てられたプログラムの遂行に力を借すことの出來る資格のある職員の十分なる員數を任命使用することを勸說するものである。

(七) 釋放とパロール (Discharge and parole)

プリズン・ソーシアル・ワーカー（刑務職員としての一一）の主たる任務は、固より、刑務所に於けるプリゾナー（受刑者）に關するものであるが、しかし、(一) 受刑者を鼓舞佐佑して社會に對する新しい態度を持せしめ(二) プリズンに入る以前に於けるとは異つた新しい良い環境を見出してやることによつて、受刑者の釋放又は假釋の準備を助けてやらなければならない。大部分のプリズン・ソーシアル・ワーカーは、實際上の理由からこのサービスを施設の外にゐる受刑者に限つて與へなければならないことになつてゐるが、しかし、釋放された受刑者に對しケース・ワークを爲す協同關係を有つてゐるワーカーを賴めば、願つた目的は達せらるゝのである。しかし、それは、このサービスをプリズン・ソーシアル・ワーカー自身でするか、そうでなければ、受刑者のために外部の團體と聯絡を取ることが肝心である。これ等の團體は、刑期が滿了し受刑者が再び社會に入つた後、復歸の過程宜しきを得さるによるか又は再び犯罪生活に立ち戻つたためか、兩者いづれかのためにプリズンに於けるケース・ワークが失敗に終るようでなければ、立派にこのサービスを盡くすことができるのである。

(八) ワーカーの專門資格 (professional qualifications)

プリズンに於けるケース・ワークの如き職務は新しい職務で、今や發達の途上に在るのであるから、ソーシアル・ワーカーの選擇に嚴重な資格を定めることは、委員は其策を得たるものとは信じないのである。たゞ玆處には委員の思ひついた條々を次に揭げてをく。

ケース・ワークを採用した刑務所の所長によつて選ばれたソーシアル・ワーカーは、少くも、全米社會事業家協會 (American Association of Social Workers) の入會許可の條件として定めた教育、訓練並びに經驗に關する資格の最小限度を有つてゐなければならない。

委員はこの標準は是非共牢記してゐなければならないものと信じてはゐるが、其職務の緊急を要するものであるのと、且つは、行刑の事に通曉した有資格のソーシアル・ワーカーの數の限られてゐるの事實に徵して、差當り嚴重な資格には手加減を施す必要があらうと思ふのである。上述の必要條件はソーシアル・ワーカーに專門職業上の資格を與へるけれども、普通公認の社會事業團體によつて其職員を選擇する場合に要求せらるゝものは、必要條件の最小限度に過ぎないことを斷つてをきたいのである。

社會調査と、一般の處遇との委託を受くるソーシアル・ワーカーは、ケース・ワークに經驗を有つてゐなければならない。調査だけを職業としてゐるソーシアル・ワーカーも、調査を行ふに必要欠くべからざる訓練と經驗は有つてゐなければならないのである。

刑務所の職員たるソーシアル・ワーカーたるものも、また、嘗つて行刑事務に或る經驗を有つてゐたものでなければならない。プリズンに於けるケース・ワークの所內助手を置くの制度は奬勵すべきもので、且つ、プリズンのソーシアル・ワーク部では、このプリズン・ソーシアル・ワーカーの職に就かんことを望める有資格の人物の訓練に力を致すべきものと、委員は信じてゐるのである。

プリズン・ソーシアル・ワーカーの敎育上の資格としては、小くも、犯罪學 (クリミノロジー) 並びに行刑學 (ペーノロジー) の課程を修めてゐなければならない。而して、ソーシアル・ワーカーが社會處遇を包含するケース・ワークの問題を取扱ふ場合には其訓練は、性格上の支障を有つた人を取扱ふため、精神 (メンタル) 衞生學 (ハイヂーン) の智識と技術とを併せ有つてゐなければならないのである。

（了）

Prison Journal, January, 1934

かんごくへの手入 (レード)

ニューヨーク市を貫流してゐるイースト・リバーのまん中に、ウエルフエア・アイランドといふ島があつて、この島の上には、瘋癲院やら貧民院と共に、ニューヨーク・カウンテイ・ペニテンシアリと云ふ古い刑務所がある。所が、この刑務所では、囚人がすつかりのさばつてしまつて、ギヤングスターのカントリー・クラブと呼ばれるほどで、囚人の頭領株のものは驚くべき贅澤な生活をやつて居り、勢威をさ〳〵所長を凌がんばかり、管理は彼の手中に握られてゐるのである。このプリズンに麻醉劑が貯藏されてゐるといふ疑ひ濃厚なので、最近、ニューヨーク市の行刑局長マッコーミックは、四十人の刑事を從へて逼くプリズンを搜査した所、果然、工場の一隅に多量の麻醉劑が塵芥の中から發見されたのである。或る新聞紙は「かんごくの手入」と曰つた位で、ニューヨークに大きなセンセーションを起したのである。

三十年以上勤續の高等官並に同待遇職員表彰

刑務職員令任官以下にして廿五年以上勤續したる者に對しては毎年　天長節を卜し之を表彰し來りたるも高等官並に同待遇職員に付ては昭和三年　御大典以來表彰せず今日に及べり依て今回　皇太子殿下御降誕奉祝記念として勤續三十年以上の高等官並に同待遇職員を表彰することゝなり本會に於て種々詮議の結果左記三十九名に對し四月三日の　神武天皇祭の佳節を卜し表彰狀及銀盃壹組（三ツ重）を贈り之が表彰を行ふ

記

一、典獄　二十四名

長山又四郎　長谷川鐘太郎
末光柴平　長谷場圭介
渡邊播太郎　赤城一雄
安東福男　武田又市
戸田作造　杉本虎吉
七戸大助　山田末吉
西岡三郎　千葉貢
森田敬一　蓑田長平
藤村喜一　鈴木礎一
宮崎德安　和田岩雄
藤居虚　齋藤敬二
川村次郎　栗本眞一郎

一、典獄補　九名

高橋松之助　藤井藤藏
馬場治作　江澤經雅
藤井武利　香椎豐次郎
金澤公炳　中田主稅
上田清三郎

一、保健技師　一名

柏木直九郎

一、作業技師　一名

甕川兵次

一、教誨師　三名

富井隆信　藤井惠照
日下智性

一、刑務協會主事　一名

伊藤忠次郎



藤澤正啓氏の長逝

刑務協會の名譽會員及評議員である藤澤正啓氏は、先月上旬發病、自宅にて加療中であつたが、高齢のことゝて輕症の腦溢血を併發し、十九日午前六時長逝した。享年八十五歳、誠に哀痛に堪えない。藤澤氏は會津藩士藤澤內藏之丞氏の長男として、嘉永三年十二月七日若松に生れた。會津藩主松平容保が京都守護職として京都に赴くや、氏は嚴父に從つて同地へ行つた。時に十四歳。爾使引續き京都に在つて、同地を中心とする幕末の變亂を具に目擊し、又自ら蛤門の變、並に鳥羽、伏見の戰にも參加した。戊辰の役には會津に籠城して勇名をうたはれた。明治六年上京、遷卒を拜命し、翌年の佐賀の暴動には同地へ出張勳功を立てた。十年警部補となり、陸軍曹長を兼ね、西南の役には熊本城に籠城して防戰に努めた。次で權少警部、巡査副長、警部に累進し、十七年には佐賀縣警察署長として佐賀副典獄を兼任したが、間もなく專任となつた。二十三年には同縣典獄に進み、次で二十七年には香川縣典獄、三十年には熊本縣典獄となり三十年には警視廳典獄として鍛治橋監獄を司り、同監獄の市谷に移轉するや、市谷監獄典獄となり、次で巢鴨監獄典獄に轉任、大正二年退官した。退官後も氏はわが行刑界の先輩、長老として重きをなしてゐたが、苟且偷安を欲しない氏は、老軀を提げて毎日各方面へ出張、或は調停裁判所調停委員囑託として、或は松平家々政顧問、會津會顧問として活動した。又かつて自己の取扱つた釋放者の身の上や成行等にも常に同情ある注意を拂つて、自身でわざ〳〵見舞つたり、手紙で安否を尋ねたりしてゐたが、死者の墓參を怠らなかつたことも逸話の一つであらう。刑務協會の設立も殆んど氏の力になつたものである。行刑に對しては、武士氣質の一種の精神家として寬嚴宜しきを得、受刑者の悅服をかち得た。氏の長壽は氏獨特の健康法によるものであつたが、今忽焉として逝かれたのは惜しむべきである。二十二日自宅で告別式を行つたが、知己、友人、後輩の燒香頗る多數に上つた。

刑政第47巻第4号
矯正図書館

治安維持法改正案

不成立に終る

治安維持法改正法律案は二月三日衆議院に上程せられて以來、右翼團體の取締問題を中心に回を重ねる事十五回の委員會を開いて審議した結果、十五日の委員會は遂に多數を以て政友會提案の次の如き修正案並びに希望條項を可決したので、十六日の本會議に上程して可決した上、貴族院に廻付された。衆議院の修正點並びに希望條項といふのは、

一、第十四條中『捜査上必要ありと思料する』を『急速を要し判事の勾引狀を求むる事能はざる』に改む

一、第十六條中『被疑者を勾引することを得べき原由ある』の次に『場合において急速を要し判事の勾留狀を求むること能はざるときは地方裁判所の檢事』を加ふ

一、第二十七條中『裁判所は本人の陳述を聽き決定をなすべし』を『本人は辯護人を選任する事を得』に改め、第三項に『裁判所は本人及び辯護人の意見を聽き決定をなすべし』を加ふ

一、第三十條中『監獄内の特に分界を設けたる場所』を『適當なる施設』に改む

一、第三十一條中『二年』を『二年以内』に改む

一、第三十八條の次に左の一條を加へ第三十九條とし第三十九條を第四十條とす『豫防拘禁に付せられたる者は當分の間監獄内の特に分界を設けたる場所に之を收容することを得』

希望條項

現時の世相に鑑み政府は宜しく朝憲を紊亂せむとする暴力行爲を嚴重に取締り且之に關する適當の制裁法規を立案して速に帝國議會に提出すべし

といふのであつた。然るにこの改正案が一度貴族院に廻付せらるゝや、貴族院は更に委員會、小委員會を作つて審議した結果、種々の物議を生じ、次の如き思ひ切つた修正を試みようとするに至つた。即ち、

一、第八條の私有財産制度の否認の次に「家族制度」をも挿入すべし

一、第三條の「國體の變革」と第八條の條文とを一緒にしては如何

一、第五條第二項の宣傳に關する罪を第九條にも設けては如何

一、第五章の豫防拘禁は憲法に抵觸するの疑義があるのみならず、實施上にも幾多法文の修正を要するものがあるから全部削除しては如何

一、衆議院の希望決議の趣旨たる右翼運動の取締りを織込むべし

等の點が擧げられたので、司法省としては到底これに同意すること能はず、二十三日午後以來司法當局と貴族院特別委員との間に折衝を重ねる所があつたが、遂に一致點を見出すこと能はず物別れとなつたので、司法當局は政友會幹部に對したとひつぶれてもよいから衆議院の院議を固執してもらひたい旨交涉し政友會側もこれを承知し民政黨も同一歩調を取ることゝなり、かくて兩院協議會は最終日たる廿五日午後九時半開會、抽籤の結果衆議院の前田米藏氏議長席につき、先づ貴族院の岩田、鵜澤兩委員から貴族院の修正につき説明をなしこれに對し衆議院の宮古、砂田兩委員から質問あり、次いで小委員を擧げて懇談に入つたが妥協成立せず、遂に貴族院側は

一、豫防拘禁の條項削除は讓歩せずとの案を示したが衆議院側はこれを各黨に諮ることゝして同十一時休憩、仍つて貴衆兩院委員はそれ〴〵自院に歸つて協議の結果、双方共に院議尊重を以て進むことに決し同十一時十五分協議會を再會、一條公より小委員會の經過を報告して採決をなしたる結果、貴族院側十名の委員は原案（貴族院修正案）に贊成したるに對し、衆議院側は議長を出してゐたために九名の反對にて、結局多數をもつて貴族院修正案の通り決定、事實上兩院協議會は決裂し同十一時三十九分散會した。而してこの時には既に衆議院は散會した後であつたから治安維持法改正案は遂に審議未了となつたわけである。

かくして治安維持法改正案は遂に不成立に終つたが、當局としては飽くまで左翼の徹底的彈壓の方針を捨てず日本共産黨再建の貯水池をなす外部團體については現行法第一條中の『結社の目的遂行のためにする行爲をなしたる者』として取締る一方、右翼團體に對してもこれが内査偵察を嚴にして、これが不穩行動を未然に防止し、且つ近時流行の不穩文書については今議會で成立を見た出版物取締法でこれを取締る方針であるといふ。

我國現下の政治及外交の動向

東京朝日新聞整理部長
鈴木文史朗

本文は先日の茶話會に於ける東京朝日新聞整理部長鈴木文史朗氏の講演を筆記したものである。間違ひがあらばすべて記者の責任である。

(一)

政治、外交といつても、今日は實に驚くべき速度で、それからそれへと新局面が展開しつゝある。變化は時々刻々に發生する。まことに目まぐるしいばかりである。新聞は、それ等の新しい出來事を出來るだけ正確に、出來るだけ迅速に讀者に報導しやうとする。私共新聞記者はさうした仕事に日々追はれてゐる。だからそれ等の變化を多少遠景的に見て、その間を一貫した理論とか原因とかを考へたり、又愼重な對策を論じたりすることは、仕事の性質上六ヶしいことである。で、それ等の問題には觸れずに今日は、新聞の製作に從事してゐるものが、大體如何なる考で、國家の政治、外交の動向を眺めて見るかといふことを少しばかり申述べて御參考に供したいと思ふ。

第一は政治方面であるが、最近私共は何處へ行つても、一體この内閣はどうするのか、後繼内閣は何うなんだ、といふやうなことを聞かれる。政黨方面でも、一にその事を對象として動いてゐる。だが、さうした觀測については齋藤内閣が出來て、今日に至るまでの經過を一應一通り振りかへつて見る必要がある。現内閣が五、一五事件によつて發生したいはゆる非常時の產物であることは言ふまでもないが、成立以來もう二年近くにもなる。一應世間は安定したかにも見える。そこで非常時はもう解消したといふものがある。すると反對に、いや眞の非常時はこれからである、といふものがある。放送するものがあればこれを打消すものがある、といふ有樣である。思ふにこの非常時といふことの解釋が、卽ち現内閣を解釋する所以であると思ふ。五、一五事件は、一口にいへば、日本の政黨政治の腐敗墮落に對する國内の或一分子の不平の爆發に外ならぬ、と見ることが出來る。そして國民はそれに共鳴をしてゐる。かれ等の行動は正に起り得べくして起きたものと見てゐる。この國民の共鳴がない限り、よし犬養首相が仆されても、三百四名の絶對多數を擁する政友會を除外して、齋藤内閣は出來得べき筈はないのである。かくして鈴木政友會總裁は首相の印綬を帶びることが出來なかつた。それは何故であるか。五、一五事件の手段方法の是非については兎も角、政黨政治に對する國民の不信任がしからしめたのである。齋藤内閣に生誕を與へた元老、重臣は暗默の間にこれを認識したわけである。かくの如くにして、政黨内閣若くは議會政治は、最近の二ヶ年間において一時中絶の形となつたのである。明治の中期以來八ヶましかつた政黨政治も、原内閣に至つてやつと實を結んだのであるがそれから十數年になる。その間、加藤友三郎内閣が出來て、政黨政治の得意時代を現出した。そして犬養内閣まで續いた。私共新聞人にとつては、政黨内閣以前の政變は、非常に厄介なものであつた。數人の元老の意見で取り決めるのだから時としては容易に決定しない。どんな内閣が出來るのか見當がつかない。元老やその他目星しい人々の邸に、六日も七日も張番して、そこに出入する人々の顏觸れを見て僅に判斷をするといふやうな有樣であつた。言はゞ暗中模索の有樣であつた。これは餘談であるが、加藤友三郎内閣の出來るとき、氏は海軍省の大臣官邸に本據を据えて組閣の準備にかゝつた。例によつて各新聞社から張番が詰めかける。大體そこに出入する人々を見て、閣僚の顏觸れだけは見當をつけたが、さて椅子の割り當てが判らない。加藤大將は寡默な人であるから、まことに取り付きがわるい。どうにも判らない。そこで或社では、加藤大將は軍人で、嚴格、几帳面な人であるから、閣僚となる人を呼び出すに、恐らく椅子の順序によるかもしれぬ、で、呼び出しの順序を見て、誰れは内務、誰れは文部と想像を以て號外を出したところ、それがうまく圖に中つたといつたやうなこともあつた。兎に角新聞社の苦心は並大抵のものではなかつた。ひとり新聞社が迷惑したばかりではない。國民全體が、次の内閣に對する見當がつかなかつたのである。それが政黨内閣となると、さうした苦心と面倒が要らない。政黨政治では甲の政黨内閣がやめれば、反對黨の乙の政黨内閣が出來る、といふやうに大體方式がきまつてゐる。次ぎの首相は誰れか、といふことが略見當がつく。少くも官僚内閣の時のやうに五里夢中に彷徨するやうなことはない。國民としても妙に賴りない、不安な心理を經驗せずにすむ。新聞社が樂なばかりではない。國民も樂である。

(二)

政黨政治には長處もあれば短處もある。長處があればこそ、數十年以來漸次に發展して來たのであり、短處があればこそ今日の憂目を見てゐるのである。長處をいへば、責任がはつきりしてゐて、反對黨の惡い點を嚴重に監視することが出來る。そして民意を代表する議員によつて公然と國策を論議することが出來るといふ點である。官僚内閣ではその點に頗る遺憾がある。それなればこそ、世界各國とも、議會政治をもつて政治の本流

として育てゝ來た。日本も亦これを採用した。爾來日本の大部分の言論機關は、議會政治をバックして來てゐる。過去數十年間における政黨政治實現に對する運動は、國民的運動とも見られるのである。然るに今や一朝にしてその政黨政治が覆へされてしまつた。政黨政治の合理性が未だ完全にその成果を見るに違あらずして、國民の前にその短處を暴露してしまつた。それは何に原因するかといへば、結局政黨それ自身の腐敗墮落に歸着せしめねばならない。政黨は自らの墓穴を堀りつゝある、とは最近しば〳〵言はれる言葉であるが、それは遺憾ながら事實であらう。政黨政治の短處は多數の力で非理を行ふことになる。議會で多數を制する政黨に實力、實權が歸する。政黨がその實力、實權を濫用するに至れば、禍害は底止するところを知らないのである。何事も人間がもとであり、本位であるが、その人間が理想なく誠意なくして、徒に多數を頼んで、名を國策に藉りて非理橫暴を行ふに至れば多數政治位困りものはないのである。國民は近時あらゆる方面に於て、その事實を見せつけられてゐるのである。政黨政治に對する不滿、不信用は國民的常識となつた、とさへ見られるに至つた。そして政黨政治の短處のために、その長處をさへ忘れやうとしてゐる。五、一五事件の青年士官、並に民間の國士をもつて自任してゐる人々の取つた手段方法は、國法に照して嚴罰に値するものであらうが、その精神、動機に對して國民が共鳴し、一種の敬意をさへ拂つてゐるかと見えるのは一にそのためである。政黨は國民を咎むべきでない、自らを咎むべきである。

かつて三派内閣の時にいはゆる普選案が議會を過過した。國民の大多數は普選に多大の期待をおいた。民意の伸暢を祝福した。選擧の肅正を翹望した。私共の新聞社でも、年來普選を主張して來た關係もあり、今後はどうか選擧の公正を期したいものであるとて、一同が申合せ、その一つの仕事として、各地に選擧座談會なるものを開催した。或は都會に、或は農村に漁村に、又炭坑地にこれを開催し、その地の重立てる人々、有志等に集つてもらつて、御互に胸襟を開いて、從來買收等の事實はなかつたか、有らばこの際思ひきつてそれをぶちまけてもらつて、それを新聞に書いて今後の鑑戒と致し、以て少しでも選擧の革正に資したいといつた意味のことを述べて、地方の人たちの意見を聞いて見たのである。私も當時房州地方へ出張して、その意味の座談會を開いたのであるが、その時の話でも、買收の事實がいかに地方民を惑はしてゐるかを私は知つて、甚だ遺憾に感じた次第である。爾來普選によつて幾回かの選擧は行はれたが、革正どころか、事實は從來とも倍加して、買收は行はれ、選擧違反は續出し、選擧界の腐敗墮落は一層甚だしいものとなつた。何れの政黨も天下御免の形でこれを行つてゐる。黨爭の弊も亦極まる、との感を抱かしめた

のである。一回の選擧に政黨は、三百萬五百萬といふ金を使ふ。何でそんなに金が要るのか、買收である。ではその巨額の金を一體何處から有つて來るのか。出所は財閥、富豪であるとは大體見當がついてゐるが、その細かい經緯は國民にははつきりと判らない。はつきりとは判らないが、政黨と財閥との間に醜關係のあることは何人も疑はない。偶々今回の議會で、樺工事件などいふ破綻が出て、その一端を國民の前にさらけ出すことにもなつた。その結果は二重に政黨の信用失墜を招來した。五、一五事件の被告たちも口を揃へて政黨の腐敗墮落を述べてゐるが、國民は一々これを首肯してゐる。政黨の幹部は、政黨の信用を恢復しやうとして努力はした。さもなければ政權は廻つて來ないからである。で、今度の議會では出來るだけ信用を恢復するやうにと、最初の出はよかつた。床次政友會顧問の大演說、首相の施政方針及び豫算案に對する各首領たちの質問演說の如きともかくもこれを目標として行つただけに、この調子ならと、とも思はせた。ところがアトが悪い。やはり政黨らしい馬脚を現してしまつたのである。綱紀問題もそれ、そして最後に選擧法改正問題で完全にミソをつけてしまつた。飛行機の離陸は珍らしく無難だつたが、文相問題で危く失墜しかけ、選擧法改正問題で、ドンと地べたへ落つこつてしまつたのである。かりにこれをカリカチュアルしていへば、雲助共が一寸堅氣なりをして御座敷へ通される。初めの中は鹿爪らしく仁義の挨拶などをする。床次顧問の演說の如きがそれである。だが、一つ酒が出て、繩張りの話となると、急に褄子がかはつて、尻をまくり、蹴爪を出して、いがみ合ふといつた工合である。繩張りの問題とすると、政黨根性をムキ出しにして、見えも外聞も忘れてしまふ。政黨から出てゐる大臣を、黨人の一人が引きずり下さうとかゝるなどは、いかに政黨の裏面が醜怪に充ちてゐるかを如實に物語るものである。今、政黨は國策のために爭つてゐるのではない。繩張りのために爭つてゐるのである。だからその爭ひの醜怪さ、人をして面をそむけしむるものがある。政黨は自分の取り込んだ金を淨財である、獻金であるといつて國民の疑惑と非難をから逃れやうとしてゐるがさうする神經そのもの、根性そのものが偶々裏面の醜怪さを如實に裏切つてゐることに氣づかぬのであらうか。

(三)

選擧法改正法案は、今度の議會に提出され法案の中で最も重要なるもの一つである。日本には最近ファッショ思想が橫溢してゐるといはれる。果して然りとせば、政黨政治に對する不平不滿がこの思想を生むに至つたのである。しかしながらこれに對しては愼重なる考慮と檢討とが必要である。或は次ぎの内閣はファッショ内閣であるとか、軍人本位の内閣であるとか、といふ聲も聞くが、ともか

く議會政治は政治の本道である。で、政黨が憲法の立前に於て、權道政治でなしに、議會政治を維持しやうとするならば先づ政黨それ自身の内容と實質とに對し根本的の變革を加へねばならぬ。政黨政治の立直しにはそれが絶對的な必須條件である。それには又選擧法の改正が、絶對的の必須條件である。現行の選擧法は犯罪より逃るゝ拔穴が餘りに多すぎる。これでは選擧の肅正は期待出來ない。その拔穴を出來るだけ塞がうとするのが、今回の改正案である。政府の改正案が完全でないとしても、現行の選擧法の缺陷は補つてゐる。然るに衆議院では、その改正案の骨子を削除して、丸で骨拔きにしやうとするのである。連坐規定の但書を固執したり、混同開票を排斥したりするのがそれである。これで見ると政黨は選擧の革正を實現しやうとの誠意なくして、徒に自分等に都合のよいことばかり考へてゐるのである。内相は衆議院の修正案に反對の意志を表明してゐる。政黨出身の大臣すらさうであるのに、政黨自體はかくの如く無誠意、無熱意である。こんなことで政黨の信用が恢復されやう筈がない。現内閣は自分の實力で維持されてゐるのでなく、政黨に對する國民の不信用が現内閣を消極的に維持してゐるのである。齋藤内閣が成立したときに私共新聞人の見解はかうであつた。齋藤内閣は、五、一五事件の火災を消火するポンプの役目を果すためのものである。だからこの役目を果し終へれば直に退却するであらうと。新聞人のみでない、政友會自身もこれを既定の事實と見做してゐたのだ。現に齋藤首相も高橋藏相も鈴木總裁に對してさういふ意味の挨拶をしたのである。だもんで鈴木總裁も善なしくして、自分の方へ御鉢は廻つてこないが/\已めやうとしない。却つて高橋藏相は鈴木總裁に對して「オレはまだやるよ」といふやうなことを言ふ。その時鈴木總裁は新聞記者に向つて「豈に計らんや」といつた。事實、豈に計らんや、であつたのである。當てごとは向ふから外れてしまつたのである。齒が脫けるやうに、閣僚が一人去り、二人去り三人去りしても、齋藤首相は内閣を投げ出さうとはしない。その消極的のねばりの強さは驚嘆に價するものがある。齋藤首相獨特の持味もこゝにある。その意味では齋藤首相も實にえらい人だと思ふ。何せ海軍大臣八九年、朝鮮總督八九年、世間が何と取沙汰しやうと、馬耳東風で居すはつた人である。

昨年の暮いはゆる四相會議なるものが開かれた。荒木陸相の提言で國策の根本を決めやうといふのである。この會議は數回に亙つて開かれ、特に或問題の如きは數時間に亙つて論議されて、相當緊張した、面白いものであつたと聞く。陸相は陸軍の傳統的方針を楯に取つて、強硬な對露意見を述べれば、海相亦、負けずに強硬な對米意見を陳べる。藏相と外相とは戰爭へ導くやうな政策はこれを不可

なりとして、出來るだけ平和的工作によつて國際關係を改善しやうと主張する。といつた工合にいろ/\意見は出たらしいが、結局話はまとまらなかつたものと思へる。しかもその間、齋藤首相の態度はどうであつたかといふに、終始沈默一言も發言しなかつたといふ。首相の立場として何とか裁斷を下さねばならぬ筈であるのに、おしまひまで巧妙なる聽役として通した。つまり四相をしてしやべり疲らしてしまつたのである。これは出來ない藝當である。類と眞似手のないもので、アノ人獨特の壇場である。内田外相や岡田海相は病氣だといふのだから入れ替へるもいゝとして、中島商相の尊氏論の如きは、十數年前の俳句雜誌か何かに出したもので責任があるとも思へないのに、取りかへる。反對に鳩山文相については推薦の責任を問はれてゐるのに、平氣である。齋藤首相は恰も蛸のやうな人である。足の三本や四本切り取られても、あとから/\とお代りが生えて來て依然として波間をふら/\と泳いでゐる。場合によつては、畑へ這ひ上つて來て、芋でも堀りかねない。かういふ特種の藝能を有つた人を相手のことだから、次の内閣もうまく目星がつかない。恐らく齋藤首相は、首相自身個人的に何か障害の起きぬ限り、又自分にイヤ氣がさゝぬ限り、今後と雖も、相替らずの調子で波間をふわ/\と泳いで行くのではあるまいか。だが齋藤内閣もさすがにもう末路に近づいたことを思はせる。國民の期待はもう薄れてゐる。一面現内閣倒壞運動の行はれてゐることも事實である。次ぎの政權は本來なら政友會へ行くべきであるが、政友會にはその自信がないから積極的に現内閣を倒さうともしない。民政黨は正妻氣取りでゐるから、むしろ現内閣の繼續することを願つてゐる。この政黨の不信用と無氣力とに乘じて、軍部を中心とする内閣を作らうとする運動がある。ファッショ内閣と呼ばるゝものである。しかしながら、法律を無視し、議會を無視するやうな内閣は憲法違反で、實現可能とは思へない。それまでゞなくとも、さうした色彩を帶ぶる内閣でさへも、たとへ出來たとしても半年一年とは續くまいと思ふ。ファッショ内閣は今のところ一つの推測にすぎない。で、最も可能なことは、やはり政友、民政兩政黨の代表者を集め、その上に例へば宇垣とかその他適當の人が据つて、次の内閣を組織することではあるまいか。先づ現内閣と大體似たやうな形のものが出來ると見て可からうと思ふ。純粹の政黨内閣はこゝ三四年のところ、先づ見込はあるまいと思ふ。しかし前にもいふ通り、政黨政治は政治の本道である。やがては政黨政治に立ち返るべきである。それには政黨そのものゝ立直しをしてかゝらねばならぬ。政黨の構成分子を取りかへ、内容を新にして出直さはければならぬ。かくまでに政黨が信用を失墜するに至つたのは、政黨幹部の共同責任である。かれ等はその責任を自覺して總退却をすべきで

ある。要するに、政黨は、この際深く自ら反省して、新しく顔を洗つて出直さなければ、國民はこれを受け容れまい。政黨政治を實現するためには、政黨自身の更生より始めなければならない。然るに政黨の改造に役立つと思へる選擧法の改正に反對するやうなことでは、その見込みもないものといはなければならぬ。まことに心細い次第である。

（四）

次には外交方面のことを觀察して見る。日本は今、國際的にも非常時に際してゐるといはれる。軍部邊からもしきりと放送された。日本は滿洲事件からひいて國際聯盟を脫退するに至つた。脫退はしても二ヶ年間は聯盟に對して義務を有するが、二ヶ年後には名實ともに完全に脫退することになる。それが來年である。さてその曉はどうなるか。差し當つて考へられるのは、聯盟から委任統治を受けてゐる南洋諸島、この返還問題が發生するであらう。聯盟や米國がこれを問題とするかもしれない。しかし南洋諸島は、日本の國防に取つて緊要の地點である。どうしてこれを安々と手離すことが出來るものか。イザといふ場合には武力に訴へてもこれを固執しなければならない。もちろん非常時に處すべき國民の覺悟は必要である。しかし非常時の聲は非常時といはるゝ所以の一つである。第二に考へられるのは海軍條約更新問題である。ワシントン會議では英、米、佛、伊等と海軍條約を結んだが、日本は戰鬪艦において英米に對し六割の比率を有つことゝなつた。そしてロンドン條約では補助艦即ち巡洋艦、驅逐艦、潛水艦、水雷艇において、總括的に約七割の比率を有たされることゝなつた。この兩條約が來年を以て更新の時期に達するのである。海軍當局の聲明等によつて見ても、日本はその會議には飽くまで強硬に出て右の兩條約によつて餘儀なくされた國防の缺陷を補はねばならぬとされてゐる。それに對して英米が何と出るか。恐らく日本は相當の難關に出會ふことになるであらう。かやうな事情で一九三五——六年は、日本の外交的危機であるとされ、そこで非常時々々々と叫ばれてゐるのである。もちろん非常時に處すべき國民の覺悟は必要である。しかし非常時の聲は皮肉に言へば少し放送にすぎてゐるやうである。國民がそこまでムキになるのはヤヽ早計ではあるまいかと思はれる。現に廣田外相の如きは、一九三五——六年は決して外交的危機ではない、といつてゐる。エソップ物語ではないが「狼が來る〳〵」とはやし立てゐるうちは狼は來ない。眞に狼がやつて來るなら、はやし立てゝはゐられない。一九三五——六年が眞實に危機であるならば、餘り大きな聲で放送は出來ない筈である。餘り放送が過ぎると、ウソからマコトが出て、瓢箪から駒が飛び出すことになる。一九三五——六年の危機を放送するのは五、一五事件によつて發生した非常時氣分を繼續せしめやうといふためでもあらう。皮肉な觀察かもしらぬが、その氣味合ひも確にあるやうに思ふ。國民の氣持を緊張せしめやうとの努力は勿論惡くはないが、それにはいろんな關係から考へて、自ら程合ひといふものを忘れてはならない。更に一歩進んで皮肉にいへば、今度の議會を通過した總豫算、五割近くは軍事豫算であるところの總豫算と、危機の放送とが全く無關係ではなからう、と先づ言へば言へるのである。だが、それによつて國防の充實を期し得るとせば勿論いふところはないのであるが、しかし私の見る所では、今が今、果して外交の危機を叫ばねばならぬ程の危機は存在しないやうに思ふ。來年、さ來年のことは勿論その時になつて見ねば何ともいへぬのであるが、かりに危機ありとしても外交工作によつて優に避け得られる。廣田外相はそれに向つて努力しつゝある、と自らも言ひ、又さう見える。駐米大使として赴任した齋藤博氏が、信任狀をルーズヴエルト大統領に捧呈しながら、「日米兩國間には、互に相爭はねばならぬやうな問題も存在しない。吾人は飽くまでも兩國の親交を繼續して行くことに努力しなければならない」といつたときからの知合で、俊英そのものといへる有爲の外交官である。そこで私は同氏に手紙を書いて特派員を紹介してやつたが、私はかう言ひ送つた。「多くの場合、大使と大使との間の會話は、いはゆる外交的辭令で、御座なりのものである。然し貴下とルーズヴエルト大統領との間の會話はさやうな御座なりのものとは思へない。又御座なりのものであつてはならない。日本では今、一九三五——六年の外交危機が叫ばれ、日米の間に戰爭でもあるやうにいはれてゐる。しかし何人も日米戰爭なんて以ての外である。そんなことにでもなつたら、我々の蠶は一體どうなるのであるか、と言ふ。日本の主要産業を棒にふるやうな日米戰爭には、心あるものは眉をひそめてゐるのである。それ故貴下も、安心して日米親善の外交をやられて然るべしであらう」、とかう書いたのである。齋藤氏も諒とせられたこと、思ふ。

（五）

その翌日のことであつたか、上海事件で盛んに排日の筆をふるつた米國の外交記者シムス氏が日本へやつて來たので、私は會つた。その時私はかう言つた。「一部には日米戰爭などいふことが云々されてゐるが、考へても見給へ。日本の農民の副業として第一位を占めてゐる生糸は輸出貿易の大宗である。日本の或地方では、米よりもむしろ蠶に重きをおいてゐる有樣である。その顧客である米國を失ふことは、農民、製糸家の堪え得ない所である。又米國からは日本に無い若くは乏しい棉花、鐵等が輸入されてゐる。

日米間の貿易關係は、他の諸國の關係とは異つて、文字通り有無相通ずるものである。兩國とも自國になくして、しかも無くてはならぬものを相互に輸入してゐるのである。それ故利害の點よりいへば衝突どころか益々親善關係を結んで行かねばならぬのである。たゞ滿洲事件、上海事件以來、一種の暗雲が漂つてゐるかに見えた。しかしそれは兩事件によつて惹起され、同時に製艦競爭によつて招來された國民的感情に外ならない。國民の感情が一時煽られてゐるに過ぎない。無から有を生ずで、この感情がどんな拍子で、戰爭へ導かぬとも限らない。が、それ程馬鹿々々しいことはない。戰爭が若し避け得られぬとすればそれは國策の衝突によつて始まるのである。日露戰爭の如きがそれである。國策と利害と共に衝突のない日米間に戰爭があるなんて本末顚倒のことである。私は昨日齋藤大使に手紙を書いたが、君がワシントンへ歸つたら會つて聞いてくれ」と言つたところシムス氏は首肯して去つた。滿洲問題で國務卿スチムソンの對日外交に對して、日本人はひどく腹を立てたやうであるが實は何も腹を立てるに及ばないのだ。むしろ感謝していゝ位のものである。滿洲問題は成功であつた。今や滿洲國は帝制を實施するまでに至つた。日滿兩國の提携によつて、東亞には新らしい天地が開けるであらう。しかしこゝまで來るには何といつても多少橫車を押した感はある。九箇國條約は滿洲に於て勢力範圍をきめたり、政治的に勝手な振舞をしてはならぬといふことを決めてゐる。日本の行動はこの條約に觸れてゐないとはいへない。自衞權の發動であるとはいへ、橫車を押した嫌ひはある。又ケルツグの例の不戰條約、國策を遂行する爲に他の國と戰爭しない、といふ不戰條約から見ても問題となる。米國の言論界の權威で、ロイ、ハワードといふ人がある。ジュネーブ會議の全權の一人が歸途米國へ立寄つてこの人に會つたところ「日本の滿洲に於ける行動は、九ヶ國條約、不戰條約を破つてゐぬか」といふ質問に對して、全權は「それはたしかに破つてゐる。破つてはゐるが、それにも拘はらず、日本は根本的において正しいことをしたのである」と言つた、といふことを私は直接その全權から聞いた。これは滿洲問題の全貌を道破した至言であると思ふ。國家は外交的に、民族的に、更に道德的に見て條約に拘らず、根本的に正義を行ふ場合がある。日本は東洋の平和の責任者である。この責任感が滿洲問題の一切をジャスチフワイする。米國が、プン〳〵言つて、日本を非難する外交文書を突きつけて來たならば、腹を立てる代りに「成る程〳〵」といつて、よろしくあしらつておけばいゝ。むしろ感謝さへしていゝのである。日本はそれ位の雅量と見識を有つべきである。その後米國も代が代り、滿洲國も帝政を布き、形勢は變つて來た。世界はやがて滿洲に於ける日本の行動を理解し、是認するかに見える。難關の口

ンドンタイムスの如きも、最近では滿洲國を承認してもいゝ、といふやうな口吻を洩してゐる。米國の新聞も、滿洲の帝政實施を、皮肉でなく、又惡意なしに報導してゐる。少くも言論機關の方面は好轉の兆を示してゐる。多くの場合米國では輿論が、國策を指導する。だが、やはり難關と思へるのは、やがて開かるべき海軍會議であらう。大角海相は、今度の會議では、六割七割位の比率では承知が出來ぬ、と議會で言明してゐる。打てば響くで、米國ではこれに不贊成を唱へる。この前哨戰のもやうでは、第二回ワシントン會議の困難さが想像出來る。しかしこゝが頭の使ひどころである。兩國の間に、何等實質的に國策利害の衝突はなきに、しかもそれを承知しつゝ戰爭をするとは愚の至りである。これは廣田外相もいふやうに、須く外交的、平和的工作によつて難局を打開すべきである。そして日米兩國は將來益々、親善親密の國交を續けて行くべきであると思ふ。兩國民は相互的にその心がけを失つてはなるまいと思ふ。さすれば製艦競爭も多少は緩和さるゝに至るであらう。

（六）

次に露國に對しては、我軍部內には傳統的に相當强硬意見がある。それが何處まで實現するかで日露關係は決定する。大正六年にチエコスロバキヤの本國に歸るのを救援する意味で、日本でも例のシベリア出兵をやつた。當時は浦鹽からバイカルまで、事實上日本が占領したやうな狀態であつた。その時の本野外相はかつて駐露大使として滯露十四年、露國の侵略政策を十二分に研究した人である。それに陸相が田中大將だつたので鬼に金棒、五ヶ師團も出兵して、ロシア人ですら日本軍隊のパスがなければ自國の領內を通れないといふ有樣だつた。それを今回の滿洲國の成功の餘威を以て再現するんだといふやうな噂が飛ぶ。ロシア人としては驚かざるを得ない。そこで國境には軍備を施し、浦鹽には潛水艦を廻し、又爆擊機數臺を持ち込んでゐる。この狀態を見て日露間の危機が叫ばるゝのであるが、しかし高橋藏相が四相會議で言つた、と傳へられてゐるやうに、日本とロシヤとかりに地を碁へたとしたらどうであらう。日本だつて必らず同祿の擧に出づるであらう。何故なれば、日本は血刀を提げて滿洲の野に立つてゐたのである。ロシアに敵意があるわけではないがその姿が物凄いので、ロシアでも怖毛をふるつて警戒したのである。それが直に戰爭を誘發するものとはいへない。不可侵條約を、といへば日本はそれは出來ぬといつて拒絕する。ロシアでは北滿鐵道の從業員を滿洲國から採つて好意を示してゐるのに、日本は怖い顏をしてゐる。ロシアだつて氣味が惡いのは當然である。そこに誤解あらば宜しく外交的工作によつてこれを除くべきである。誤解に基く戰爭は飽くまで防止しなければならない。

支那は最近、日本に對して非常に好轉して來てゐる。夷を以て夷を制するといふのは支那の傳統政策で、從來の國際會議にはこの手を用ひて日本を排斥したのであつたが、最近日本の強硬な態度を見て考へたのであらう、漸次日本に接近せんとするの兆候が見える。日支の國交に新しき曙光が明けんとしてゐる。華僑の滿洲國投資といふことなどもいはれてゐる。

（七）

次に對英關係であるが、日英同盟のない今日では日本は英國に對しては全く自主的外交をとつてゐる。そして經濟的には日本の製品は世界的進出を見、英國あたりでも弱つてゐる。日印會商の始まつたのも、ロンドンにおける日英會商の決裂したのも、いかに大英帝國の製造業者が、日本商品の壓迫に苦しんでゐるかを物語るものである。元來纖維工業は英國が世界の總本家である。日本はランカシアやマンチエスターの工業を眞似て發達して來たものである。しかるに最近に至り、日本の方が（一）工賃が安いのと、（二）能率の上るのと、工場の設備がいゝのと、かうした好條件が更に爲替の円安に乘つて、英國の市場を壓倒するに至つた。英國は遂に悲鳴を上げたのである。日英會商は、市場の協定と、輸出量の制限とが問題であつたが、日本が英國を相手として市場の協定をするなどゝは實に日本の光榮である。願くば月の世界へ協定もせんかと、廣田外相は氣焰を上げたが確に日本の貿易の飛躍的發展を示すものである。英國人は元來世界の商人といはれてゐる。ジョンブルは算盤の民である。それだけに感情では動かない、利害で動く。英國人と利害が衝突すればそれは一大事となる。日印會商で政府が當業者を押へても協定をつけたのはその實利本位の英國人を怒らすのは不利益であるからである。日英會商の問題も當局で何等かの方法によつて解決をつけねばならぬ。又つけ得らるゝだらう。市場の協定が成り立てば貿益は統制される。海外貿易を統制する事は對内的に生産を統制することである。印度の輸出する綿布が四百萬ヤールときまつてしまへば、國内でも無制限に生産するわけに行かぬ。經濟統制は、從來の自由競走主義資本主義のやり方に一大修正を施すことである。貿易のみでない、石油業、制鐵業に對しても統制が行はれんとしてゐる。世界的の傾向である。現代は物がなくても困るが、有り過ぎても困る世の中である。これに對して適正なる解決を與へるのが、資本主義の修正であり、同時に社會問題の解決となる。日本は平和的な、合理的な方法によつて、國際關係を改善し、社會問題を解決しなければならぬ。戰爭を誘發する恐れある如き言動は努めてこれを避くべきである。そして一九三五——六年の危機と稱するものを解消し、これを杞憂に終らしむべきである。私が戰後ドイツへ行つたとき、ドイツ人は私の肩を叩いて、「君、戰爭前のドイツは大したもんだつたよ、ドイツ民族は世界の支配者になるのだ、とカイゼル等も鼻息は荒かつた。それが、心の中の樂隊を調子に乘つて餘り叩きすぎた結果がかうした慘めなことになつてしまつた。日本も注意したがよからうぜ」といつた。私も人ごとならずこれを聽いたのである。自分はいゝ、人は惡いのだ、といい福郎自大にのみ陷つてしまつては、國危しである。敵を知り、己れを知ることが必要である。さもなくばドイツの二の舞を踏まぬとも限らない。いかな村の力持ちでも村全體を相手としてはかなはない。戰爭は國家の安危の岐るゝところで、よく〳〵の場合でなければやるべきでない。出來るだけ、平和的に、合理的に問題を處理して行くのが人間の義務であり、利益である。

三月恒例茶話會

三月恒例茶話會は、十七日午後二時より刑務協會樓上に於て開催、東京朝日新聞整理部長鈴木文史郎氏の「我國現下の政治、外交の動向」（別項揭載）と題する講演ありて、餘興に入り、春風亭柳橋の「經濟花見」といふ落語を聽く。和氣靄々裡に四時散會。當日の出席者を左に。

（行刑局）鹽見市郎、榎本高義、妙圓薗弘吉、野崎重雄、杉藤豐治、金田榮三郎、（小菅）平方義孝、龜山武夫、恩田政一、增子英之介、小川勝馬、賞谷東五郎、鈴木文治郎、乙山熒基、（巢鴨）守田千松、西田捷美、齋藤彦壽郎、明方地松三、腰越象治郎、鈴木秀次郎、古屋新夫、伊藤伍助、（豐多摩）加藤專精、苅屋公正、工東寅信、富井忠信、二場寶俊、寺西勝演、（浦和）難波哲雄、西明秋晃、（市ヶ谷）森口藤松、菅於、高野ふよ、青木シマ、（横濱）小橋川昭慶、瀧澤齊、小澤義親、渡邊勝已、見川恒次、武子喜久治、荻生治雄、張崎幸爾、大村曉心、本吉治雄、茂木三之助、保科藤吉、島村年保、齋田貴司、佐藤喜市、松下民衞、平本壽作、（千葉）長山又四郎、齋藤文藏、青柳彌錄、二瓶伊七、北畠顯夫、（甲府）渡邊清次、坂本賢三、河西善作、近藤又一郎、（八王子）金澤公炳、藤下伊一郎、森原國法、高谷信一、（宇都宮）茂木義次、田崎治三郎、高橋伊作、中里眞一、（長野）宮下浩、小池俊治郎（前橋）山田誠諦、阿久澤幸太郎、柴田常作、（小田原）西岡三郎、加藤敎榮、磯崎萬太郎、小川菊太郎、（水戸）中野五平、（川越）藤田甚太郎、杉田繼太郎、小名木定一、藤倉留造、（其他）飯島藤作、高野直四郎、和田千松郎

銅像「將軍の孫」除幕式

——巢鴨刑務所府中建築場——

巢鴨刑務所府中建築場に壯大なる教誨堂が竣成して遷佛の法要が營まれたのは昨年春のことであつたが、その後一年、教誨堂に通ずる渡廊下中間の空地に銅像建設の計劃成つて三月十九日これが除幕式が擧行せられた。



聞く處によればこの教誨堂は故蒲原重雄技師の設計にかゝり、同氏がその蘊蓄を傾けて完成を圖られたものであるといふ。その構想、その表現寔に一個の偉大なる藝術品であり、また收容者が修道琢磨の無二の殿堂であるといつてよい。しかも同氏は更にその前庭に適當なる藝術的作品を安置して以て教誨堂の藝術性を完成すると共に、收容者の教化に一段の效果あらしめんことを工夫せられたのであつたが、不幸不治の病患を以て中途に長逝せられたのであつた。岡部所長は赴任以來同氏の胸中にあるその理想をきいて深く共鳴し、その實現を企圖して奔走せらるゝうち、我國彫刻界の第一人者北村西望氏の製作にかゝる「將軍の孫」を見て垂涎措く能はず、具さに意中を披瀝して懇望せられたる結果、北村氏も直ちに所長の目的を察して欣然提供を快諾せられ、又何くれと起工についての賛助を致されたのであつた。

かくして愈々銅像建設の工を起したのが昨年十二月の十五日。礎石としては岡山縣産の萬成石が用ひられ、高さ地盤より一米四十糎、幅四十五糎、八角形をなし、更にその周圍に同石を以て丸形の小池を設けると共に、礎石の腰には四ヶ所の噴水が作られた。そのほか銅像前面に接して長方形の池が作られ、池の周圍には各種の樹木が植えられ、池の中には數十匹の魚類が放たれた。而して以上の工事に要したる職工の延人員は百二十名、費用は全職員の醵金によるほか長谷川萬治氏、沼波政憲氏その他多數の援助によつて得られたものであつた。かくして三月十四日全部の完成を見、十九日を卜して除幕式を擧げる運びとなつたものである。

この日は恰も彼岸の第二日目、春光さん〳〵として寔に麗かな日和、故蒲原技師の母堂及び遺兒重秋君を始めとして北村西望氏、刑務協會々長代理岡書記官、大谷派本願寺東京出張所長沼波政憲氏、佐藤市谷刑務所長、長谷川萬治氏その他來賓は極く内輪の人々ばかりで、午後二時開式された。式は先づ同所職員の子弟より成る子供會の男女兒童の國歌合唱に始まり、中尾典獄補の工事概要報告に次いで岡部所長の式辭朗讀に移り、所長はよく銅像建設の由來及び目的を明かにして故蒲原技師の冥福を祈ると共に、又收容者に及ぼすべき效果を期待せられた。而して右の式辭朗讀終るや、當年五歲の蒲原重秋君の可愛いらしい手によつて銅像は見事に除幕され、莞爾たる「將軍の孫」の童顏は、春陽の下、急霰の如き拍手を浴びて現はれ出でたのである。その瞬間の萬場の人々の顏!!緊張が急にほぐれて和かな笑顏への變化が見られるではないか。除幕を終へた重秋君も、そこに浮び出たお友達の姿に暫し見惚れてゐたが、やがて一言

「北村先生は巧いね!!」

續いて祝辭朗讀に入り刑務協會々長（代理）沼波政憲氏、佐藤所長、明星中學校長の諸氏が祝辭を朗讀又は演述された。最後に再び子供會兒童の童謠合唱があつて、この記念すべき除幕式を閉ぢたのは午後三時であつた。

今すこの銅像の竣工に依つて教誨堂は愈々整備し、教化の中樞として間然するところなきを得るに至つた。即ち、内には崇高莊嚴なる宗教的感激あり、外には天眞爛漫なる藝術的風化あり、この尊嚴、この童心、相照應して教訓の必ずや深きものがあるであらう。立案者たる蒲原技師も亦今日の理想の完成を知つて必ずや地下に莞爾たるものがあるであらう。

因みに、銅像「將軍の孫」は嘗て北村西望氏が橘中佐の銅像製作に從事して居られた際、偶々當時五歲の同氏令息が戲むれに中佐の遺品たる長靴を履いた、將軍氣どりの可愛さに感興を催され、その儘令息をモデルにして製作せられしものであるといふ。「童心」の表現に於て近代の傑作に數へらるゝもの、ブロンズ製にして高さ九十五糎、礎石をいれて總高さ地盤より二米三十五糎である。なほ當時の令息は目下美術學校在學中で、將來矢張り彫刻家を志して居らるゝと聞く。

刑務所だより

⊙教練受閲に關する狀況報告

——小田原小年刑務所——

一月二十九日縣下縣立平塚農學校及同小田原中學校教練査閲官として甲府歩兵第四十九聯隊付津田中佐が來原されたので其の序を以て當所教練査閲方を依頼し同日午後四時より教練を實施し査閲後有益な講評があつた其の狀況は大要左の通である。

一、査閲教練の課目

徒手各個教練（不動の姿勢、速歩行進右（左）向、後向、行進間の右（左）向前へ進め、同廻はれ右前へ進め）執銃各個教練（立射、膝射、伏射の姿勢及射撃動作速歩行進、行進間の折敷伏せ）分隊散開教練、分隊密集教練

旗信號（原畫作爲）

陣中勤務（傳令の動作）及閲兵竝に分列式

二、出場人員

二百五十三名

三、場内は嚴肅なフンイ氣が漲り整列せる少年達の面貌も一層緊張の紅潮をまして直立不動の姿勢をとつた其磐石たる姿は千萬人と雖もわれ行かんと云ふ氣魄の漂ふが如く察せられた。

査閲官紹介の後閲兵徒手各個教練執銃各個教練部隊密集教練陣中勤務旗信號分列行進等が終始一貫元氣旺盛に且つ眞劍に行はれ査閲官津田中佐から其の成績優秀との講評を受けたことは恐悦する處である。

四、査察官の氏名

歩兵第四十九聯隊付陸軍歩兵中佐津田辰參

五、講評の概要

當所の軍事教練査閲に望むに當り親しく少年諸子に接する機會を得たるは予の最も欣快とするところたり將來の爲一言を述ぶ

(一)、年次を逐ふに從て教練成績の向上進歩の跡を見るは教育の順調に進められつゝある證左にして洵に適當なるものと認む特に三年次の動作は極めて優秀にして中等學校生徒のそれに比し遜かに優るもの多々あるを觀て愉快に堪へず。

(二)、不動の姿勢は概して良好なるも中に眼球を動かす者一二あり是精神の動搖せる證左にして教練實施の目的に鑑み嚴に矯正するの要あるものと認む。

(三)、射撃動作は活潑且つ節度ありて可なり行動の活潑に囚はれ過ぎ沈着にして射撃の諸法則を遵守しよく命中せしむると言ふことに缺くやの感あり一層注意して實施せば益々可なり。

(四)、密集教練は活潑且つ節度ありて其成績は洵に良好なるものと認む然し

歩調を速かに合すると云ふ觀念乏しきは不可なり。過誤を知らば速かに之を是正するの觀念を一層望むところなり。

(五)、速歩行進は可なり但し尚ほ一層勇往邁進の氣分を助長するの要あり。行進間稍々反り氣味の者あり是を勇往邁進の氣分と關聯し矯正の要あるものと認む。

(六)、手旗は可なり特に動作を誤りても尚何等見苦しき氣分を顔面に現はさず極めて眞面目に動作を續け居るは洵に可なるを認む。

(七)、傳令の動作は嚴正確實にして最も可なり。

(八)、未教育者の教練は未だ訓練の餘地充分あり全員眞面目に從事し居れるは可なり要するに當所の少年は終始一貫旺盛なる元氣を以て教練を實施し且つ眞劍味の横溢せるは他に其の比を見ず敬服に堪へざるところなり此の旺盛且つ眞面目なる氣分と此の健全なる身體とを以て、萬事に邁進せば將來必ず有爲なる社會の一員として活躍し得るものと信ず、諸子夫れ益々奪勵努力せられよ云々。

僅かの教練時間で斯く立派に爲し得たことは全く不斷の努力と査閲を受けると云ふ精神の緊張に依る結果である。殊に聯盟脱退後の非常時に於ては、經濟問題、南洋委任問題、日露問題、日支問題、ワシントン會議に於ける日米海軍問題等でつぎからつぎへと内外多事の非常時に際して、皇國の軍人精神を涵養する上に於て個人的團體的諸動作の緊張と眞劍味の横溢せる氣分とを以て行ふた事は洵に我等に心強い頼しき感じを與へた。此の修練中にある少年達は徴兵適齢檢査前の者のみであり、且つ出所後巡査には入營するも相當の數に在り、之に依りて過去の不名譽を盛春さんと意氣込む者も相當の數に在り、故に平素の教練殊の外眞劍味に習修しつゝあるは誠に頼もしきものである。即ち、此の眞面目なる氣分と健全なる身體とを以て益々精神を鍛練し、更生の道を歩み忠良なる臣民となれば教化の眞價を發揚し其の目的は達せられる。

⊙沖繩刑務所ニ於ケル製作品卽賣會ノ概況

二月七日より三日間當所構外演武場に於て卽賣會を開催することゝし、豫め當地三新聞を通し報導すると同時に市内要所には「ポスター」を掲げ尚宣傳「ビラ」を新聞折込又は各官公衙に配付し一面會場前には高札を掲げ置きたり。而して、出品物の主なるものは漆器及家具玩具並桶類にして初日の如きは開會時前より陸續と入場者踵を連ね家具類は殆んど賣約濟となり、漆器類も相當好評を博し當日の賣上高實に壹千七百圓餘に達し引續き第二日第三日目も入場者多數ありて異常の盛況を呈し、一般世人に對し刑務作業の眞價を一層高度に認識せしめたるもの〻如く、此間の總賣上高貳千七百九拾貳圓餘に上り出品總高の四割六歩強の好成績を收め盛會裡に終了せり。

⊙皇太子殿下御誕生奉祝 奉國週間實施狀況

――盛岡少年刑務所――

盛岡少年刑務所では二月二十三日から一週間、皇太子殿下御誕生奉祝、奉國週間を實施したが、之は曩に皇太子殿下御降誕遊ばさるゝや、畏き邊に於かせられては紀元節の佳辰を卜し遍く御懌を國民に頒たせ給ふべく恩赦詔勅を渙發あらせられ、且又御饗宴第一日には兒童竝に母性に對する教化養護施設に關する多額の御内帑金をも御下賜あらせらるゝなど御仁慈のかず〳〵眞に國民の等しく恐懼感激に堪へない次第で刑務所ではこの優渥なる御聖旨に對し奉り、大いに鑑みるところあり、御誕生奉祝の赤誠を具體化すべく、此處に週間制度を實施し、よつて以て奉國精神の涵養に努め、一面收容者職員の精神修養の一助とした。

□

そこで刑務所では本週間制度實施に當り、先づ「奉祝マーク」を考案作製し、之を週間第一日から全職員收容者一同に使用したが、收容者は非常に感激し終始欣喜愉悦の狀滿面に溢れ豫期以上の好影響を與へたやうであつた、奉祝マークは直徑一寸五分大の圓形の台紙ボール紙に赤色刷交叉せる國旗を中央下部に配し、その上部に黒色刷弦月形に「皇太子殿下御誕生奉祝」中央部縦書二行に「奉國週間」と印刷したる白紙を貼付けたものである。

□

週間第一日は二月二十三日の饗宴日であつた故、刑務所表門には國旗を掲揚し教誨堂内にも國旗を交叉し、佛前を莊嚴し周圍には特に紅白の幕を廻らして奉祝氣分を横溢させ、收容者職員一同嚴肅に奉祝式を擧行したが、式中咳一つなく而も氣色感激に滿ち一同謹嚴そのものやうであつた、「靜かにあくる夜のとばり、瑞雲こむる大八洲、朝日たゞさすこの國に、今よろこびの聲充ちて、日嗣の皇子は生れましぬ、日嗣の皇子は…」リズムは流れいとも目出度くそゞろ襟を正さずにはをられなかつた。引續きラヂオに依り錦心流琵琶を聽取せしめた週間第四日は盛岡聯隊區司令部に依頼して活動寫眞の映畫を觀覽せしめたが映畫は軍事、教訓、漫畫、實寫物等で收容者に感激を與へたことはいふまでもなく、更に最終日は同聯隊區司令部の齊藤中佐を聘して、「非常時日本と國民精神」と題する講演を聽かせたが、之も洵に終始緊張し多大の感動を與へたやうであつた。

□

欣快とする一事は職員收容者一同が、本週間制度の趣旨目的に痛く歡喜共鳴し平素よりも收容者が一層就學に精勵し作業に努力精進し、動作、態度に謹嚴を保持し、毫末の事故なかりしは勿論、所内擧げて奉國精神に自覺し、感謝感激の雰圍氣に横溢したことは眞に愉快であつた。更に又職員をして一層奮勵感激の涙を拂はしめたことは、本週間制度の實施中收容者が愈々奉國の赤誠悶しがたく、自己作業賞與金中の一部をさき非常時日本の國防資金獻金方を申出づるもの簇出するに至つたことで、刑務所としてはこの申出を抑止すべきでないとし、最高限度を監獄法施行規則並に累進處遇令規定の範圍に基き獻納額を制限し之を受理することにした、因に國防資金の獻金の申出でた總人員は百四十八名、總額五拾貳圓八十八錢に達した故、早速獻納の手續を採つたがかゝる類例のない本週間制度の實施が極めて機宜に適し且効果的であつたことを豫想外とすると共に、又精神修養上尠からざる好結果を納めたものと思ふ。

⊙標語 募集を終へて

――小菅刑務所――

今回當所に於いて「責任」「反省」「克己」の意味を含める標語を收容受刑者中より募集したるに出句總數一、〇〇一。これを職員八名、收容者三名の選評に付し、選者一票を一點とし、三點以上の入選句二十一句を得たれば御披露申ます。

（天）五點　三句

克己にまさる自愛なし
反省は心の垢を視る鏡
人に克つより我に克て

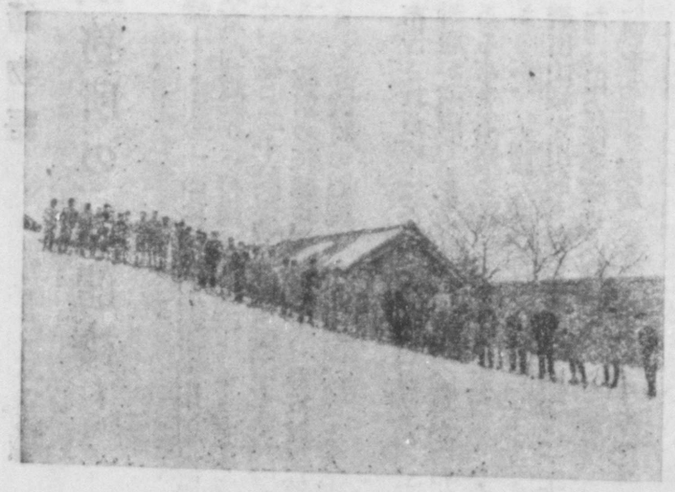
（地）四點　五句

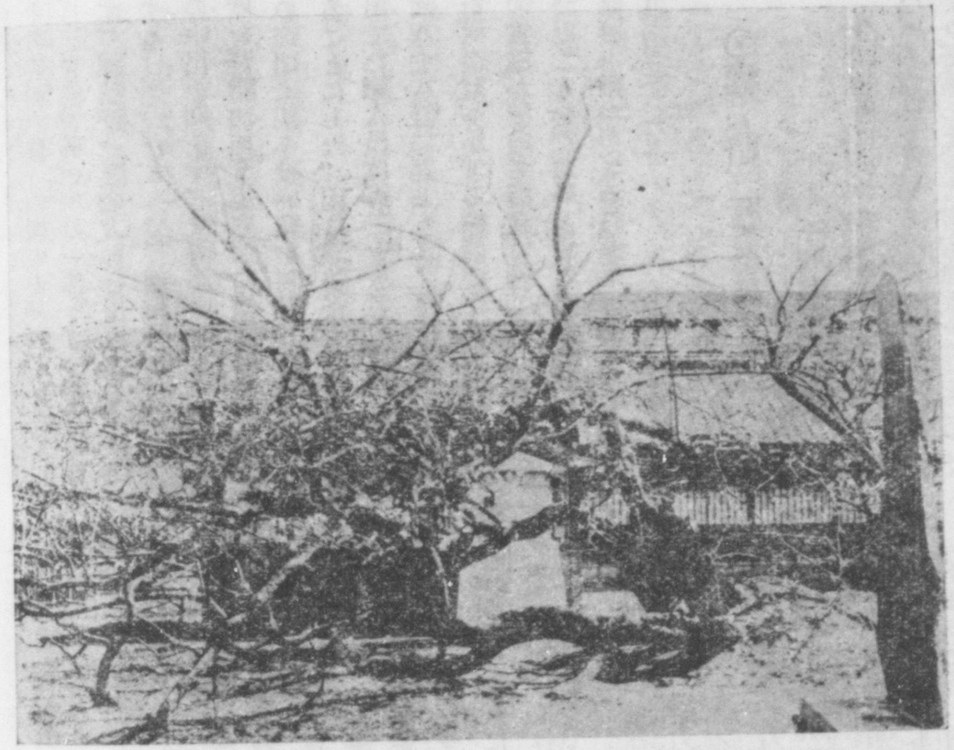
守れ正義　果せよ責任
責任は重く手足は輕く
人を裁くな己を裁け
己に克つて人には讓れ
委に鏡心に反省

（人）三點　十三句

感謝しながら日に三省
錆びた魂　努力で磨け
不平は曇る感謝は晴れる
守れよ國旗　力めよ克己
眞の勇者は自己に克つ
反省は更生の第一歩
反省なき生活に進歩なし
今日の反省　明日の實行
百萬言より無言の反省
克て　克て　心の敵に克て
克己と反省は心の父母
責任は最後まで
恨むな憎むな省みよ

金澤刑務所に於けるスキー練習





刑務所由緒物語

宮城刑務所の「臥龍梅」

刑務所が有する由緒――その一つは宮城刑務所構内の「臥龍梅」である。伊達政宗が朝鮮から持歸つたと云はるゝ名木で今では幹の周圍四尺三寸、高さ二十尺、枝の繁り東西七十尺、南北六十尺に及んでゐる。政宗の征韓役參陣以來、春風秋雨茲に三百五十年、優にやさしき武將の心境は今尚ほ馥郁たる芳香を放つてゐる。

朝鮮征伐の宣戰が布告されたのは文祿元年の正月であつた。その時秀吉は政宗の封地が遠隔であり、且つ前年大崎葛西の亂、九戸の亂に出兵してゐる事を考慮して、軍勢は千五百でよろしいと云つて來たのであるが、太腹な政宗はその倍の三千名の軍兵を揃へて正月五日岩出山城を出發した。この時政宗は二十五歳といふ若さであつた。母の保春院夫人は

「秋風のたつ唐船に帆をあげて君かへりこん日のもとの空」

といふ一首と

「から立の其身はつひにきこく哉」

といふ朗かな俳偕を出陣の祝ひに餞して壯途を送つた。翌六日首途の血祭に六ッ森で卷狩を行ひ猪三百頭を獲て軍神に捧げ三月十三日には伏見に着到、十七日に肥前名護屋の本營に向つて出陣した。

その時の行列は實に華麗を極めたもので、前田利家を先鋒として第二陣德川家康、第三陣伊達政宗の大縱列は聚築を發して三條長橋から越後少將景勝邸前を大宮通りへ肅々と進むのである。中の人々は沿道に黒山の如く犇めき合つて見送る。三軍の中

勢は家康、利家、景勝、氏鄕等と共に本營を守つて越年したが、翌二年二月明國の援兵來るの報に依つて淺野長政と共に出動の命令を受けた。三月十五日政宗は富塚信綱を先鋒として石川昭光、伊達成實留守政景、鬼庭綱元、片倉綱景以下の猛將を率ゐて幾十雙の軍船は舳艫相銜んで勇躍名護屋を出帆したが、荒天の爲め途中壹岐の風本に避難したりして四月十三日釜山へ上陸した。

上陸後の伊達勢は各地に轉戰して赫々たる武勳を立てたが和議成立と共に政宗も名護屋へ凱旋した。九月二十三日秀吉は政宗を伏見に招き茶會を催して軍功を犒ひその時の茶亭を褒美に與へた。これが今の松島の觀瀾亭だ。十月二十九日政宗は二年振りに岩出山に凱旋したがその時具足櫃の中には武將の優しい風流の半面を語る「臥龍梅」の苗木が遙々行軍と共に運ばれてゐたのであつた。早速之れを庭園に植えさせた政宗は「朝鮮之役一梅を載せて歸り之を後園に栽す、詩以て記す」と題して有名な一詩を賦してゐる。

「絕海の行軍國に歸るの日、鐵衣の袖裡芳芽を裹む、風流千古清操を餘す、幾歲閑かに看る異域の花」

と。

寛永三年政宗は六十二萬石を忠宗に讓ると共に、別に今の刑務所の所に築城し五年十一月十六日竣成したので若林と名づけこゝに隱居することゝなつた。思ひ出深い梅の木も青葉城本丸から若林城内に移植された。そして日射しの暖かな南郊に梅の可憐な花を賞で、起伏萬丈の過去を振り返つて感慨に耽けるのが日課となるやうになつた。寛永十三年四月九日七十歳の政宗は時鳥の初音を聽きながら上京したが、常よりも名殘を惜しまれるかに見えた。果してその頃既に健康を害してゐたらしく、江戸で薨去したのはそれから間もない五月二十四日の事で、石田將監等十五名が追腹を切つて黄泉のお供をした。

今の刑務所は明治十二年四月に建てられたものである。

練習生見學記 (五)

(1) 浴風園——一月二十日
(2) 石川島造船所——一月二十七日

☒浴風園を訪ねて

中川一二

氣づかはれた夜來の降雪も何時しか止みて快晴に惠まれた。時は一月廿日、けふは財團法人浴風會見學の日である。午前九時吾等練習生一行は澁谷驛前に集合帝都電鐵に身を托し二五分にして、富士見丘に下車、多枯の雜木林を縫つた細道を雪解けに足をとられ乍ら約十分餘にして浴風園の正門に至る。

此處武藏野の一角に巍然として建つ高層な其の構へ？　遠く靈峰富嶽を望み南方に多摩川北方に神田川の清流走り清爽の氣亦一入、こゝにして春來れば櫻花爛漫秋來りなば四方の樹々は綾羅錦繡の裝ひを飾ると云ふ風光明媚の地も如何にせん惜しい哉多枯れのけふ此の頃にありてはまた賞すべき術もなし。

一行は先づ本館三階の廣間に小憩後福原園長殿より本園の沿革施設の目的及び現況等に付て一場の御說明を承りたる後二班にわかれ園長殿及び職員の方々の御案内を受け構内を一巡した。以下本園の沿革施設の目的現況等について其の概略の一端を揭ぐ。

(一) 沿革

本園は大正十四年の建案に係り東京府豊多摩郡高井戸町上高井戸に敷地二萬七千餘坪を買收し同年十一月より起工し一部の落成を待つて大正十五年十二月二十五日事務所を移轉し、昭和二年二月一日其の竣工を見たものである。尙本園の分園として横濱市保土ヶ谷星川町に敷地五千六百餘坪を買收して横濱分園の建設を行ひ、昭和三年四月三十日より收容保護を開始した。

本園施設の動機とみるべきものは國民一般の忘れられぬ彼の關東大震災である。震災に因り自活不能に陷りたる不具老衰者及び癈疾者の激增に伴ふ救護方策急なりとし、而して本園建設に當り皇族各宮殿下の厚き御思召による御下賜金五拾萬圓及び一般義捐金百五拾萬圓を內務省より下附せられ、老衰者保護事業を經營する爲大正十四年一月十五日茲に財團法人浴風會の設立を見るに至つたものである。越えて翌大正十五年五月更らに本園資金として畏くも大震災に際し御下賜せられたる恩賜金の中から二百八拾萬圓交付の恩命に浴し、愈本園の基礎の鞏固を見るに至つたものである。一日として

看過出來ざる罹災老廢者の保護の爲め先づ應急の處置として本園竣工に至るまで要保護者を委託保護として或は横濱に、或は横須賀に或は東京市內の保護團體に委託し昭和二年の竣工と同時に要保護者を引取り事業の開始となつたのである。

(二) 目的

忠孝兩道の大義を根本精神とする我國！　家族制度を基調とする我國も往時に遡れば隣保相扶の美情も厚く就中養老施設の如き社會事業も比較的に特異視する程の發達を見なかつたが、近時人口膨脹に伴ふ都市の擴大及び進展と經濟狀態の惡化それに加へて泰西文明の影響を受け功利主義的な個人思想普及に因り、必然的に來る社會生存競爭の深刻さに一家離散の悲局に沈み寄る邊なき天涯孤獨の不運に嘆く老衰不具癈疾者の續出は逐日其の數を增して行く！

茲に於て本園はそれら不遇に託つ人々を收容し、精神的に肉體的に慰安を與へ靜かなる老境を養はしめんことを目的としたものである。

(三) 建物及び其の設備

建物は禮拜堂を中心とした左右に展開散在の方式により全部南向きの日當りのいゝ溫い建物である。通風採光採暖に對する注意の周到さは充分に窺ひ知ることが出來る。本館は中央尖塔式洋館で中央部が事務室其の左右兩側が接續して不健康者を收容する病室の大部屋になつてゐる。尙此の外木造平家建の家庭寮八棟、夫婦寮二棟、保護寮一棟と鐵筋コンクリートの二階建の集團寮二棟とがある。各建物の間は舖裝道路をもつて連絡し廣大な庭園には草木を按配し四季の花卉を栽培し散步に運動に保健上便利な設備になつて居る。此の外作業場、病室、治療室、藥局、機關室、洗濯場、消毒室、倉庫、共同浴場（これは各寮に施置せられてある）職員の舍宅の設けがある。其の設備其の構造等全く社會の縮圖である點に於て刑務所と異なるものでない。

(四) 現況

在園者に對しては其の生活態樣を集團と散在の二方式にしてある。各寮に一人宛の寮姆（世話人）が配置せられて居り親切と同情とをもつて萬事の世話をしてゐる。そして孤獨な身をして出來得る限り其のうら淋しい寂寥感より遠ざけ溫い家庭的な氣分に浸らすことに努力されてゐる。又健康者には保健上適當な作業に從事せしめてゐる尤も作業と云つても青壯年者と違ひ老衰だから勞力本位には行かないし、從つて又作業收益本位に行かない。又慰安方法としては修養講話（重に精神的なもの）ラヂオ、蓄音器、活動寫眞、讀書、碁、將棋等が設備せられてゐる。本園の收容力は約五百名で現在のところは四百名內外、其の內罹病者は約百名だそうである。其のパーセンテージに於ては多いことに驚くが根が準病者收容所だからその位は驚く方が不審な位かも知れない。次に本園に從事せられてゐる職員の數は園長主事二、醫長一、醫員二、藥劑員

二、書記七、看護婦二三、雇員六、醫務助手二、看護助手一、寮婦一六、雜員二七、合計九十名だそうである。尙在園を許可せられるものは市區町村長警察官署方面委員の證明あるもので自活能力無く扶養義務者なきか扶養義務者あるも扶養なし能はざる狀態にある六十歲以上の者たることを必要條件とされてゐる稀れには本人自身無證明で入園を請ふて來るものも居るそうである。

現今の平均年齡は七十五歲だそうで最低六十歲より最高百二歲となつて居る。殊に百二歲(男)の老人ときては環境の良いためか近頃風一つ引かない健康振り年の割合に視力も聽力も確かなもの、吾等青年啞然たらざるを得ない。

(五) 私感

園長殿の御案內で各寮を巡るとき三々五々として老人達が寄り合つてゐる樣を見るにつけ同じ樣な年頃の老母をもつ私の身として熱いあるものが胸の底から込み上げて來る樣な氣がするを禁じ得ない。嗚呼年老いて何の樂しみぞ！　溫い子供の手に抱かれて餘生を完すこそ老いたるもの〻念願でこそあれ。

完備せる設備とそして親切と同情其他あらゆる方法を講じらるゝ當局者の御苦心もさること乍ら私は彼等孤獨な老人達が雨降るにつけ風吹くにつけ思ひ起すは家庭愛への追想と憧れとが齎らす孤獨寂寥の冷い影が其の人々の動作の何處かに見出すことが出來る樣な氣がする。然し乍ら他面崇高な人道愛の表徵とも見るべき此の施設こそ總べてが功利化せんと言ふ現代世想に對し反省と熟考の正しい力を與へ得るに充分なるものがあると信ずる。希くば不幸に喘ぐ老先短き人々が一人でも多く此の溫き愛の力に救はれることの出來るのを念じて止まない。

時に午後一時構內の一巡を終る。御多忙中にも不拘態々御說明案內の勞をとられた園長殿外職員の方々に謝し退園、高井戶驛より乘車歸路につく。　終り

⊠石川島造船所見學記

松隈秀幹

午前九時市電新佃島停留所集合、總員五十二名、程近き造船所に向ふ、株式會社石川島造船所は標札こそ小さけれ、建物こそ古色蒼然たれ、流石に安政二年創立、本邦最古の歷史を誇るものだけに構內敷地は約一萬坪を有するとか？　門前にはテラテラと磨き上げたプライビエートが三臺も停つてゐる。來意を告げて待つ間もなく出て來た二名の社員に依り二隊に分れて案內される。

門を入つて直ちに右は營業所、前面は眞ツ黑く巨大なバラックの工場が立ち並んでゐる。

先づ木工場を見る鑄造の原型を先づ木材で作くり鑄造工場では之に依つて鑄造をなすものであるとのこと、工場には見慣れぬ機械の原型が所狹きまでに並べてある。

大工さん達は精密な圖面を前にしてハ

ンマーを揮つてゐる。

相當の熟練が必要である樣に思はれる。製罐工場がある。大きな油槽やガスタンクが出來かゝつてゐる。赤く塗られた鐵材の中でナッパ服の職工が立ち働らいてゐる。

造船工場に行けば深く堀り下げられた二ヶ所の船渠、此處で八千噸位の船が出來る相だ。一方には昨年六ヶ月の日子を費し十二月進水したばかりの二號驅潛艦が入つて今艤裝中だ。小型ではあるが精悍な體姿。一度風雲急を告ぐれば一死報國の偉丈夫を乘せて渺茫たる海洋を白波を蹴立てゝ快走し、敵の潛水艦を追ふ姿は思ふだけでも血が燃ゆる。

船渠の底には氷が白く光つてゐる。だが働らいてゐる人の顏は汗だ、そうだ此の汗こそは現下の非常時を克服する汗だ、附近には數臺の移動起重機が巨大な腕を伸して數百貫の鐵材を拾ひ、自由自在に運搬してゐる。更らに機械工場に入る。ムッとする樣な暖氣に眼鏡が曇る。耳を聾せんばかりの音、オ〻之は又何んと眼覺しい光景であらう。

素晴らしい機械文明の姿、物質文化の粹、幾十臺の機械は凄じい音をたてゝ廻轉する。油に塗れながらも孜々として働く者は七百人の職工だ。思はず肅然として聲をのむ。働らく者の尊さよ　ベルトの響きの中、ガス溶接の閃光に、油に塗れた彼等の顏は希望に輝いてゐる。逞しい腕には力が充ちてゐる。工業日本の生命の躍動だ。そしてそこでは大鐵磐が見る間に齒車に變る。大鐵棒に螺旋が刻まれる。厚さ五分もある樣な鐵板が大根を切る樣に他愛なく截斷される。資本主義文明の齎した偉大なる功績　川緣に面した所には發電所があり構內で使用する電力を起すとのことだ。川風は身を切る樣に寒むい。起重機工場では起重機が組立てられて居り橋梁を作くる所では組立てられた鐵橋が置いてある。

近距離の所は船でこのまゝ運搬し、遠距離の所へは分解して搬送する由。最后に練鐵工場に行けば灼熱した鐵片は一職工の槪杆一本で動かす何百貫の大鐵槌で思ひのまゝに鍛へられる。鐵の熱せる時に打てと云ふ格言を聯想する。

此の作業は最も熟練を要するもので一組になつてゐる三人の呼吸がピッタリ合はねば甘く行かないものだとの話である。鑄型工場は折惡るく休業中で見學するを得なかつたのは殘念である。案內者の說明に依れば本工場は安政二年幕府の創立にかゝり其の後明治廿二年に至り株式組織に改組され明治廿六年現在の名稱を附したものであると。現在職工は常傭は二千二百人、臨時傭人夫二百五十人、女卅人を擁し之等の者は新日本主義を標榜する右翼國家主義團體日本主義勞働組合を組織してゐる。職工の養成は高等小學卒業程度の者を選拔採用し一ヶ月十八圓位ひの給料を與へ本所經營の石川島工業補習學校で四ヶ年間の敎養を與へる。而して勞働時間は午前七時より午后五時まで、殘業に就きたる場合は給料以上の手當てを給する由にて現在熟練工の賃銀は最高二百五十圓平均八十圓位ひであり、職工の監督方法としては平職工、伍長補、伍長、組長補、組長、職長補、職長等の階級を設けて居る。職長になれば社員待遇である。營業種目は造船、起重機、機械、タンク、橋梁等であると。見學を終つたのが午前十時三十分、直ちに門前にて解散す。係員の親切な案內は何より嬉しかつた。

刑政第47巻第4号
矯正図書館



讀者の頁

◎身分帳簿用紙統制に就て

德島　青木生

日嗣の皇子御降誕につき意義深き建國の佳辰たる二月十一日至仁の大御心から恩赦の御大詔を渙發せられ、全國刑務所に於ては其減刑勅令に基き其一人々々につき嚴密なる調査をなし、有資格者に對してはそれ〴〵全刑期の四分の一又は、殘刑期の二分の一を減ぜられたが我々直接其事務に攜れるの光榮に浴した者は、其一人々々の計算をする毎に我皇室が一視同仁の御思召を以て、刑辟に觸れたる彼等收容者の上に迄、其御慶福を頒たせ給ふ大御心に對し、只々感激の涙を流しつゝ其事務に當つたのである。

扨て我々が其事務に當りしに際し、痛切に感じた事は、身分帳簿用紙の區々であつて取扱の上に於ても、又體裁の上に於ても誠に遺憾の點の多かつた事である。

假りに身分帳の表紙にしても、洋紙の厚過ぎるのや極めて薄いのや又は和紙のベラ〳〵したものがあると思へば、甚だしいのはザラ紙等を使用してある所もある、其他身上票觀察表等に到る迄千差萬別であり宛然紙の展覽會を見るが如き有樣である。

申す迄もなく身分帳簿は、其本人の身上關係を始め刑期の始期終了日其他本人に關する一切の書類を編綴しありて極めて大切なるものとして、當局に於ても大正七年三月監甲第一九六號を以て、表紙身上票人相票は、永久保存とすべき通牒あり、刑務所に於ても其重要性に鑑みて第一番の非常持出と迄なつて居る、それが紙質の粗惡なる爲め數犯を重ねた者の前科身分帳などの如きは、全然表紙のとれて無きものすらあると云ふ有樣で、これにては減刑事務の如く短時日の間に多數の身分帳を取扱ふ際の如きは、充分なる能率を擧げ得ず、事務遂行上非常なる不便を感ずる、恐らくこれは今回の減刑事務に攜はつた方々の同樣に感じられた事實ではあるまいか。

これは各所共經費の關係や其所々々の傳統的な方法を採らるゝ結果と思はるゝが、今にしてこれが統一を期せなければ百年河清を待つも同樣である。

私は其具體的方法として當局に於て紙質寸法を一定し、之を或特定の刑務所にて印刷を爲さしめ、それを各所に配付するを最良の方法と考へる、斯くすることによつて從來の面目を一新し其不便を除去するであらう事を信じて疑はない。此の機會に於て敢て愚見を呈し當局の御一考を煩したい。

二月十八日夜

◎刑事被告人の自辨糧食許可の例外考

彦根刑務支所　黑田巖

「刑事被告人ニハ糧食ノ自辨ヲ許スコトヲ得」とは、監獄法第三十五條の規定するところである。そして茲に「得」とあるからには、糧食の自辨は原則でないことを推知し得る。

然るに近來、刑事被告人に對しては、其拘禁目的を妨げない限りに於て、可及限度の自由が與へらるべきである、との見解（少くとも）に據つて、目下の處、事實上自辨を以て原則たるの觀を呈しつつあるのである。

と言つてわたくしは、彼等に對する自由制限の緩和に就て、反對しようとするものではない。

さり乍ら茲に、自辨を爲さうとする彼等及其家庭の經濟狀態を推量するとき、之を例外なしに許すことは一考に價するものではなからうか。何故かなれば、彼等と雖も貧富の別あることを認めねばならない。其經濟狀態に少も不安が無いものに就ては措くとして、經濟狀態が逼迫してゐるものが、或は虚榮の爲に、或は家族が刑務所の糧食に對する認識不足等から、己の食を減じ甚しきは借金をしてまで、自辨するものに對しては、よしそれが適法に爲されるからとて之を許すことはたとひ本人等の自由を尊重すべきものであるとは言へ、情に於て忍びないと思ふからである。

これが單にわたくしの皮相なる見解とするなれば寧ろ幸である。が、しかし彼等の入所當時の風體、乃至家庭よりの通信、其他身上調書等よりして、其多くのものが貧困なる生活であらうことを、わたくしは推知して居る。

されば假初にも斯る事情の下にありと認め得られるものに對しては、刑務所は宜しく當人等に說諭して出來得る限り其自辨を差控えしめて、家族等の負擔を輕減するやうに取計うてゐるべきものであり、斯くすることは自由を多少制限して却つて、彼等の將來を利益することとなつて、卽ち彼等の家庭を國家が間接に救濟し得られると、わたくしは信ずる。

又、之を道德上から觀ても、家族が苦心して得た美食を刑務所に於て、晏然坐喰することは排斥すべきことであると思ふ

昭九、三、一七夜

◎個性考査係としての私の所感

高知　今井比佐義

累進處遇令の實施に伴ひ考査係としての重命を拜しました私は茲に所懷の一端を述べて大方諸賢の御叱正を請はんとするものであります、累進處遇は其前提として受刑者の個性を明かにする事を要求してをります。

此の個性の審査こそは實に累進の門に入るべき第一步であり同時に處遇の方針を立てる目標となるのであります。

若しも累進に入るべき此の第一步を踏み損じ處遇の目標を過つたならば累進行刑は其處より破綻せねばなりません。從來の行刑に於いては此の最も貴重なるべき個性の審査を稍形式的に取扱つて居たかの嫌がありました。例へば受刑者と云ふものは概して狡猾なものだとして之を

猜疑的に取扱つたのであります。そうして之に答へる受刑者の方も勢ひ阿諛便佞を以てしたのでありました。

近時の行刑立法はかやうな點を考慮して個性審査の基礎を科學に置かねばならぬと致しました。特に累進制が個性の審査を科學に委ねた事は、取りも直さず其の衝に當る私達刑務官吏に科學的智識を要求したものだと考へねばなりません。だから私達は個性考査が科學的だからと云つて獨り專門的な科學者の考査にのみ委ねて拱手傍觀すべきものではありません。否寧ろ專門的な科學者の誰れよりも一番多く受刑者の日常生活に直近する刑務官吏のもたらす視察の結果が此の個性考査の過半を占めるものでなければならぬと私は信じて居ります。

申までもなく累進制は受刑者に對して道德的な教育法を行ふ手段でありますから其の前提となるところの個性審査は直ちに此の教育を施す實踐的資料とならねばなりません。換言すれば個性考査は次いで行はるべき累進行爲に連續する事の出來る生きた資料を造る事であらねばならないのであります。そうして累進行刑に於ける教育とは受刑者をして合法的な道德的な實社會に復歸せしめる事であります。曾て正木先生は累進處遇令は全編を通じて二個の大動脈が通貫して居る。即ち其の一は「我」の認識であつて他は團體への規定であると强調せられた事でありましたが、畢竟正しき自我を認識せしめる事によつて、其の正しき人々の集團を作り出す事が累進行刑に於ける教育目的だと云ふ事を教へられたものだ、と私は解釋して居るのであります。

人は一個人であると共に又社會人であらねばなりません。正しき自我を悟つた個人々々が集まつてこそ其處に始めて善良な實社會は建設せられるものでありませうっ此の意味に於て完全な一個人であらねば善良な社會人としての資格はありえないのであります。受刑者に對する反社會性と云ふ言葉も又此の邊を指したものではありますまいか。累進行刑の教育手段は實にかかる無資格な一個人に對して社會人として必要な格式を補育して相互扶助の円滿な人に仕上げると云ふ事でありまして、個性考査は此の無資格な人々の人格缺陷の程度や其の因つて來たりたる原由を明にする事なのであります。

人の人たる格式を考査する事が從來のやうな短期間の裡に而も形式的に行つて其の眞髓を摑み得べきものではありません。何んとなれば個人の生活には限りなき變化が伴ふからであります。此の故に累進處遇令は特に考査級なる制度を設けて一定の期間を之に引き當てて被考査者の日常生活の內外諸般に亙つて詳細綿密なる視察を遂げしめんと規定したのであります。個性考査はしかく複雜多岐に亙らねばなりませんので私は此の重責を全ふするがためには從來のやうに受刑者に接する心もちを治者と被治者と云つたやうな所謂權力對者の觀念をすてて人對人の下に教育對者の關係としてかからねばならぬと考へるものであります。

「少くとも自己の正義心に訴へ他人の正義心を求め得る寬容溫雅な刑務官吏たれ」とは曩に行刑局長閣下が私達に教へられた御指示の一端でありました。私たちは此の意氣と此のコツをもつて當らねばなりません。例へば若草の芽に注ぐ春の陽のやうな心持で受刑者の人格を好意的に理解して接する場合に於てこそ始めて形式的でない虛僞でない眞の個性が發見し得られるものだと信じて已みません。だからと云つて放慢な行動を無視したり故意に重大な反則を默過せよと云ふのではありません。と同時に些細な非行に對して過重な權力の制肘を加へる事も又避けねばなりません。

それはただ私達刑務官吏に與へられた自由裁量と云ふ武器をほどよく運用する事によつて其の最善は期待し得られるものだと信じて居ります。只私は自分自身の人格が極めて賤劣であつて教育對者としての素養の無い事を深く御詫び申しておかねばなりません。

終

非常時警察博覽會

現代人の獵奇趣味を迎へて時事新報社主催の「非常時警察博覽會」といふのが三月十八日から神田昌平橋際伊勢丹舊館に於て開催されてゐる。平和の戰士警察官や消防夫の活動の內容を知らしめ、世人の理解を深からしめようとするのが主たる目的にはなつてゐるが、それでも見物人は何といつても珍しい刑具乃至は犯罪證據品のところに蝟集してゐる。そしてまたそれらの刑具は、司法省、明治大學等の後援に依つて相當よく集められてもゐる。

先づ入口間近かな處にギロチンと鐵の處女のパノラマと模型とがあつて、見物人を獵奇の殿堂に吸ひ込まうとする。續いて鈴が森刑場を背景として磔刑に使用した槍、柱等の實物。パノラマ式に描き出された外國刑罰の十三景。等。二階には昔の諸制札、奉行所旗、引廻しの旗、足枷等の參考品よりパノ軍鷄籠、手枷、ラマ式の古代刑罰二十景や歌舞伎に現はれたる刑罰十二景等がある。

これら珍奇な資料に好奇心を充たされた見物人達が最後に足をとゞめるのは、出口に近く設けられた刑務所製作品の即賣場である。何にしろ場所が狹いので陳列品には自ら大さ、數量等に制限を受けてゐることが見られるが、それでも種類は相當豐富で、出品刑務所としては巢鴨青森、松山、久留米、熊本、沖繩、松本金澤、大阪、秋田、奈良、網走、德島、盛岡、橫濱、釧路、宮崎等の名が見えてゐた。品物は賣切れるに從つて補充品を陳列するに追はれてゐる有樣で、一日百円以上の收入を擧げてゐるといふ。



海外異聞錄

◇内閣を倒した一詐欺漢

猫の目の如く急變する佛國政界とは云へ、たつた九十三日で最近變つたショータン内閣崩壞の原因は、政黨の生命とする政策の破綻によるものではなく、いはゆるスタフスキー・スキヤンダルと稱するバイヨンヌ市營質屋に關する不正債券賣出しをめぐる一詐欺漢スタフスキーの打つた惡辣な芝居にまんまと引かゝつた爲であつた。フランスに於ては質屋は各都市の獨占事業で、しかもその運用資金を得るに各市は起債をなすことが許され、この市債はフランス證券界の重要部分となつてゐる。問題のバイヨンヌはスペインとの境に近い小都市だが、この市營質屋が開設されるにあたりアレクサンドルと稱する自稱資本家が現れ、開設資金提供を申出たが、市當局は彼の身許も調査せず早速その申出を受諾した。處がこのアレクサンドルこそ誰あらう、前科二犯の大詐欺漢セルヂュ・スタフスキーなるものであつた。俄然彼は僞造市債を種にして大保險會社等から五億フラン、その他財閥からも巨額を詐取した。彼は惡事が暴露したのでスキスのシヤモニーに脫れ、追及の警官が彼の別莊を襲つた時、彼はこめかみに彈丸を撃ち込み遂に死んでしまつた。

◇英國の怪火事件と國際的大ギヤング團

最近ロンドンを中心に英國各地の主要都市における大倉庫や大邸宅のみを狙ふ放火事件が頻出し、當局躍起の大活動にも拘はらず、その犯人が擧つてゐないところから、稀代の怪火事件として英人の膽つ玉を冷やしてゐたが、當局が必死の追及の結果、この怪火事件の背後にはその犯行の猛惡、その仕掛けの大規模なる點で人をして慄然たらしめる國際的大ギヤング團が活躍し、然かも一方に頻發したフランス汽船への放火事件及び政變まで捲起した例のスタフスキー事件も、この國際的ギヤング團に關聯してゐる事實が暴露されるに至つた。當局の調べによると英、佛を中心に歐洲の各地にギヤング團が散在し、これらギヤング團は互に氣脈を通じてゐるものの如くであるが、彼のバイヨンヌ事件のスタフスキーがこれらギヤング團の頭目の一人であつた確證も擧つてゐるといふ。

◇米國の女代議士辭任

『婦人は家庭に還り銃後を守れ』といふドイツ首相のヒツトラー主義は、最近イタリーに反響してイタリー女性の官吏禁止となつたが、今度は大西洋を越えたアメリカでも、この運動が叫ばれるに至つた。米國内務長官ハロルド・イツクス氏夫人アンナ・ウイルマース女史は女代議士として三回にわたり議政壇上に立ち氣焰を揚げてゐたが、この程婦人は家庭へ!! の運動を起すことになり、次の如き聲明書を發表して議員を辭任した。

女性には他になすべき仕事が多い、私達には男性の背後を守るべき義務がある、家庭を守り得ないでどこにお國の政治があらう、私は議員を辭して、女性は家庭を守れ!! と叫ぶ。

◇鬼界ケ島に殺人光線

フランス政府が重罪犯人を送る佛領ギアナのカエンヌは鬼界ケ島として恐れられてゐるが、最近政府がこの島に「殺人光線」機械を送つたので、囚人の間に大センセーションを起した。ところが、これは囚人に對するためといふよりもこの島に蔓延し囚人を續々その犧牲とするマラリア病の媒介者たる蚊軍を退治するためのもので、この機械には發明者の娘さんの名を冠し「ゼルマン・グールドン」と呼ばれてゐると。

◇ドイツに不姙裁判所出現

ドイツのチューリンゲン邦政府當局は、先程不姙裁判所なるもの十八ヶ所を設置したといふことである。これは精神的に或は肉體的に遺傳性缺陷をもつてゐて、後世社會に不可避的な害惡を遺すと認められるものに對し强制的に不姙手術を施すために、まづ果してこのやうな宿命的缺陷があるかどうかについて判定を行ふ專門裁判所であつて、その判決に不服な者に對しては邦最高法院がその上訴に應ずることになつてゐるが、この裁判所の設置によつて現在四十萬に達するものが、やがて不姙判決を受けるだらうとのことである。

◇巡査がラヂオ携帶

ロサンゼルス警察署では最近犯罪取締のため、交通巡査に小型ラヂオ受信器を携帶させることに決定した。それは小箱に入つたセットを腰に結びつけるので、これが實現の曉にはギヤングや其の他の防止に多大の効果があるだらうと云はれてゐる。

◇バイヨンヌ事件の辯護士同士が決闘

佛内閣を倒壞せしめた例のバイヨンヌ事件のとばつ散りが、かつて金フラン市債訴訟問題に際し、わが東京市側辯護人として立つたアンドレー・ヘス氏をして、命を的の決闘まで敢行せしめたといふ。事の起りはヘス氏が今度の事件に當つて被告側の辯護を引受けたのであるが、これをベネックスなる辯護士は「國賊を辯護する」と云つてヘス氏を侮辱した。ヘス氏は怒つてベネックス氏を毆打したが、事件はもつれ〳〵て遂に、ある公園で四發の拳銃を提げて決闘することにまで發展した當日のヘス氏側介添役は代議士二名、ベネックス氏側はパリ在郷軍人會名譽會長、議會詰記者幹事長といふ堂々たる顏觸れ、型通りに兩者對峙して發射四發——然し、幸ひなるかな、彈丸は外れて兩者無事、こゝにおいて立會人は仲直りを宣し決闘は幕といふことになつたさうだ。

◇猿肉不可喰

南支那の美食として有名な猴子（卽ち猿）は爾今飲食店の食卓に上すことまかりならぬといふ命令が出た。廣東政府のその布告に曰く「それ猿は人に類すること多し矣、其の智に於けると將其の巧に於けると悉く然り、玆を以て猴は當然保護を要す、爾今之を殺害し其の肉を吃し其の腦を毀ることを嚴禁す、それ切々服膺せよ、右布告す。」

敍任及辭令

任典獄、山口所長(願　免)
　　所長　上田茂登治(山口)
　　典獄補
（三月十四日）

願免　所長　泉　顯彰(青森)
　　典獄
（三月十五日）

水戸轉勤　教誨師　井上謙敬(宮城)
宮城轉勤　同　藤原教圓(水戸)
（三月十六日）

任司法屬　看守長　島田幸治(市谷)
(會計課)
（三月十七日）

巢鴨轉勤　作業技師　柴山重俊(小菅)
小菅轉勤　同　奥山忠七(巢鴨)

願免　看守長　角尾外茂雄(宇都宮)
宇都宮轉勤　同　大武鐵四(神戸)
神戸　同　古宅房之助(三重)
三重　同　野村金松(岐阜)

岐阜　同　高谷健雄(秋田)
秋田　同　古林豐四郎(札幌)
任看守長(札幌)
　　看守
（三月二十日）

任典獄(青森所長)　石垣周作(札幌)

支所長
典獄補　藤井藤藏(栃木支)
（三月二十四日）

願免　所長　泉　英斌(盛岡少)
　　典獄

任典獄(川口所長)　吉田綱紀(川越少)
　　所長
　　典獄補

任典獄補(福岡)　齋藤信一(福岡)
　　作業技師

同(巢鴨)　根田兼治(巢鴨)
　　同

川越少年所長　泉　英斌(盛岡少)
　　所長
　　典獄補

盛岡少年所長　井川信一(行刑局)
　　典獄補

任作業技師(巢鴨)　福山福太郎(小菅)
　　司法屬
　　看守長

同(小菅)　看守長　高橋松之助(巢鴨)
福岡轉勤　作業技師　關　敬信(小菅)

任司法屬兼看守長
　　看守長

名古屋轉勤　同　中谷源一(名古屋)
岡山　同　三角節藏(岡山)
松山　同　山崎壽馬(松山)
松江　同　來間儀一(松江)

任看守長(鹿兒島)　伊藤光治郎(豐多摩)
　　看　守

栃木支所長　看守長　小松直清(栃木)
栃木支轉勤　同　堀池猪太郎(滋賀)

任看守長(滋　賀)　日高長一(神戸)
　　看　守

樺太支　看守長　三浦秀文(札幌)
札幌　同　高橋敏郎(樺太支)
網走　同　淺川齡吾(樺太支)
樺太支　同　中村鶴松(網走)
市谷　同　奥田　將(川越少)
川越少年　同　田中克己(姫路少)

任看守長(姫路少)　泰野親夫(小菅)
　　看　守

宮崎　看守長　上畠善助(熊本)
鹿兒島　同　永野弘兄(宮崎)
熊本　同　富永與一(鹿兒島)
（三月二十六日）

訓令通牒

◎行刑累進處遇令解釋並取扱上疑義ニ關スル件

（司法省行刑局行甲第一、六九七號　昭和八年十一月二十七日）

行刑累進處遇令ノ施行ニ付テハ實施期日切迫セル爲メ着々準備相成居候儀トハ思料候ヘ共解釋並取扱上疑義ヲ生スヘキ數點ヲ左ニ開示致候條御了承ノ上遺憾ナキ樣御取計相成度候

記

一、第二條第一號及第二十二條ニ於ケル刑期ノ意義ニ付テ判決ノ刑期ナリヤ又ハ實際執行ノ刑期ナリヤ疑義ヲ生スヘキモ累進處遇ハ受刑者ノ向上心ヲ誘致スルヲ基本觀念トスルモノナルヲ以テ刑期ハ實際執行スヘキ期間ヲ基礎トシ且ツ第二條第一號ニ付テハ第二級ニ進級シ得ル程度ヲ以テ標準ト爲スヘキニ依リ判決ノ刑期ニ未決拘留通算一箇月迄ハ本令ノ適用ヲ受ケ一箇月ヲ超エテ通算サレタル場合ハ第二條第一號ノ適用アルモノトス

二、第二條第三號ノ妊產婦ハ刑事訴訟法第五百四十六條第三號及第四號ニ示サレタル期間ニ依ルコト

三、第二條第四號ノ不具廢疾ハ共同動作ヲ爲スニ堪ヘサルモノヲ意味スルモノナルヲ以テ一眼ヲ盲シ或ハ一脚ヲ失ヒ居ルモノニ付テモ共同處遇ヲ爲シ得ルモノハ之ヲ含マス又心神障礙ノ程度ハ引續キ約三週間以上休養治療ヲ要スルモノノ意ナルヲ以テ數日間ノ休養患者ノ如キハ之ヲ含マサルコト

四、第二十三條第一項第一號ノ採點方法ニ付イテハ作業ノ勉否ニ付テ二點、技巧、出來榮、生產量等ヲ包括シテ成績ト看做シ之ニ對シテ四點ヲ適宜計算スルコト

五、第二十六條ニ揭クル責任遂行ノ誓約ニ付イテハ各人ニ誓約書ヲ認メシムルカ又ハ身分帳視察表ニ誓約ヲ爲シタルコトヲ適當ニ記載スルコト

六、第三十一條ニ揭クル第一級受刑者ヲ收容スル特別ノ場所ハ別ニ獨立シタル設備ヲ用フルヲ必要トセス房舍ノ一隅又ハ雜居房等ヲ以テ之ニ充テ得ルコト

七、第三十二條ニ第二級ノ受刑者中ヨリ信望アルモノヲ豫選セシメト規定スルモ第一級ノ者ハ當然豫選セシメ可ナルコト

八、第三十二條第三十七條第四十四條及第四十九條ニ揭クル用辨者、級ノ代表者及作業ノ指導又ハ監督ノ補助者ニ付テハ別ニ任期ヲ定メサルモ任期長キニ亙ルトキハ自ラ弊害ヲ生スルヲ以テ一期間ヲ六箇月ト豫定シ更新ノ適否ニ付イテハ特ニ愼重ニ考慮スルコト

九、第四十一條第四十二條第四十五條及第五十五條ニ依リ作業

賞與金ヲ自己ノ用途ニ使用セシムル場合ハ原則トシテ毎月許サルル範圍ニ止メ殘餘アルトキハ之ヲ領置金ト爲サス作業賞與金トスルモ作業用具其他高價ナル物品ヲ購入セシムルトキハ特ニ毎月ノ許可範圍ヲ超ヘ數ケ月分ヲ使用セシメ得ルコト

一〇、第四十三條ニ揭クル自己ノ作業用具其他自己ノ用途ニ供スル物品ヲ保管セシムル爲ニハ特定ノ箱ヲ製作貸與シ就寢時ニ於テ施錠シ之ヲ適宜保管スルコト

一一、第五十六條ニ揭クル新聞紙ハ當分ノ內敎化的新聞紙及普通新聞ノ拔萃トスルコト

一二、第五十八條ニ揭クル競技、遊戲又ハ運動會ノ施行ニ付テハ少年受刑者ヲ除ク外當分ノ間其ノ都度競技、遊戲又ハ運動會ノ種類、內容、參加受刑者ノ員數、施行方法等詳記ノ上豫メ內議ノコト

一三、第五十九條ニ揭クル集團散步ヲ爲サシムルニ付イテハ少年受刑者タルト成年受刑者タルトヲ問ハス當分ノ間其ノ都度施行ノ場所及周圍トノ關係、參加受刑者ノ員數、引卒者ノ官職名及員數、散步ノ時刻、施行時間及其ノ方法等詳記ノ上豫メ內議ノコト

□藥工上簇工食量設定ニ關スル件

（司法省行刑局行丙第二、九一〇號ノ二
昭和八年十二月二十二日）

標記ノ件ニ關シ別紙甲號ノ通リ申請有之乙號ノ通リ認可相成候條將來各所ニ於テ當該作業御施行ノ場合食量ハ之ニ依リ處理相成度候

（甲號）

宮發作第四二號
昭和八年十二月十五日

宮城刑務所長　坂梨森太郎

司法大臣　小山松吉殿

藥工上簇工食量設定ノ件申請

當所ニ於テ今般宮城縣養蠶業聯合會長ヨリ上簇製作ノ大量注文ヲ受ケ目下製作中ノ處該作業ハ別紙寫眞ノ通リ一臺ノ製簇器ニ對シ

（一）一人ハ寫眞上部ニ並立セルラッパ型管十六本ニ手早ク挿藥ヲ爲シ其間ニ於テ

（二）一人ハ（一）ト對立シ立業ニ從事シ器械ヲ調節シ（一）ノ挿藥ノ終ルト同時ニ該器ノ兩側ニ附着セル把手ヲ囘轉シ編方ヲ爲ス

（三）ハ製簇器二臺ニ付一人ヲ配置シ其製品ノ仕上、結束、荷作等ニ就業ス

右三者ハ何レモ其動作ノ敏捷活潑ヲ要スルモノニシテ其勞力モ亦容易ナラサルモノニシテ藥工產業ニ屬スル蹉織等ノ比ニアラズ蒐蔟工、小巾織方ノ食等（六等）ト同程度ノモノト思料致候

然ルニ該作業ハ收容者食料給與手續別表第二號作業別食量表ニ該當スルモノナキヲ以テ現在ハ假ニ藥工蹉織ノ食等ヲ準用シ七等食ヲ給與セルモ該就業者ハ皆其勞働强役ナル爲空腹ヲ訴ヘ作業督勵上遺憾ノ點アリ依テ該就業者ニハ六等食ヲ給與致度候條至急御認可相成度候

追テ該作業ノ科程及食等表相添候

（寫眞省略）

藥工上簇工科程及食等表

業名	種目	細目	摘要	科程	食等
同	同針金卷	上簇編方ニ使用スル針金卷ヲ爲ス	製簇器ヲ調節シ該器ニ並立モル十六本ノラッパ型管ニ挿藥ス	時間	七等
同	同仕上	同挿方	製簇器ヲ調節シ該器ノ兩把手ヲ囘轉シテ編方ヲ爲ス	三、〇枚	六等
同	同	同	製簇器二臺ニ一人ヲ配置シ其ノ製品ノ仕上、結束、荷作ヲ爲ス	時間	六等
藥工	藥工	上簇編方	製簇器ヲ調節シ該器ノ兩把手ヲ囘轉シテ編方ヲ爲ス	三、〇枚	六等
藥工	藥工	同挿方	製簇器ヲ調節シ該器ニ並立モル十六本ノラッパ型管ニ挿藥ス	時間	六等

（乙號）

（司法省行刑局行丙第二、九一〇號ノ二）

宮城刑務所長　坂梨森太郎

昭和八年十二月十五日宮發作第四二號申請藥工上簇工食量設定ノ件認可ス

昭和八年十二月二十二日

司法大臣　小山松吉

◎統計報告ノ記載方ニ關スル件

（司法省行刑局行甲第一、八八三號
昭和八年十二月二十三日）

統計報告ノ記載方ニ關シテハ屢々注意ヲ促シ來リタルモ今尙誤謬遺漏等尠カラス然カモ之カ訂正ノ爲照復スルコト一再ニ止マラス甚シキハ三回四回ノ往復ニテ尙目的ヲ達セサルモノアリ是等ハ平素統計當務者カ訓令其他通牒ニ通曉セサルカ或ハ當務者其人ヲ得サルカニ基因スルモノト思料致候ニ付將來ハ當務者ノ人選監督ニ御留意相成苟モ其不適任ナルコトヲ認メタルトキハ直ニ事務分擔替ヲ行フ等適宜ノ措置ヲ執リ報告ノ迅速精確ヲ期セラレ候樣致度候尙記載方ニ關シ爾今左記ノ通御取扱相成度申進候

記

再入受刑者小票

一、犯罪原因數箇アルモノハ主タルモノ一箇記載スルコト
二、前刑ノ部刑名刑期欄ハ減刑アリタル場合ト雖モ判決言渡當時ノ刑期ヲ記載スルコト
三、習得技能ハ作業別食量表ノ作業名ヲ記載スルコト但數回轉業シタルモノハ最モ長期間就業シタル作業名ヲ記載スルコト
四、再入受刑者トハ前刑釋放後更ニ犯罪ヲ犯シ入所シタルモノヲ云フ故ニ前刑釋放後入所シタルモノト雖モ犯罪カ前刑釋放前ナル時ハ再入受刑者ニ非ラス
病者小票
五、禁錮刑及拘留刑者ニ付テハ適宜ノ箇所ニ其旨表示スルコト
六、病名中再掲ヲ要スルモノ、內小分類番號等シキモノハ小分類病名ヲモ併記スルコト

◎作業賞與金計算方ノ訓令中改正ノ件

（司法省行刑局行甲第一、八八〇號ノ一）

刑務所
少年刑務所

大正十一年十月司法省行甲第一、五〇二號作業賞與金計算方ノ訓令中左ノ通改メ昭和九年一月一日ヨリ之ヲ施行ス
右訓令ス

昭和八年十二月廿六日

司法大臣　小山松吉

第三項ヲ左ノ通改ム
階級ハ十階級トシ行刑累進處遇令ノ適用ヲ受クル者ハ所屬階級竝每月ノ行刑成績ヲ斟酌シ其ノ他ノ者ハ行狀性向作業成績ヲ斟酌シテ之ヲ定ム行刑成績劣等ノ者又ハ行狀不良ニシテ作業成績劣等ナル者ヲ九級トス
第五項中「行狀及」ヲ「行刑成績又ハ行狀及」ニ改ム
第六項中「錢以下ノ端數」ヲ「拾錢未滿ノ端數」ニ改ム

◎作業賞與金計算方ニ關スル訓令中改正ノ件ニ付通牒

（司法省行刑局行甲第一、八八〇號ノ二）

昭和八年十二月廿六日

標記ノ件本日行甲第一、八八〇號ノ一訓令ヲ以テ改正相成候處右ハ行刑累進處遇令ノ發令ニ伴ヒ從來ニ於ケル作業賞與金計算ノ基礎條件タリシ受刑者ノ行狀性向及作業成績等ハ受刑者ノ行刑成績トシテ之ヲ評定ノコトニ相成候條累進處遇ヲ爲スヘキ受刑者ノ作業賞與金計算ニ付テハ本人ノ行刑成績ヲ以テ算出ノ基礎條件ト爲シ其ノ他ノ者ニ付テハ從前通施行相成度候
尙改正後ノ作業賞與金ノ計算竝其ノ處理方法等ニ付テハ左記ノ通御取計相成度候

記

一、作業賞與金計算ノ基礎條件ヲ異ニセサル限リハ大體從前ニ於ケル計算月額ヲ標準トシテ相當級ニ編入スルコト
二、前項ニ據ラサル計算階級ヘノ編入ニ付イテハ豫メ事情ヲ詳具シ認可申請ノコト
三、改正規定ハ昭和九年一月一日以後ノ就業者ニ付適用スルコト
四、改正規定ノ實施ニ付テハ自所新舊賞與金計算月額比較表竝其ノ處理方法等ニ關スル事項ヲ當局ニ報告ノコト

◎治安維持法違反受刑者入所並出所報告ニ關スル件

（司法省行刑局行甲第一號　昭和九年一月八日）

標記ノ件ニ關シテハ昭和七年十二月行甲第三、〇三五號ノ一ヲ以テ及通牒置候處第一表入所報告中改悛ノ狀態並第二表出所報告中行刑成績ニ付テハ爾今昭和八年十二月行甲第一、七三一號通牒備考第二項ニ依リ記載相成度候

◎行刑累進處遇令ニ關スル疑義ノ件

（司法省行刑局行丙第四一號ノ二　昭和九年一月二十三日）

標記ノ件別紙甲號ノ通問合有之乙號通回答致置候

（甲號）

（廣島刑務所發第一二號　昭和九年一月四日）

累進處遇令ニ關スル疑義ノ件

司法省
行刑局長　鹽野季彥殿

廣島刑務所長　椎名通藏

標記處遇令施行上左記疑義相生シ候何分ノ御指示相仰度候

記

一、累進處遇令第二十七條第二項ニ依リ滯級セシメラレタル者滯級期間ノ滿了ニヨリ進級シタル場合其ノ剩餘點ハ滯級處分ノ性質ニ鑑ミ第二十四條ノ適用ヲ受クルコトナク進級ノ際之ヲ除棄シ次階級ニ於ケル責任點數ヨリ控除スヘキモノニアラスト思料セラレ候右ニ取扱可然哉
二、累進處遇令第卅二條第四十四條第四十九條ノ特別用務ニ服スル者ハ監獄傭夫ノ何レヲ以テ整理シ可哉是種用務ニ服スル受刑者ニ對シ掃除夫名義ヲ冠スルカ如キハ極メテ妥當ナラサル義ト思料セラレ候

（乙號）

（司法省行刑局行丙第四一號ノ二）

昭和九年一月二十三日

司法省行刑局長　鹽野季彦

廣島刑務所長　椎名通藏殿

行刑累進處遇令ニ關スル疑義ノ件回答

本月四日發第一二號ヲ以テ標記御問答相成候處左記ノ通ニ御了知相成度候

記

一、剩餘點ハ本人ノ努力ニ外ナラス滯級ニ依テ直ニ之ヲ除棄スルハ努力ヲ沒却スル結果トナリ敎化上穩當ナラサルヲ以テ進級ノ際ハ次階級ノ責任點數ヨリ控除スヘキモノトス

二、處遇上ノ名稱ハ如何樣ニ呼稱スルトモ作業ノ整理ハ其ノ就業スル主タル業種又ハ業種ノ一種若クハ二種ニ依リ現在ノ作業名ニテ整理スヘキモノトス

市ヶ谷で讀む修身の巻の一



（報知）

選句所感

古山君の菜の花の句、何等の他奇なく穩かな句であるが、その穩かさは句の境地そのものから生れるところで、却つてそれがいゝのである。句境と表現は常に一致してゐなければならない。此の句は先づ廣い景色を想起せしめる。眼に見ゆるところ菜の花ならざるはなき、まるで海を見るが如き觀を呈してゐる美しさである。此の感じを起させるのは中七から下五にかけての表現が效果的であつて、上五におのづから有機的に働らきかけてゐるからである。また實際としても、作者の勤務してゐる千葉の刑務所のあの附近一帶は菜の花の美しいところでもある。選者も昨年の春丁度菜の花盛りの頃汽車から、その美しさを滿喫したことがあつたが今に忘れずにゐる。滿目の菜花が春の陽に輝き渡つてゐるさまは全く何とも云へぬ美しさだつた。がそれは措いて此の句を味はつてみよう。漸く夕暮に近づき薄い雲が太陽を遮つてゐるので、輝き滿ちてゐた一面の菜の花も色が沈んで來たが、僅かに雲間を洩れて來る光りの落ちた一ト所はまだ明るく輝いてゐる、照り疲れ

毎月募集

刑政俳壇

題當季隨意　メ切毎月十五日限　用紙官私製葉書

編輯部選

菜の花や入陽の淀む一ト所　千葉　古山　天地

溫床や玻璃窓開けば陽炎へる　小菅　法外　人

二三本梅咲く寺の月夜かな　大曲　呑洋　秀逸

水底の石皆圓し春の川　大田　香苗

芦の芽に泡押しよせてあがる潮　福岡　琴松

傘に解くる雫や春の雪　巢鴨　晴月

風の鳴る山に入りけり寒鴉　大曲　刀羅象

藥の香漂ふ室や春寒し　群山　豐岳

佳作

山低く瞳の村の灯かな　青森　愛溪生

囀や夜雨あがりし裏の山　千葉　泰山

たやうに見えながらも、柔かい夕べの光りは尚濃かに、まるで油のやうにねつとりとして深く滲み入つてゐるのである。そこには遲々たる春日の漸く夕近き一ト時の物靜けさが極まつてゐるが如くである。所謂春の夕べのあはれである。中七から下五にかけて觀察の常凡でないところがある。蕪村に「菜の花や月は東に日は西に」といふ句があるが、境地は殆んど共通である。

□

法外君の陽炎の句はその着想によいところがある。温床の硝子窓を開くと、そこから忽ちに陽炎が立つたといふのである。春の日の暖かさも充分に分る。これは前の句とは違つて捉へた境地は極めて狹く、また時間的に見ても極めて短い時間である。そして此處で云ひたいことは斯うした句作の傾向はまことによい傾向であるといふことである。これはすでに行き詰つて常套陳腐に墮してゐるところから一歩を抜き出さむとするものである。斯うした句作はその態度が先づ積極的、能動的、時には主觀的であつて、從來の受動的、消極的、客觀的な態度と異る。對象とするものは同一物でありながら、從來の句の概ね平面的なところを脱して之を立體的にせんとするものである。斯くすることに依つて、すでに常套的となつた對象から何等かの清新さを掬ひ出すことが出來るのである。これからの俳句の進むべきところは積極的に對象に喰ひ入ることにあらう。此の句はそこに觀察の眼が光つてゐるが、措辭の上から云へば、上五の「や」の切りは舊套になづみ過ぎて中八音の字餘りとしつくりしない。この切りを生かすには中八音を七音に整へた方がいゝし、このまゝ中八音を生かすには「や」の切りは止して「の」にした方がいゝやうだ。とにかく表現には再考の餘地がある。

□

呑洋君の梅の句は、何等新らしい觀察ではないが、清淨と靜寂の感じを持つてゐるところに惹かれる。庭前に二三の梅の老樹が花を開いてゐる寺の早春の月夜、伽藍を背景に白く照り澄んだ梅花が思はれる句である。上五の「二三本」と無雜作に言出したのが、此の句に於ては非常に效果的であつて、感じの中心となつてゐる。措辭は常にその境地に應ずべきものであることはこれでも分る。

淡雪や門の灯にチラ〳〵す　青森　八青庵
芽柳の大きく搖れてはねつるべ　宮崎　ひろし
海鳴りの聞ゆる宿の炬燵かな　金澤　綠峰
月影の冷ゆる障子や梅の宿　京城　雄心
蘆の芽に觸れつゝ渡舟出でにけり　大阪　錦江
くつきりと引きし眉毛や春の人　室蘭　耕春
もつれ合ひ蝶消えて行く春の空　名古屋　春汀
足跡に潜む田螺や春淺し　大曲　月舟
春の田や泥鰌の濁す一トところ　大曲　雲峰
竹の雨音靜かなる春の庭　大曲　華白
伏し拜む御陵の山や朝霞　大阪　松美
水門の乾ける池や芦の角　福岡　守峰
埋め殘る沼の芦の芽出でにけり　福岡　杉峰
古びたる紙行燈や河豚の宿　福岡　素川
海風ぎて島の一角霞みけり　姫路　松月
母の墓に供へまつりし櫻かな　鹿兒島　未代志
大空にぽつかりとあり凧　鎭南浦　春陽
文化住宅芽麥の里の遠近に　飯田　中洲
草庵の軒に音あり落椿　名古屋　一心
菜の花や向うをとほる牛のかげ　三重　宗綠
朝霞放牧の馬斷けり　青森　布砂

二階より見る街道の櫻かな　三重　綠葉子
一山の木の芽明るく光りけり　千葉　不二
踏み起す土の香や春淺し　全州　筑水
夕霞麓の村をつゝみけり　鎭南浦　一浪
囀や瀞八町を下る舟　小菅　瞳帆
山麓や靜かに煙る春の雨　熊本　愛山
背戸の夜の暗きに啼くや猫の戀　新義州　青塵
遠光る大雪山や揚雲雀　旭川　小雨
裏山に筧繕ふ春淺し　大曲　庵茶
河豚汁を食はず嫌ひと笑はれぬ　福岡　虎溪
雨の中木の芽明るき垣根かな　千葉　夜詩王
凧の止みて冴えたり夜半の月　福井　木堂
移り住むこゝにも梅の咲きにけり　長崎　あつを
囀りやひとり炭燒く山男　小菅　望帆
雪解や池に落ち來る水の音　大曲　船風
龍壺の渦に入りけり落椿　大田　眞砂治
春の雪降りて明るき一日かな　大曲　綠路
蝶々や高塀越して庭に來し　大邱　しがらみ
海霞ゆるく聞ゆる船の笛　青森　流螢
蒲公英や風埃り立つ道の端　大曲　大鵬
土間狹く藷の種撰る二月かな　福岡　柿月

行刑累進處遇令施行内規（二）

松江刑務所

第一章　總則

第一條　本内規ハ行刑累進處遇令（以下單ニ處遇令ト稱ス）ノ周到適正ナル運用ヲ期スル爲之ヲ設ク

本内規ノ條項以外ニ於テ處遇令ノ運用上支障又ハ疑義ヲ生シタルトキハ刑務官會議ニ付議シタル上同令第一條ノ目的ヲ基礎トシテ刑務所長之ヲ決ス

第二條　未決勾留日數ノ通算ニ依リ執行刑期一年未滿トナル者ハ處遇令第二條第一號ノ適用ニ付テハ之ヲ刑期一年未滿者トス　但シ通算日數一ケ月未滿ノトキハ此ノ限ニ在ラス

左ノ場合ニ於テハ刑期一年以上トス

イ、數個ノ刑ヲ合セテ一年以上ニ達スル者

ロ、刑ノ執行中更ニ刑ノ言渡ヲ受ケタルトキ其刑ニ執行中ノ刑ノ殘期ヲ加ヘ一年以上ニ達スル者

第三條　處遇令第二條第二號乃至第五號ニ該當ノ疑アリト認メタルトキハ刑務官會議ニ付議シテ同令ノ適用ヲ除外スヘキヤ否ヤヲ決定ス

但シ姙産婦トハ刑事訴訟法第五百四十六條第三號及第四號ニ該當者、不具廢疾トハ共同處遇ヲ爲ス能ハサル程度ノ者心神障礙トハ引續キ約三週間以上休養治療ヲ要スル者ヲ謂フ

第四條　本内規中處遇令ニ規定セル場合以外單ニ刑務官會議ニ付スヘキコトヲ規定シタル事項ハ累進準備會ノ議ニ付セス

但シ刑務所長ニ於テ特ニ其ノ必要アリト認ムルトキハ此ノ限ニ在ラス

本内規中累進準備會ノ議ニ付スヘキコトヲ規定シタル事項ハ總テ更ニ刑務官會議ノ議ニ付スヘキモノトス

第二章　受刑者ノ分類

第五條　懲役受刑者新ニ入所シタルトキハ刑期一年未滿者ヲ除クノ外全部處遇令第五條ノ身上調査ニ付ス

自所釋放ノ累犯者ニシテ身上關係判明セル者ニ對シテハ可成速ニ身上調査ヲ完了スヘシ

身上調査上雜居拘禁ニ付スル必要アリヤ否ヤハ刑務官會議ノ議決ニ依ル

第六條　身上調査ニ付シタル受刑者ニ對シテハ各人毎ニ第一號樣式ノ擧動報告簿ヲ作成スヘシ

身上調査中ノ受刑者ニ接渉スル者其ノ個性又ハ心身ノ狀況ノ調査ニ影響ヲ及ホスヘキ動作ヲ認メタルトキハ速ニ之ヲ擧動報告簿ニ記入シ置クヘシ

第七條　擔當看守ハ常ニ身上調査中ノ者ノ左記事項ヲ視察シ調査終了時ニ於テ擧動報告簿相當欄ニ記入シ所屬主任ニ提出スヘシ

イ、忍耐力　有、稍有、無ノ別

ロ、勤勉心　有、稍有、無ノ別

ハ、能率　了以上、了、不了ノ別

ニ、巧拙　巧、普通、拙ノ別

ホ、發案力　有、稍有、無ノ別

ヘ、特技　何々

ト、適當ト認メ又ハ本人ノ希望スル刑務作業名、何々

前項ノ記入ニ付テハ所屬部長之ヲ査閲シ記事ノ適正ヲ期スヘシ

第八條　各主任ハ自ラ視察シタルトコロト擧動報告簿、作業日課表其他身上調査書類等ヲ對査シテ主管事項ニ對スル意見ヲ定メ之ヲ身上調査表相當欄ニ記入スヘシ

第九條　身上調査表ノ記入完了シタルトキハ刑務官會議ニ付議シテ左記事項ニ對スル意見ヲ定メ刑務所長ノ決定ヲ受クヘシ

イ、處遇令ヲ適用スヘキヤ否

ロ、處遇令第十四條ノ分類

ハ、工場及居房

第十條　前條ニ依リ處遇令ヲ適用スヘシト決定シタルトキハ當日若ハ次回ノ刑務官會議席上ニ於テ同令第十三條ノ說示ヲ爲スモノトス

第十一條　身上調査表ハ第二號樣式ニ依ル

調査完了シタル者ノ身上調査表及擧動報告簿ハ本人ノ身分帳簿ニ編綴スヘシ

第十二條　第一級ニ屬スル者ニ對シテハ處遇令第十四條ノ分類ヲ爲サス

第二級ニ屬スル者ノ分類ニ付テハ累進準備會ニ付議シテ個々ニ就キ之ヲ決定ス

第三章　累進處遇

第一節　階級及編入

第十三條　處遇令第十六條ノ階級ヲ表示スヘキ徽章ハ別ニ定ムル處ニ依ル

第十四條　處遇令第十七條第二項ノ適用ニ付テハ累進準備會ノ議ヲ經ルモノトス

第十五條　處遇令第十八條及第十九條ニ該ル者ノ階級ハ原則トシテ前ト同一ノ階級ニ編入シ特ニ所屬階級ヲ定ムヘキ場合ニ限リ累進準備會ニ付議ス

第二節　累進

第十六條　每月ノ行刑成績ハ其ノ月ノ末日ヲ以テ打切リ之ヲ採點シ遲クトモ翌月十五日迄ニ決定スヘシ

成績調査期間一ケ月ニ充タサル者ニ對シテハ日數ニ拘ハラス之ヲ全月ノ成績トシテ算出シ其ノ點數ヨリ左ノ割合ニテ減點シタルモノヲ以テ當月ノ得點トス　但シ一點ニ充タサル端數ヲ生シタルトキハ之ヲ除棄ス

調査期間

一月未滿　三分ノ一
二十日未滿　全部

第十七條　得點算出ノ基礎ハ左ノ標準ニ據ル

區別＼點數		四點	三點五分	三點	二點五分	二點	一點五分	一點	零點
作業ノ勉否	勉否								
並其ノ成績	成績	二〇割以上	一八割以上	一六割以上	一四割以上	一二割以上	一人分以上	八分以上	六分未滿
操行ノ良否				善良		良	稍良	普通	不良
責任觀念及意志ノ強弱				甲		乙	丙	丁	戊

備考　一、責任觀念及意志ノ強弱ノ點數ハ左記ノ通甲、乙、丙、丁、戊ニ區分ス

甲　責任觀念厚ク意志強キモノ
乙　責任觀念厚クモ意志稍薄弱ナルモノ又ハ意志強クモ責任觀念普通ナルモノ
丙　責任觀念稍厚ク意志稍強キモノ
丁　責任觀念及意志共普通ナルモノ
戊　責任觀念乏シク意志薄弱ナルモノ

二、得點ヲ合算シ端數ヲ生シタルトキハ四捨五入ノ方法ニ依ル

第十八條　擔當看守、擔任部長、及教誨師ハ左記分擔ニ依リ毎月上旬中ニ於テ前月中ノ成績ヲ調査シ前二條ニ基キテ之ヲ採點シ第三號樣式ノ行刑成績表ニ記入ノ上累進準備會ニ提出スヘシ

イ、作業ニ關スル點數　擔當看守
ロ、操行ニ關スル點數　擔當部長

第十九條　累進ノ審査ニ於ケル決定ハ所長之ヲ告知シ尚進級ニ係ルトキハ處遇令第二十六條ノ開示ヲナシ其階級ニ於テ負擔スヘキ責任ノ遂行ヲ誓約セシムヘシ

第二十條　戒護主任ハ累進處遇者名簿（差込式）ヲ設ケ第四號樣式ノ累進處遇者名刺ニ依リ階級別ニ整理シ處遇ノ適正ヲ期スヘシ

累進處遇ヲ爲ササル者（刑期一年未滿者ヲ除ク）ニ對シテハ別ニ累進處遇除外者名簿（差込式）ヲ設ケ之ヲ整理スヘシ處遇除外者ノ名刺ハ前項名刺ノ備考欄ニ其ノ決定年月日及事由ヲ記入シテ之ニ充ツ

第二十一條　行刑成績表ハ擔當看守ニ於テ保管シ他ニ轉業シタルトキハ之ヲ身柄ト共ニ引繼クヘシ

釋放又ハ他ノ刑務所ニ移送スル場合ハ身分帳ニ編綴ノ手續ヲ爲スヘシ

第二十二條　處遇令第二十八條ニ依リ本人ヲシテ所得點數ノ記入ヲ爲サシムルハ每月諸般ノ審査ヲ終リタル直後トス得點表ハ擔當看守ヲシテ保管セシム

第四章　拘禁及戒護

第二十三條　處遇令第三十一條第二項ニ依リ施錠ヲ爲ササル受刑者ハ賞遇者及責任點數ヲ消却シタル者ノ內ヨリ之ヲ決定ス

第二十四條　處遇令第三十二條ニ依リ工場ノ整頓其ノ他必要ナル用務ヲ命スヘキ者ニ付テハ別ニ任期ヲ定メス刑務所長ニ於テ相當ト認メタルトキ隨時豫選ヲ行ヒ之ヲ交代セシム

前項ノ人員ハ五十人未滿ノ工場ニ在リテハ一名、五十人以上ノ工場ニ在リテハ二名トス

第二十五條　處遇令第三十三條ノ共同洒掃整頓ハ每月一回以上之ヲ行フモノトス其ノ區域ハ概ネ出業工場及其ノ附近トシ日時、場所、人員等ハ時々戒護主任之ヲ定ム

第二十六條　處遇令第三十六條ノ自由遊歩ハ賞遇者又ハ責任點數ヲ消却シタルモノニ限リ之ヲ許ス　但シ刑務所長ニ於テ特ニ許可シタルトキハ此ノ限ニ在ラス

第二十七條　處遇令第三十七條ノ代表ハ成ルヘク賞遇者又ハ責任點數ヲ消却シタル者ノ中ヨリ三人乃至五人ヲ互選セシメ其ノ任期ハ約六ケ月トス

第二十八條　處遇令第三十八條第二項ニ依ル優遇停止ハ刑務官會議ニ付議シテ之ヲ決定ス

第五章　作業

第二十九條　身上調査ヲ終リタル受刑者ニ課スヘキ受刑期間中ノ作業ハ刑務官會議ニ於テ決定スヘシ

第三十條　作業賞與金ヲ自己ノ用途ニ使用セムコトヲ請フモノアルトキハ擔當看守ニ於テ之ヲ第五號樣式ノ作業賞與金使用出願簿ニ登記シ關係主任ヲ經テ刑務所長ノ決裁ヲ受クヘシ

關係主任ハ資格ノ有無、費途ノ適否等ヲ調査シ若シ異議アルトキハ其旨ヲ付記スヘシ

作業用器具ノ購入ニ關シテハ特ニ作業主任其ノ實情ヲ調査シ意見ヲ付スヘシ

第三十一條　第二級以上ノ受刑者自己ノ作業用具ヲ使用セムコ

トヲ請ヒタルトキハ作業主任ニ於テ其ノ實情ヲ調査シ身分帳簿視察表ニヨリ刑務所長ノ決裁ヲ受クヘシ

第三十二條　前條ニ依リ作業用具ノ使用ヲ許可シタルトキハ所定ノ場所ニ格納セシメ他ト混同紛失スル等ノ事ナカラシムヘシ

第三十三條　處遇令第四十四條ニ依リ第二級ノ受刑者ヲシテ作業指導ノ補助ニ當ラシムルハ特ニ其ノ必要アル場合ニ限ルモノトス

第三十四條　處遇令第四十六條ニ依ル自己ノ爲ニスル勞作ノ種類、方法、時間等ハ別ニ定ムル處ニ依ル

第三十五條　處遇令第四十七條ノ資格アル者ヨリ轉業ヲ願出タルトキハ刑務官會議ニ付議シテ許否ヲ決定ス

第三十六條　處遇令第四十九條ニ依リ第一級ノ受刑者中ヨリ作業ノ指導又ハ監督ノ補助ニ當ラシムル場合ハ成ルヘク賞遇者又ハ責任點數ヲ消却シタル者ノ中ヨリ之ヲ選定シ其ノ任期ハ約六ケ月トス

第三十七條　特別ノ場所ニ於テ就業スル第一級ノ受刑者ニ對シテハ戒護者ヲ付セサルコトアルヘシ

第三十八條　作業賞與金ハ毎月ノ行刑成績ヲ基礎トシ別表ニ依リ之ヲ計算ス

第六章　教化

第三十九條　第四級及第一級ノ受刑者ハ個別教誨施行上特ニ必要アルトキハ總集教誨ニ列席セシメサルコトヲ得

第四十條　ラヂオ及蓄音器ヲ聽取セシムル毎月ノ回數及場所ハ略ホ左ノ通トス

一、教化上特ニ必要ト認メタル場合

各級	教誨堂
二、處遇令ニ依ル場合	
イ　三級	毎月二回　免業日　教誨堂
二級	毎月三回　免業日二回　其他ノ日一回　居房
一級	毎月四回　免業日二回　其他ノ日二回　教誨堂　居房

ラヂオ及蓄音器ノ聽取ニ付テハ第六號樣式ノ教材使用決議簿ニ依リ決裁ヲ受クヘシ

第四十一條　處遇令第五十五條ノ集會ハ第二級ノ受刑者ニ在リテハ三ケ月毎ニ一回、第一級ノ受刑者ニ在リテハ二ケ月毎ニ一回之ヲ行フ其ノ日時、場所及方法等ハ刑務官會議ニ於テ其ノ都度之ヲ定ム

第四十二條　圖書室ニ於ケル圖書ノ閱讀ハ免業日午後ニ於テ二時間以內之ヲ許ス

圖書室ニ備付スヘキ新聞雜誌ハ適當ト認ムルモノヲ時々選定ス

圖書室ハ當分ノ內教誨堂ノ一部ヲ以テ之ニ充ツ

第四十三條　處遇令第五十七條ニ依リ許可スル私本ノ閱讀ハ左ノ標準ニ依ル

	四級	三級	二級	一級
不許		宗教又ハ修養上ノ書籍ニ限リ一冊	二冊以內	三冊以內

私本ノ閱讀許可ニ依リ監獄法施行規則第八十七條ノ制限ヲ超ユル場合ハ其ノ閒官本ノ閱讀ノ差止ムヘキモノトス

第四十四條　處遇令第五十八條ノ競技、遊戲又ハ運動會ハ第一級及第二級ヲ通シテ春秋二回大運動會ヲ行ヒ其他ノ小會ハ第二級ニ在リテハ二ケ月ニ一回、第一級ニ在リテハ每月一回ヲ超エサル範圍ニ於テ之ヲ許ス其ノ種類及方法等ハ其都度之ヲ定ム

第四十五條　處遇令第五十九條ノ集團散步ハ釋放ニ接近シタル者ニ付適宜之ヲ行フ

第四十六條　處遇令第六十條第二項ノ寫眞備付ニ付テハ刑務官會議ニ付議シ之ヲ決定ス

第七章　接見及信書

第四十七條　親族ニ非サル者ニ對スル信書ノ發送ハ豫メ之ヲ出願セシメ教化上妨ケナキヤ否ヤヲ調査シタル上許否ヲ決ス

第四十八條　處遇令第十三條ノ接見及信書發送ニ關スル期間ノ始期ハ各級ニ編入シタル日又ハ其ノ翌日トス

第四十九條　處遇令第六十五條ニ依リ接見ノ際立會ヲ付セサルヤ否ヤハ個々ノ場合教務主任ニ於テ決定シ刑務所長ノ承認ヲ受ケヘシ

第五十條　刑務所長ニ於テ教化上其ノ他特ニ必要アリト認ムルトキハ本章ノ例ニ依ラサルコトアルヘシ

第八章　給養

第五十一條　處遇令第六十九條ニ依リ著用セシムル普通衣ノ種類制式等ハ別ニ定ムル處ニ依ル

第五十二條　處遇令第七十條ニ依ル麥湯又ハ茶ノ給與ハ樞ネ左ノ標準ニ依ル

第四級	特ニ必要アルトキ
第三級	同　上
第二級	右ノ外隔日
第一級	每　日

第五十三條　處遇令第七十一條ニ依リ居房ニ備付ヲ許ス花卉又ハ書畫ハ適當ト認ムルモノヲ給與又ハ貸與ス　但シ品目ヲ特定シテ自辨ヲ許スコトアルヘシ

第五十四條　處遇令第七十二條ニ依リ貸與スル共同ノ食器及雜具ノ品目數量ハ別ニ之ヲ定ム

第五十五條　自己ノ用途ニ使用セシムルコトヲ得ル物品ノ品目數量及階級別ハ累進處遇表ニ之ヲ規定ス

第九章　累進ノ審査

第一節　累進準備會

第五十六條　累進準備會員ハ主任ニ非サル看守長、保健技師、

保健技手、教誨師、教師、作業技師、作業技手竝工場擔任ノ部長タル看守及工場擔當看守ヲ以テ之ニ充ツ

刑務所長ニ於テ前項以外ノ看守ヲシテ之ニ當ラシムル必要アリト認ムルトキハ特ニ之ヲ命ス

第五十七條　會議掌理者ハ看守長ヲ以テ之ニ充ツ看守長在ラサルトキハ上席工場擔當部長ヲシテ代理セシム

第五十八條　累進準備會ハ甲乙ノ二部ニ分チ受刑者ヲ適當ニ分劃シテ各部分ニ就キ審議ス　但シ作業技手及看守ヲ除ク他ノ職員ハ兩部ヲ兼攝スルモノトス

第五十九條　累進準備會ハ累進ノ審査ニ付刑務官會議ニ付スヘキ事項ノ審議ヲ命セラレタルトキニ於テ之ヲ開會ス

前項ノ命令ハ戒護主任ニ於テ刑務所長ノ旨ヲ承ケ之ヲ爲ス

第六十條　累進準備會ハ特ニ前條ノ命令ナキトキト雖モ左ノ場合ニ於テハ進ンテ開會審議シ每月十日迄ニハ必ス之ヲ結了スヘシ　但シ開會ニ付テハ刑務所長ノ承認ヲ經ルコトヲ要ス

一、本內規第十九條ニ依リ行刑成績表ノ提出ヲ受ケタルトキ

二、前號ノ審査ニ當リ處遇令第二十一條ニ依リ進級セシメ又ハ同第二十七條ニ依リ假ニ進級セシメ若ハ滯級セシムルヲ適當ト認ムル者アルトキ

第六十一條　處遇令第七十七條ニ依リ直接受刑者ニ付考査ヲ爲ス必要アリト認メタルトキハ會議掌理者ヨリ戒護主任ニ對シ其ノ者ノ出席ヲ求ムヘシ

第六十二條　處遇令第七十八條ニ依リ審査ノ爲受刑者ヲ獨居拘禁ニ付スルノ必要アリト認メタルトキハ略ホ見込日數ヲ認定シテ之ヲ申請スヘシ

獨居拘禁ニ付スルノ必要ナキニ至リタルトキハ直チニ其ノ旨ヲ報告スヘシ

第六十三條　累進準備會ハ其部ニ屬スル全員出席スルニ非サレハ開會スルコトヲ得ス　但シ止ムヲ得サルトキハ刑務所長ノ承認ヲ得テ相當代理者ヲ出席セシムヘシ

第六十四條　累進準備會ノ決議ハ出席者三分ノ二以上ノ同意ニ依リ成立ス

第六十五條　累進準備會ヲ開會シタルトキハ第七號樣式ノ累進準備會議事錄ニ他ノ所定事項ト共ニ其ノ決議ヲ記載シ關係主任ヲ經テ刑務所長ニ提出報告スヘシ　但シ議決事項大部ニ渉ルモノニ付テハ其ノ概要ノ記載ニ止メ別紙ヲ以テ報告スヘキモノトス

議決中滿場一致ヲ缺キタル事項ハ其ノ少數意見ヲモ併セテ報告スヘシ

第六十六條　議事ハ先ツ下級者ヨリ發言シ順次上級者ニ及フヘシ

第六十七條　累進準備會ハ刑務所長ニ直屬シ獨立不羈ノ立場ニ於テ公正ナル判斷ヲ爲スヘシ

第六十八條　各主任ハ累進準備會ノ自由ヲ拘束セサル範圍ニ於テ常ニ之ヲ監督シ審査ノ粗漏、誤脫又ハ遲延、澁滯ナカラシムル樣注意スヘシ

第十章　進級ノ停止及階級ノ低下

第六十九條　進級ノ停止ハ豫メ紀律違反ノ行爲ニ對シ懲罰ニ付スヘキヤ否ヤヲ決定シタル上其ノ言渡前之ヲ累進準備會ニ付議ス　但シ處遇令第八十二條ノ場合ニ於テハ刑務所長直チニ之ヲ決ス

第七十條　進級ノ停止期間ハ之ヲ本人ニ言渡シタル日ヨリ起算ス

第七十一條　進級ヲ停止シタルトキハ其ノ前日迄ノ成績ニ依リ當月ノ所得點數ヲ定メ爾後停止中ハ之カ計算ヲ爲サス

第七十二條　進級停止期間終了シ又ハ停止處分ノ免除ヲ受ケタルトキハ翌日ヨリノ成績ニ依リ其ノ月ノ所得點數ヲ定ム

但シ同月內ニ停止處分アリタルモノニ付テハ前條ノ所得點數ト合算ス

第七十三條　進級停止言渡シノ猶豫又ハ進級停止處分ノ免除ハ刑務所長ノ自由裁量ニ依ルト雖特ニ必要アリト認メタルトキハ累進準備會ニ付議シ又ハ務務官會議ニノミ付議ス

刑務所長自由裁量ニ依リ決定シタルトキハ刑務官會議ニ於テ之ヲ發表ス

第七十四條　處遇令第八十四條ニ依ル階級低下ノ手續ニ付テハ本內規第六十九條ヲ適用ス

第七十五條　戒護主任ハ處遇令第八十五條乃至第八十七條ニ依リ階級ヲ低下シ或ハ累進處遇ヲ除外シ又ハ階級ヲ復セシムルヲ適當ト認メタルトキハ其旨ヲ刑務所長ニ報告シ累進準備會ニ付議ノ手續ヲ爲スヘシ

受刑者ニ接渉スル者前項ノ事由ヲ認メタルトキハ之ヲ戒護主任ニ報告スヘシ

第十一章　假釋放

第七十六條　假釋放ニ關シテハ假釋放審査規程ニ從ヒ刑務官會議ニ付議決定ス

附則

第七十七條　本內規ハ處遇令實施ノ日ヨリ之ヲ施行ス但シ第四十四條及第四十五條ニ付テハ當分ノ內司法省ノ內議ヲ經テ之ヲ施行ス

第七十八條　左ノ達示及之ニ關聯スル訓授命令ハ之ヲ廢止ス但シ處遇令ノ適用ヲ爲ササル者ニ對シテハ當分ノ內仍ホ之ヲ適用ス

一、昭和四年十月達示第一一號　階級處遇規程

一、昭和四年十月達示第一三號　作業賞與金計算手續

一、昭和四年十月達示第一四號　作業督勵規程

第七十九條　昭和八年十二月三十一日以前ノ入所者ニシテ處遇

令ノ適用ヲ受クル者ハ個々ニ就キ受刑以後ノ成績ヲ調査シ現在ニ於ケル處遇ヲ斟酌シテ一ヶ月平均所得點數ヲ定メ之ヲ執行濟ノ刑期ニ積算シテ編入スヘキ階級及其ノ階級ニ於ケル既得點數ヲ決定ス

第八十條　前條ノ決定ニ依リ編入セラレタル階級ノ處遇カ從來受ケツツアリタル階級處遇規程ノ處遇ニ比シ著シク劣レル場合ニ於テハ處遇令第二十七條ヲ準用シ一定ノ條件ヲ付シテ假ニ從來ノ處遇ニ近キ階級ニ編入シ又ハ向フ三ヶ月間ヲ限リ從來ノ處遇ヲ保有セシム

第八十一條　前二條ノ決定ニ付テハ處遇令施行前ニ於テ豫メ之ヲ調査シ置キ施行後正式ニ之ヲ決定シ成ルヘク速ニ實施スヘシ

第一號樣式

身上調査中擧動報告簿（松江刑務所）

檢印	罪名	犯刑	番號	第	番
所長	犯數	度名	氏名		
醫務主任	調查始期	懲役		年 月 日生	
教務主任	昭和 年 月 日	刑期			
戒護主任	拘禁舍房	二ヶ月			
作業主任	第 舍 房	應當日			
文書主任	獨居 雜居	昭和 年 月 日			
會計主任	第 舍 房				
用度主任	獨居 雜居				
	第 舍 房				
	獨居 雜居				
	年 月 日	記入者印			
	記事				

第二號樣式

身上調查表

（本表ハ本省ヨリ通牒ヲ俟ツテ決定ス）

提出月日	擔當看守	忍耐力	有	無	發案力	有	稍有	無
昭和 年 月 日	勤勉心	有	稍有	無	特技			
擔任部長	能率	了以上	了	不良	適當ト認ムル刑務作業名			
擔當看守	巧拙	巧	普通	拙	其他參考事項			
備考	意見							

第三號樣式

行刑成績表

罪名 / 犯數	刑名 / 刑期	刑期 起算日	刑期 終了日	假釋放條件經過日
		昭和 年 月 日	昭和 年 月 日	昭和 年 月 日

番號　第　番

氏名

年齡

階級

昭和 年 月 日	作業名	課程	食糧	不就業期間	工場名	居房名	階級	年月日	異動

刑務官會議決定

調査期	作業操行責任計	累進準備會決定	作業操行責任計	現階級累計	記事
第一次採點					

第四號樣式

罪名	犯數	刑期	氏名	番號
	入犯			

階級	年 月 日 級	年 月 日 級	年 月 日 級	年 月 日 級	年 月 日 級	年 月 日 級	年 月 日 級
工場又ハ舍房							

入所日	刑起算日	刑終了日	假釋放條件經過日	備考

年月日生

第五號樣式

作業賞與金使用出願簿

使用制限	階級	每月計算高	受付 月日	終結 月日	許否	所長	關係主任	出願要旨	支出金額	番號階級 / 氏名	備考
二分ノ一	一級		日 月	日 月					本月中		
三分ノ一	二級								使用累計	使用第 番級	
四分ノ一	三級		日 月	日 月					本月中		
五分ノ一	四級								使用累計	使用第 番級	
									本月中		
									前月計算高	前月計算高	
									計算高累計	計算高累計	

凡例

一、本簿ハ各工場、舎房毎ニ設クルモノトス。

第六號様式

蓄音器ラヂオ教材使用決議簿

年月日	所長	教務主任	使用月日	種別	放送者又ハ吹込者名	種目	摘要	聴政者範圍

第七號様式

累進準備會議事錄

昭和　年　月　日

開會　午前後　時　分

出席者

審査又ハ決議

閉會　午前後　時　分

分類	階級編入	得點	進級	進級停止	階級低下	其他決議		備考

累進處遇表（抜萃）

階級	給自己ノ用途			
第四級	念珠	眼鏡	郵便はがき	
第三級	同上	同上	同上	
第二級	同上	同上	同上及切手	封筒及巻紙
第一級	同上	同上	同上	同上
備考				半紙及和洋罫紙 同上

雜件			養ノ内														
席次	入浴	理髮	品物	ル	得	ヲ	ト	コ	ル	ム	シ	セ	用	使	ニ		
下位	定浴外一回	丸刈													算盤	同	上
四級ノ上位	定浴外二回	丸刈				書籍（宗教又ハ修養ニ關スルモノニ限ル）本級中一冊									雜記帳及鉛筆		
三級ノ上位	定浴外三回	丸刈			作業用具	同上	同上三ケ月ニ一冊	歯磨及歯磨楊子粉	同上	石鹸及容器	同上	墨汁及インキ	同上	筆及ペン	同上		
二級ノ上位	毎日一回	鋏刈			同上	同上二ケ月ニ一冊		同上		同上		同上					
	第三級以下ハ外ニ作業成績ニ依リ增浴セシムルコトアルベシ							切花又ハ鉢植									

右揭記以外ノ事項ハ處遇令及施行內規ノ規定ヲ要約シテ列記スルモノニ付之ヲ省略ス

法學新報

第四十四卷・第四號
昭和九年四月

貨物殊に荷爲替貨物の空渡と損害賠償……講師 岡村玄治
濱職罪に關する若干の考察……講師 吉田常次郎
アウグスツスと元老院の立法權……講師 船田亨二
新手形法の諸問題……講師 藥師寺志光
獨逸法律類語異同辨(三)……講師 三潴信三
商法改正要綱に對し反對すべき點(一九・完)……教授 高窪喜八郎
明治時代のローマ法教育(二一・完)……矢田一男
刑事判例研究(二六)……講師 草野豹一郎
●誣告罪の成立とその犯意
民事判例研究(二七)……判例研究會
手形署名(記名捺印)の意義と所謂手形署名の代理(升本重夫)——民法五百四條の適用(片山金章)
批評及紹介
齋藤金作氏譯『ビルクマイヤー共犯論』(花井忠)
岩田新氏『信託法新論』(片山金章)——藤田東三氏の『朝鮮親族相續法』を讀む(瀧川政次郎)
新法令

京東 中央大學法學部門機關

法學志林

第三十六卷・第三號
昭和九年三月一日發行

新らしき立法と判例と學說と……牧野英一
□不作爲に因る詐欺罪と權利濫用論の發展
行刑を基點として考察したる不定期刑……正木亮
國家本質の問題に於ける國家權威の地位……大串兎代夫
「父」の原始觀念……青山道夫
海事判例研究……小町谷操三
獨乙和議法草案邦譯……齊藤常三郎
新刊批評及思潮概觀
□道德社會學と社會學的道德論(牧野英一)
□法治國思想と刑法の發展(武藤文雄)
□新刊紹介 □雜法一瞥
判例 民事二十五件 刑事二十九件 行政八件
歐文 罪刑法定主義の進化と刑法における類推(牧野英一)

東京 法政大學發行

刑政第47巻第4号

矯正図書館

法曹會編纂

大審院判例要旨類纂

〔民事〕〔刑事〕 全二冊 定價金二十二圓

送費 內地 六十九錢 臺朝支 九十四錢

分賣 〔民事〕金十二圓 〔刑事〕金十圓

送費各冊 內地 四十五錢 臺朝支 七十五錢

▲四月一日發賣▼

菊判背革上製函入 本文九ポイント及六號活字組 總紙數三千三百餘頁

本書は本會發行の大審院判例集（第一卷乃至第十一卷）及大審院判決抄錄（全九十三卷）登載判例の要旨を各關係法令の章節法條に分類編纂したるものにかかり、民事は民法實施以後、刑事は裁判所構成法實施以後昭和七年末に至る四十年間に於ける判例を網羅し、一警其の梗概を知悉するを得ると共に更に判決の全貌を調査する便宜の爲、判例集及判決抄錄登載の卷頁數を附記し、判決抄錄登載の判例については大審院判決錄登載の輯頁をも併記して檢索閱覽の便を圖りたり。卽本書は一面判例集、判決抄錄及判決錄の三者に通ずる總索引たる用をも兼ね備へたるものにして、之れが編纂に關しては特に其の完璧を期する爲め大審院部長以下判檢事十數氏を編纂委員に囑託し以て之れが適正統一を圖りたり。朝野法曹、銀行會社、其の他識者必備の書たるは蓋し贅言を待たざるところにして、本會は本書普及の爲前記特別廉價を以て提供することとなし、且大方の利便を慮り民事刑事各冊分賣の方法を設けたり。

發行所 東京市麹町區司法省構內 振替東京一五六七〇番

財團法人 法曹會

編輯餘錄

□ 編輯中途に於て編輯子は函館に急行してそこに又關東大震火災の悲慘事を回想せねばならぬことになつたのである。函館の大火に於ても亦關東大震火災のそれの如く行刑上收容者の解放といふことが行はれた。卽ち、汐見町支所は八十四名の收容者を解放するの餘儀なきに至つたが而もそれらの多くは直ちに本所に出頭して行刑の威信は決してけがされることがなかつた。

□ 一看守が支所收容者の身分帳を背負つて之を本所に運ぶ間に彼はその家を燒かれ一時その母を見失ひ而もそれを顧みずして本所の防火に努めたその誠心誠意は以て刑務官吏の龜鑑とすべき佳話ではないか。

□ 又この火災に於て函館本所は千人の罹災民に助けを求められた。飢と寒氣に瀕して居た彼等は刑務所の救護を絶叫したのである。玆に於て永田所長は敢然その總ての事務所を開放しクラブを讓つて此等を收容し、米をたいて彼等の飢を救つた。編輯子は永田君のこの處置を特筆大書して置き度い。卽ち、同君の此の處置は從來からである。行刑は決して囚人の番人たるのみではない。囚人を救つて善良なる活社會人を作ることである。今瀕死の千人が刑務所の救ひを求めたとき刑務官吏はそれが職務外であるとして拒むべきであらうか。之を拒み得る者よく囚人を指導し得るであらうか。永田君は之を拒み得なかつたと同時に囚人の善導をも拒み得ぬ人であることをわたくしは特に宣傳し度い。

□ 上田山口刑務所長及び泉靑森刑務所長を滿洲國司法部の行刑當局に送る。之より兩君は滿洲國に行刑の天地を開き同國治外法權の基礎を作らんとするのである。その任や重しその行や旺なり。勇猛精進祖國行刑使臣としての名を恥しむるなかれ。

□ 明治行刑の開拓者元典獄藤澤正啓氏が急逝せられた。一度口を開くや明治行刑歷史を綿々糸の盡くることなきが如く語られた氏が編輯子の眼前に髣髴としてうかぶ。

□ 治安維持法改正法案が竟に議會の協贊を受くるに至らなかつた。希くば、次の議會によりよきものとして提出されんことを望む。

昭和九年三月二十六日

——あき羅——

定價表		廣告料	
六冊（稅共）	金一圓五十錢	一等一頁	金五十圓
十二冊（稅共）	金三圓	二等一頁	金四十圓
		普通一頁	金三十圓

注文規定

●御註文は總て前金のこと
●御送金は郵便爲替ならば司法省郵便局取扱にて拂込のこと、但なるべく振替を利用せられたし口座は東京二五〇五九番刑務協會とすること
●御註文の際は必ず送付先明記のこと、從つて轉居の際は新舊住所を御屆下されたし

明治二十七年二月二十六日第三種郵便物認可
昭和九年三月二十七日印刷納本
昭和九年四月七日發行

編輯兼發行人 東京市麹町區西日比谷町一番地 伊藤忠次郎
印刷人 東京市葛飾區小菅町一二八四番地 竹田益平
印刷所 東京市葛飾區小菅町一二八四番地 刑務協會印刷部
發行所 東京市麹町區西日比谷町一番地 刑務協會
電話銀座二三四四・三八二五番 振替口座東京二五〇五九番

刑政第47巻第4号

矯正図書館

47e Année N° 4 Avril 1934

KEISEI

Revue pénitentiaire du Japon

dirigée par

S. Shiono

Président de la Société des Prisons du Japon

Sommaire

Note éditoriale.

Kimura, K.— De l'évolution du principe : Nulla poena sine lege.

Azuma, K.— De la libération conditionnelle au point de vue de la politique criminelle.

Mouvement des idées à l'étranger:

Dr. Nathaniel Cantor, The Councils of Patronage.

KEIMU-KYOKWAI

(Société des Prisons du Japon)

près le Ministère de le Justice